独立行政法人国際協力機構の平成16年度の業務実績に関する

項目別評価シート

(34項目)

小項目 No.1 現場(在外)強化と機動的組織運営

大項目	1. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(1)組織運営における機動性の向上
小項目	途上国のニーズの多様化や我が国の開発援助政策の重点の変化に機動的に対応し得るよ
	う在外事務所にできる限り権限を委譲する。また、在外公館や内外で活動するNGO、
	その他の援助関係者とも連携を図ることで開発途上地域のニーズを的確に把握する。さ
	らに、組織内で責任の所在を明らかにするよう、役割分担を明確にすることで、迅速な
	意思決定が可能となるよう組織運営を改善する。具体的には、
	現地ODAタスクフォース等、現地におけるODA実施のための連携体制に積極的に
	参加する。
	一定の体制を備えた在外事務所に対しては、現地の人員・機関を活用して実施する在
	外主導型の調査・プロジェクトにかかる実施計画の決定や予算執行の権限等を委譲し、
	主体的に行う業務の範囲を拡大する。
	在外、国内機関の管理業務の効率化を図るため、本部からの支援を充実させる。
	組織運営を改善し、意思決定の段階を少なくするとともに、現行の事業実施部門にお
	ける縦割りの組織編成を柔軟化して再編成する。
業務実績	組織運営における機動性の向上に関し、「JICA改革プラン」の中核である「現場(在
	外)強化」については、 8 つの重点推進事務所及び 6 つの地域支援事務所で業務を開始
	│ し、また、本部に関しても4月の組織改革により導入したチーム制等の成果として、意 │\
	思決定の迅速化が実現した。あわせて、現地ODAタスクフォースにおいては情報収集
	や提言等の実施を通じ積極的に貢献した。
	1.現場(在外機関)の権限、機能強化
	オースへの参加状況)
	は平均月1回以上の頻度で会合等を開催している。機構の在外事務所はこれらの現地O
	┃ ┃DAタスクフォースの活動において、技術協力の実施機関として、派遣中の専門家や企 ┃
	┃ ┃画調査員とも協力しつつ、情報収集、分析、専門的見地からの提言等を通じ、わが国の┃
	援助政策の立案や先方政府との協議の実施等に積極的に寄与した。
	例えば、平成16年12月に発生したインド洋大津波により甚大な被害を被ったイン
	ドネシアやスリランカにおける現地ODAタスクフォースでは、機構の在外事務所から
	災害に対する緊急支援・復興支援について綿密な情報提供と連絡調整等を行い、日本の
	政府機関及び援助関係機関としての全体支援方針決定に参画した。
	(2)現場(在外)強化のための取り組み _(指標:在外主導に向けた体制の整備状況)
	機構では、「現場の目」を活かしたプログラム及びプロジェクトの形成支援の推進及び

プロジェクトのより効果的かつ効率的な実施のため、在外事務所で実施できるものは在外事務所に委譲するとの考えで現場(在外)強化を推進している。具体的には、1)案件全体の計画、実施、評価まで一貫して在外事務所が責任をもって主管する「在外主管案件」の仕組みを重点推進事務所を対象に導入、2)一部の事務所を地域支援事務所として整理し担当する地域の支援機能を付加、3)在外強化を支えるための人員等の体制を整備、することとしている。

平成16年度は、重点推進事務所のうち8つの事務所を試行事務所として位置づけ、16年10月から在外主管案件を試行的に実施し、半年間の試行によって、17年4月からの30重点推進事務所における在外主管案件の本格導入の準備を終えた。この新制度の導入によって、従来に比べてより的確かつ迅速な事業展開を可能とする環境が整った。半年間の試行結果について、8試行事務所が17年1月に行ったレビューでは、意思決定のスピードアップ、権限委譲に伴う所員の意識の一層の向上等の成果が報告された。

地域支援事務所については、9月1日にメキシコ事務所、10月1日には他の5事務 所がその業務を開始し、在外事務所の対応能力(特定課題への技術支援体制、経理・調 達の支援体制等)の強化が実現した。

27の重点推進事務所においては、IT環境(国際情報通信網:JICA-WAN) の整備により、機構の本部内で稼動しているネットワーク上のナレッジサイト(業務を支える情報、知見の共有システム)や地域部トータルシステム(事業の計画、実施管理システム)等へのアクセスが可能となり、プロジェクトの進捗情報や予算執行状況等が本部及び在外で共有できるようになった。

また、在外の人員体制の強化のために、本部と在外の機構業務に携わる人員の比率を中期目標期間中に概ね1対1にする人員シフト計画を策定し、平成18年度末までに海外の事務所の人員を約200人増員する計画である。1年目に当たる16年度は、在外に125人の人員シフトを実現した。

これらの取組みにより、従来に比べて在外での事業運営環境は大幅に改善され、平成17年4月からの30事務所による本格実施を予定どおり開始した。

(3)事業の段階毎の権限等の委譲

1)計画段階(指標:在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の実績)

現場(在外)強化の一環として、在外事務所で実施できるものは在外事務所に委譲するとの考えの下、案件の発掘・形成を支援、在外事務所による主体的な計画・実施を推進している。

平成16年度には、これまで個々の課題に応じて実施してきたプロジェクト形成調査等の案件形成支援事業について、重点開発課題を総合的に解決するため、案件形成段階においてもプログラム化を推進した。この際、在外事務所において実行計画を策定し、現地コンサルタント等の在外リソースや企画調査員、調査団等本邦リソースを組み合わせて、在外事務所が案件形成支援事業を主体的に実施している。

平成16年度は、東南アジア地域では「タイ国津波被害対策」等73件のプログラム に取り組み、南西アジア地域では「バングラデシュ農村開発」等40件、中南米地域で は「エルサルバドル国東部地域開発」等61件、アフリカ地域では「ケニア国農村開発 支援」等91件、中東地域では「モロッコ地方基礎教育改善」等32件、その他の地域 で76件、合計 95カ国373件の案件形成支援事業に関わるプログラムに取り 組んだ。

2)実施段階(指標:在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績)

これまでの「在外主導案件」の実施方法を発展させ、在外事務所に予算と事業実施の権限と責任を委譲し、調査団の派遣など本邦リソースの活用を含めた案件全体の計画・実施・評価について、一貫して在外事務所が主管する「在外主管案件」を平成16年10月より試行的に実施した。

インドネシア、中国、セネガルをはじめとする8重点推進事務所において、ベトナム「水環境技術能力向上プロジェクト」やセネガル「保健人材開発促進」など、支出金額ベースで約3割に当たる案件を在外主管として実施した。より現場に近い在外事務所が相手国と緊密な連携の下、事業の計画、実施に当たることで、意思決定の迅速化が進み、事業の効率的・効果的実施に貢献している。

また、対応の要否の判断や実施計画等の決裁を在外事務所で行う「在外対応型フォローアップ」(施設・機材の修理やスペアパーツの供与、帰国研修員が行うセミナーやワークショップの支援等)については、在外事務所長の権限強化や現地職員の活用推進など、実施体制の強化に向けた取り組みを進め、16年度は189件(14年度114件、15年度186件)の事業を現地のニーズにそって迅速かつ機動的に実施した。

【在外主管案件の先行事例】

中国事務所では技術協力プロジェクト「日中林業生態研修センター計画」について平成16年1月に日本政府による採択が決定され、4月より在外主導により事前評価調査を実施した(通常9ヶ月程度要していたところを3ヶ月で開始)。テレビ会議による理事会付議を経て16年8月には実施文書の締結が行われ、採択から事業開始まで7ヶ月という短期間での立ち上げとなった。在外事務所に意思決定の権限があることから中国政府との協議の頻度や内容が充実し、現地状況を的確に反映した計画策定ができた。また、事業開始後も運営上の問題解決に積極的に対応することが可能となった。この経験を通じて日本人所員のみならずナショナルスタッフの積極性も向上している。この事例は在外主管の開始に先行して実施されたものであるが、他の事務所に成功例として共有された。

【在外対応型フォローアップの事例】

- ア. パラグアイ国における技術協力プロジェクト「小農野菜生産普及強化計画」(協力期間:平成9年3月から14年3月)に対するフォローアップでは、農業普及員による栽培講習会の開催について5月中旬に支援の要望があり、7月上旬にはフォローアップを決定し、実施した。
- イ. 集団研修「病院薬学」コース(協力期間:平成16年10月7日か

ら同年 12月5日)に対するフォローアップとして、病院薬学について日本で研修を受けたナイジェリア国の研修員より医療関係者に対するマニュアル作成や情報提供について1月に支援の要望があり、同月中に支援を決定し、実施した。

3)評価段階(指標:在外事務所による案件別事後評価の実施国数)

在外事務所による案件別事後評価については、協力終了後3年程度経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクト及び自立発展性の検証を行い、国別事業実施計画の改善や事業の計画・実施に向けた教訓・提言を得ることを目的として、在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成14年度に導入した。16年度は新規の実施国数の拡充に取り組むとともに、新たに無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価の手法を開発・導入し、技術協力プロジェクトと無償資金協力の事後評価を新たに11カ国(マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ボリビア、ドミニカ共和国、エクアドル、トルコ、モルジブ、セネガル、インド)で実施した。

その結果、新規の案件別事後評価の実施国数は 1 1 カ国、実施国数の累計は 3 3 カ国 (14年度比 19 カ国増、15年度比 1 1 カ国増)となった。

(在外事務所による案件別事後評 価)	14 年度	15 年度	16 年度
制度導入国数の累計	14 カ国	22 カ国 (8 カ国増)	33 カ国 (19 カ国増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

(4)予算執行権限(指標:在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当役化する事務所数))

平成16年度においては、16年4月1日に先行して契約担当役化した24事務所の経理処理状況や問題点の分析・検証を踏まえ、在外主管案件を担う30の重点推進事務所の中で契約担当役化されていない5事務所(モンゴル、ウズベキスタン、南アフリカ共和国、エティオピア、アフガニスタン)につき、17年度からの契約担当役化を決定した。これにより、全重点推進事務所における予算執行権限の拡大により、事業実施の迅速性や在外主管案件等の新たな業務の仕組みを導入することが可能となった。

	14 年度	15 年度	16 年度
契約担当役事務所数	12 事務所	12 事務所	36 事務所
			(24事務所増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

2.在外・国内機関の管理業務の効率化

(1)経理業務の効率化(指標:経理業務の合理化と支援体制の充実)

予算科目を簡素化するとともに在外経理システム(改良版)を導入し、事務所における経理業務の軽減を図った。また、平成17年度からの導入を目指して、システムの英文化、事務所内LAN対応を行った。さらに、現場(在外)強化・意思決定の迅速化への対応、経理業務の軽量化等を目的とした、IT情報通信技術を活用した「新経理シス

テム」を18年度から導入するため、16年度においてタスクフォースを設置し、経理制度改善及びシステム開発の基本的計画について検討を行った。

上記の他、在外事務所、国内機関における経理業務の支援体制を強化するため、経理部に「経理支援グループ」を設置するとともに、タイ、メキシコ、南アフリカの3地域支援事務所に広域経理担当者を配置した。日常的に電子メール、電話、公電により各種相談に対応するとともに、必要に応じて出張ベースによる支援も実施している(本部における平成16年度の相談件数は 966件)。更に、研修及び講習会の強化に努めており、赴任前の経理担当者への研修の充実(期間の長期化等)、全所員に対する経理基礎研修の新規実施等研修プログラムを拡充したほか、新契約担当役事務所を対象とした決算講習会を実施し、各事務所における決算作業に対する準備支援を行った。

(2)在外事務所からの人材・機材の要望への対応(指標:在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況)

在外主管案件の制度が導入され、在外事務所も主体的且つ本格的に専門家・コンサル タントの選定や機材調達の業務に参加することとなった。

これに対して、在外事務所においてこれらの業務が迅速かつ的確に行われるため、また、必要に応じて本部が支援するため、以下の改善を図った。

迅速且つ適切な人材派遣及び機材現地調達を促進するための制度・手続きの変更 在外事務所の関連実務知識を向上するための執務参考資料の整備やシステム開発 上記 および を在外事務所に周知・徹底するための調査団派遣や研修の実施

すでに8重点推進事務所においては、これらの制度が適用され実務も定着している。 なお、その他事務所に対しても情報提供を行い、平成17年度からの30事務所での実 施体制に備えた。

3 . 意思決定の段階の削減・組織編成の見直し (指標:意思決定関与者数及び所要日数の減少)

独立行政法人化以降、組織運営の改善のため、「JICA改革プラン」の方策の一つである組織改編(平成16年4月)においてチーム制を導入し、従来の課長代理以上のポスト数を約1割削減した。あわせて、同制度の下で、意思決定関与者数が減少し、意思決定の迅速化が実現するよう、決裁合議先の簡略化・チーム長への権限委譲などを含む大幅な決裁基準の見直しを実施した。また、従来は分野別・協力スキーム別に事業を実施していた8部(技術協力プロジェクト担当5部、開発調査担当3部)を開発課題別の5部に改編し、課題ごとの事業ノウハウと専門スタッフを集中することによって、開発課題を軸に総合的な取り組みが可能となった。

主要事業の骨格を決定する実施決裁文書等に要する意思決定関与者数及び日数をサンプル調査したところ、平成14年度実績17.3人から制度を導入した16年度は9.5人(45%減)、起案から決裁までの日数は14年度実績15.8日から8.2日(48%減)となり、意思決定のスピードと関与者数は大幅に短縮・削減された。

評定方法 独立行政法人からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。			
・在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の実績・在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績・在外事務所による案件別事後評価の実施国数・在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当役化する事務所数)・在外主導に向けた体制の整備状況・経理業務の合理化と支援体制の充実・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況・意思決定関与者数及び所要日数の減少 「評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等)現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ	評定方法		からの検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判
・在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績・在外事務所による案件別事後評価の実施国数・在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当役化する事務所数)・在外主導に向けた体制の整備状況・経理業務の合理化と支援体制の充実・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況・意思決定関与者数及び所要日数の減少 「評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			・現地ODAタスクフォースへの参加状況
・在外事務所による案件別事後評価の実施国数 ・在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当役化する事務所数) ・在外主導に向けた体制の整備状況 ・経理業務の合理化と支援体制の充実 ・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況 ・意思決定関与者数及び所要日数の減少 評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			・在外事務所主導で実施した案件発掘・形成支援のための事業の実績
・在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当役化する事務所数) ・在外主導に向けた体制の整備状況 ・経理業務の合理化と支援体制の充実 ・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況 ・意思決定関与者数及び所要日数の減少 評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			・在外主導技術協力プロジェクト及び在外対応型フォローアップの実績
・在外主導に向けた体制の整備状況 ・経理業務の合理化と支援体制の充実 ・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況 ・意思決定関与者数及び所要日数の減少 評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			・在外事務所による案件別事後評価の実施国数
・経理業務の合理化と支援体制の充実 ・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況 ・意思決定関与者数及び所要日数の減少 評価 評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			・在外事務所への予算執行権限の委譲状況(契約担当役化する事務所数)
・在外からの人材・機材の要望に対応する体制の整備状況・意思決定関与者数及び所要日数の減少 評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			
・意思決定関与者数及び所要日数の減少 (評定の決定理由及び指摘事項等) 現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			
評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			
現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ	A-7 /		・ 意思決定関与者数及び所要日数の減少
を備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ	評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
S 務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			現地 ODA タスクフォースの活動への積極的参加、在外強化に向けた体制
制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			整備、「在外主管案件」の試行実施など在外事務所への権限委譲、経理業
制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ		S	務の合理化及び支援体制の充実、在外からの人材・機材の要望への対応体
度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			制の整備、組織改編等による意思決定の迅速化のいずれにおいても取組の
て「極めて順調な」状況である。 今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			成果がみられ、在外強化及び機動的な事業実施のための体制改革は相当程
今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ			度進捗していると認められることから、全体として中期計画の達成に向け
			て「極めて順調な」状況である。
いても慎重にレビューすることが求められる。			今後は、新しい諸制度を然るべく定着させるとともに、改革の効果につ
			いても慎重にレビューすることが求められる。

小項目 No.2 事務手続きの迅速化、合理化

大項目	2 . 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
中項目	(2)業務運営全体の効率化
小項目	(イ)業務全体を通じて、情報化・電子化を進めつつ、効率的な業務運営の環境を確保
	する。また、事業が有機的かつ効率的になされるよう、必要に応じて在外事務所を
	含めた事務処理のあり方を見直す。同時に、外部に委託した方が効率的であると考
	えられる事務については、外部委託を積極的に導入する。具体的には、
	専門家派遣、研修員受入等の制度・手続きを精査し、迅速化を図る。
	コンサルタント契約についての一連の手続きを精査し、迅速化を図る。
	文書決裁など意思決定にかかる手続きの効率化や、内部及び外部連絡文書の事務
	手続き等の合理化を通じ、文書事務の削減を行う。
	事業実施にかかる事務について、適当なものについては、積極的に外部委託の導
	入を図る。
	一般競争入札を既に導入済みの国内に加え、現地商慣習の異なる在外においても、
	複数業者から見積もりを取り、価格競争を原則とすること等により、機材の調達
	業務の透明化・適正化に努める。
	引き続きホームページを通じ公示、入札結果等の調達関連情報を迅速に公表し、
	透明性の確保を図る。
業務実績	専門家派遣及び研修員受入れの手続きが大幅に迅速化されたとともに、コンサルタン
	│ ト契約における公示から契約締結までの手続きの迅速化が図られた。また、文書事務の │
	削減については、チーム制の導入に合わせる形で決裁基準を更新し、グループウェアを 、
	活用した連絡・情報共有を図るとともに、外部委託については、平成15年度の抽出作
	業に基づき、外部委託を開始した。さらに、機材の調達業務については、現地調達にお
	│ける価格競争比率が向上するとともに、調達関連情報の迅速な公表が進んだ。 │
	1 . 専門家派遣、研修員受入れ等の制度・手続きの迅速化 <i>(指標 : 専門家派遣の手続き日数</i> 、
	研修員受入れの手続き日数)
	│ │ 専門家派遣の手続き日数については、派遣前の健康診断に時間を要していたため、平
	│ │成 16年6月から短期専門家のうち派遣期間30日以上90日未満である専門家
	の健康診断を簡素化することとした。具体的には、派遣の度に健康診断の受診を義務付
	けることをやめ、専門家自身が直近の健康診断等の結果を自己申告することにより、健
	康状況を把握することにした。これにより、派遣に係る手続き日数は <i>20日</i> (14年度
	比15日減、15年度比10日減)となり、14年度実績35日に比して43%減とな
	った。この結果、コンサルタント契約で派遣された技術協力専門家を除く短期専門家総
	数1,442人のうち1,345人(約93%)が、派遣手続き20日間で派遣できる
	ことになった。また、専門家手続き日数のさらなる短縮のため、一般旅券による渡航国
	の範囲を拡充する可能性についても、在外事務所を通じて、最新情報のとりまとめを行

い、関係機関と調整中である。

また、研修員受入の手続き日数について、平成16年度実施分の全集団コースに係る応募要綱(General Information)の印刷・発送業務を簡素化した。具体的には、在外事務所に直接送付するものは(業務委譲国向け)すべての応募要綱を電子データで作成・発送することとし、在外公館を通して送付される応募要綱(業務未委譲国向け)に関しては、発送手続き等を迅速化した。

以上により、応募要綱作成から在外事務所が受理するまでの平均所要日数は、平均で 9.7日間(14年度比16.3日減)となり、14年度実績26日間に比して63% 減となった。

(手続き日数)	14 年度	15 年度	16 年度
専門家派遣	35 ⊟	30 日	20 日
(派遣期間 30 日以上 90 日未満)	35 Ц	(14%減)	(43%減)
研修員受入れ	26 □		9.7日
「「「」」	26 日	-	(63%減)

^{*}カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

2 . コンサルタント契約の手続きの迅速化

(1)公示から契約締結までの手続きの迅速化(指標:1件当たりの公示から契約締結までに要する期間)

公示から契約締結までの手続き日数を短縮するため、機構内部の事務手続きについて見直し、平成16年5月に制度変更を行った。この結果、平成16年度は公示から契約締結までに要した期間は平均で62日(14年度比10日減)となり、14年度実績の72日に比して14%減となった。

今後、在外事務所がコンサルタント選定に参画する在外主管案件が増加するため、 その中でも迅速な手続きができるように今後とも着実な制度の運用を図る方針であ る。

(手続き日数)	14 年度	15 年度	16 年度
公示から契約締結	72 日	-	62 日 (14%減)

^{*}カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(2)精算手続きの迅速化(指標:1件当たりの精算手続きに要する期間)

平成15年度の検討結果に基づき、精算作業の正確性を担保できる範囲内で、為替換算方法の変更及び一般業務費の精算の簡素化を内容とする制度を16年5月から導入した。

新制度導入案件の精算日数の平均値は28日となり、平成14年度実績値37日と 比較して、約24%減となっている。

	14 年度	15 年度	16 年度
精算日数平均值	27 🗆		28 日
相异口奴十均但	3/ D	-	(24%減)

^{*}カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

3 . 文書事務の削減

(1)決裁プロセスの効率化(指標:決裁プロセスの効率化状況)

平成16年4月のチーム制の導入に合わせ、意思決定の段階を少なくした決裁基準を導入したことにより主要事業の骨格を決定する実施決裁文書等について、起案から決裁までの日数が15.8日から8.2日となり48%減少した(サンプル調査結果に基づくもの)。また、申請・届出等の手続きの電子化(ワークフロー)について、試行的に導入する市販ソフトウェアを決定し、カスタマイズを開始した。

(2)内部連絡文書の効率化(指標:内部連絡文書の効率化状況)

文書管理の電子化・効率化に関する全体像を検討し、機構内の連絡文書を電子的に処理するための第一段階として、受信FAXを自動的に電子化(PDF化)することを試みた。

また、グループウェアの活用を進めるため、従来の「お知らせ」等のデータベースに加え、以下のデータベースを立ち上げた。なお、マニュアルについては、テーマ毎にまとめ利便性の向上を図った。これにより、従来本部、国内、在外の機関に紙で配付・回覧されていたものが電子化され、紙の使用量削減や送付経費の削減とともに、即時の情報共有や検索が可能となり、効率化が図られた。

- ア. 各種定例会議の議事録・資料及びセミナー等の報告に係るデータベース
- イ. 「電子会議室」データベース (「在外強化連絡会」、「課題支援業務」、「情報セキュリティ・個人情報保護」、「津波被害対策連絡・調整会議」等)
- ウ. 各部共通の業務情報・マニュアル等を集約したデータベース(調達、ISO1 4001、専門家派遣、課題部業務マニュアル等)
- (3)外部連絡文書の効率化(指標:外部連絡文書の効率化状況(定型的な外部連絡文書数))

関係者と調整を行い、平成15年度に、機構から発出している定型的な外部連絡文書約60種のうち9種(全体の約15%)の文書を廃止し、これを継続。

4 . 外部委託の導入 (指標:適切なものについての事務にかかる外部委託の実施)

- 15年度に抽出した外部委託に適した業務を対象に、16年度は以下の業務について外部委託を開始した。
- (1)職員及び国際協力専門員の給与計算事務
- (2)市民参加支援事務局業務(草の根技術協力事業等の事務処理支援)
- (3) 開発教育関連事務支援(エッセイコンテストの運営管理、JICA出前講座の受付・実施、その他教師学生向けイベント等の開催業務等)
- (4)国内機関における研修コース運営庶務(研修受入先との連絡・調整、研修員の引率、研修監理等)

今後、研修員の宿泊予約業務についても、外部委託(国内機関統一の研修員宿泊予約システムの運用)の方向で検討中であり、17年度以降の実施を予定している。

5.機材の調達業務の透明化・適正化(指標:機材の現地調達における価格競争の推進の状況)

在外事務所による機材の現地調達における価格競争の促進のため、平成15年度に随意契約であっても価格競争性を高めた「見積競争方式」を制度化しており、16年度は導入可能な体制にある国において制度の適用を開始した。また、こうした制度を導入するうえでの基盤として、競争に参入可能な企業に関する「企業情報等整備調査」を7カ国の在外事務所において実施し、15年度と合わせ15カ国の情報が整備された。

更に、現地調達体制・制度造りの指針として、「現地調達ガイドライン」を16年6月に作成した。同ガイドラインでは、事務所の規模・調達状況に応じて、順次事務所内規を制定し、現地調達を原則化していくこと、契約金額に応じた競争方法を可能な範囲で行っていくこと等が定められた。同ガイドラインに基づき、平成16年度においては、25カ国の在外事務所において内規が制定され、現地事情を踏まえたルールに基づく調達が行われるようになった。

この結果、現地調達において価格競争(一般競争入札、指名競争入札、指名見積競争)による調達をした案件の比率は、14年度実績28パーセントに対し、16年度は43パーセントまで向上した。

6 . 調達関連情報の迅速な公表 (指標:ホームページ掲載に要する期間及びホームページへの掲載状況)

機構においては、従来から入札等による契約相手方選定結果を、ホームページへの掲載及び「JICAプラザ」への掲示により公表してきた。独立行政法人化後、これらの結果公表体制を見直し、迅速化の余地があると考えられるものについての改善を行い、平成16年度においても、見積競争案件における選定結果の迅速な公表体制を整備した。この結果、ホームページを通じた入札結果等の調達関連情報の公開体制は、以下のとおりとなり、迅速に公開する体制がほぼ整った。

(表)調達関連情報の公開状況一覧

調達関連情報の内容	公表のタイミング
技術協力機材の入札案件	木曜日に入札会実施後、翌月曜日結果公表
(500 万円以上の案件で実施)	(2営業日)
技術協力機材の見積競争案件	火曜日に見積開封後、木曜日に結果公表
(200 万円以上~500 万円未満の案件で実施)	(2営業日)[平成16年度に6日 2日に短縮]
庁用品・役務の入札案件	不定期に入札会実施、契約相手方選定後3営
(500 万円以上の案件で実施)	業日以内に結果公表[平成 15 年度に 3 日に短
	縮]
庁用品・役務の見積競争案件	不定期に開催、契約確定後3営業日以内に結
	果公表[平成 16 年度に 3 日に短縮]
庁用品・役務のプロポーザル評価実施案件	不定期に開催、契約確定後3営業日以内に結
	果公表[平成 15 年度に 2 週間 1 週間に短縮]
コンサルタント選定のプロポーザル評価実施	不定期に契約相手方選定後、1 週間に一度纏
案件	めて結果公表[平成 15 年度に 2 週間 1 週間
	に短縮]

評定方法	独立行政法	太人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定				
	する。	۵°				
	・専門]家派遣の手続き日数				
	・研作	多員受け入れの手続き日数				
		井当たりの公示から契約締結までに要する期間				
		井当たりの精算手続きに要する期間				
		我プロセスの効率化状況 ロスストラストライン 1975				
		部連絡文書の効率化状況 87.清後立書の対象化状況(ウ型やなり 37.清後立書巻)				
		昭連絡文書の効率化状況(定型的な外部連絡文書数) Rtst のについての東郊にかわる40部系統の実施				
	–	刀なものについての事務にかかる外部委託の実施 オの現地調達における価格競争の推進の状況				
		・機材の現地調達における価格競争の推進の状況 ・ホームページ掲載に要する期間及びホームページへの掲載状況				
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)				
		専門家派遣、研修員受入及びコンサルタント契約手続の迅速化、文書事務				
		の効率化等において具体的な改善が認められ、全体として中期計画の達成に				
	Α	向けて「順調」な状況である。				
		今後は、手続の迅速化がどのような効果をもたらしているか明らかにする				
		よう努めるとともに、これらの成果が後戻りすることのないよう留意する必				
		要がある。				

小項目 No.3 事業の主要な投入の単位当り経費の効率化

大項目	3 . 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置				
中項目	(2)業務運営全体の効率化				
小項目	(口)中期目標期間中、業務の質の維持・向上を図りつつ、各種事業の実施に必要な				
	主要な投入(専門家派遣、研修員受入れ、機材供与、調査団派遣等)に係る単位当				
	り経費について平均で 10%程度の効率化に努める。また、事業実施における各種				
	経費についても、徹底した節減を行う。具体的には、				
	専門家派遣について、事業目的に応じた適切な派遣期間の設定を行い、特に、長				
	期に派遺する人数を中期目標期間中に 10%削減するように努めるとともに、専門				
	家に対する手当等について、適切な人選を妨げない範囲で合理化を進める。				
	研修員受入れ事業について、本邦滞在期間の弾力的設定等により、中期目標の期				
	間中に研修員一人当たりの滞在経費を平均で 5%削減するように努める。				
	機材調達について、調達方法の改善等により、中期目標の期間中に機材の調達経				
	費を案件一件当たり又は専門家一人当たり 10%削減するように努める。				
	機構が直接派遣する調査団については、インターネット等情報通信インフラを活				
	用すること等により、中期目標の期間中に調査団一件当たりの所要経費を 10%削				
	減するように努める。				
	コンサルタントに係る経費については契約方法の合理化等により、中期目標の期				
	間中に一案件当たりの調達経費を 10%削減するように努める。				
	機構に対する報告書等各種印刷物について、電子媒体によるものを増加させる等				
	により、印刷製本費を、中期目標の期間中に 10%削減するように努める。				
業務実績	機構の中期計画予算(平成15年度下期~18年度)では、16年度以降の運営費				
	交付金について、毎年度1.22%の効率化を行うことが定められている。これによ				
	る削減額は、15年度予算との比較では、16年度約20億円、17年度約39億円、				
	18年度約59億円であり、計118億円となる。機構は、右効率化を実現するため、				
	中期目標期間中、業務経費については主要な投入にかかる単位当り経費の平均10%				
	程度の削減及び事業実施における各種経費の徹底した節減、一般管理費については1 4年度と比べて10%の削減を、それぞれ図ることとしている。				
	4 年度と比べて 0 %の削減を、それぞれ図ることとしている。 平成16年度においては、業務経費について、業務の質の維持・向上を図りつつ、				
	一十成 0 年度においては、業務経貨について、業務の負の維持・向工を図りづり、 各種事業の実施に必要な主要な投入に係る単位経費について効率化を実現するため				
	日曜事業の実施に必要な工要な政人にある土世経貨にういて効率化を実現するため に、制度の見直し・適用、運営上の工夫、代替方策の適用を実施した。この結果、1				
	C、 同及の先輩の				
	減、専門家一人当たり携行機材費20%減、案件一件当たり供与機材費35%減、印				
	刷製本費26%減と、いずれの項目でも削減が順調に進んだ(一般管理費の効率化に				
	ついてはシートNo.4参照)。				

1.長期専門家の派遣人数の10%削減等

(1)長期専門家の派遣人数の10%削減(指標:長期派遣専門家(新規派遣)の人数を10%削減) 要請案件に対する事業目的に応じ、同様の協力効果が期待できると考えられるもの については短期派遣専門家で対応する等適切な派遣期間の設定などを通じて、1年以 上派遣される長期専門家の人数は382人(14年度比161人減、15年度比95 人減)となり、14年度実績543人に比して30%減となった。その結果、派遣期 間が1年未満の短期専門家の占める割合が増加し、長期専門家と短期専門家の比率は、 14年度1対3.3から16年度1対4.8に推移した(15年度は1対3.6)。

	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
長期派遣専門家	543 人	477 人	382 人	488 人
新規派遣人数		(12%減)	(30%減)	(10%減)
短期派遣専門家 新規派遣人数	1,785人	1,698人	1,850人	-
長期派遣専門家と短 期派遣専門家の人数 比率	1:3.3	1:3.6	1:4.8	-

^{*}カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(2)専門家に対する手当等の合理化(指標:専門家の手当等の合理化の実績)

平成15年度から検討を進めた新住居手当制度の運用を開始し、特段の問題も無く 定着した。同制度に基づく支給方式を導入した国について、本年度認定分539件に 対する平成17年3月末現在における経費削減効果を試算したところ、従来の制度に よる認定実績の平均に比して、9,956万円の減少となった。

さらに、合理化を進める方策として、企画調査員、業務調整員、ボランティア調整員等の新格付基準・協力金制度の検討を行った。この新制度を平成17年度中に導入するため、17年3月末に新制度の枠組みについて組織決定した。

2.研修員の滞在経費5%削減(一人当たり)(指標: 研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減)

平成15年度に続き、各国際センターの研修コースの所管調整により、研修員受入時期を平準化し、効率的な研修日程を組むことによって受入日数を削減した。その結果、研修員一人当たりの滞在経費は541千円(14年度比79千円減、15年度比44千円減)となり、14年度実績620千円に比して13%減となった。

(研修員)	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
一人当たりの滞在経費	620 千	585 千	541 千円	589 千円
	円	円	(13%減)	(5%減)
		(6%減)		

^{*}カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

3.機材の調達経費の10%削減(案件一件当たり又は専門家一人当たり)(指標:

機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり 10%削減)

(1)専門家携行機材費

専門家の携行機材の調達方法を見直し、パソコン購入の代替手段として専門家自己 所有のパソコンに対する損料の支払い又はレンタルでの対応とする制度を平成16年 12月から導入した。これによりパソコンの購入量の削減が図られ、専門家一人当た り携行機材費は439千円(14年度比109千円減、15年度比59千円減)とな り、14年度実績548千円に比して20%削減された。

(2)供与機材の諸経費及び供与機材費

現地調達に関する在外事務所への権限の委譲を10月から段階的に導入し、現地調 達を促進することにより、現地調達比率が増加傾向にあり、機材調達経費及び諸経費 の削減に貢献した。また、政策支援等のソフト型案件が増加したこと等により、機材 の投入額が減少傾向にあることも実績に影響を与えている。平成16年度は、案件一 件当たりの諸経費 3 0 7 千円、供与機材費 1 5 , 6 4 6 千円となり、平成 1 4 年度実 績の諸経費599千円、供与機材費24,073千円に比して、それぞれ*49%減*、 35%減となった。

16年度の実績は下表のとおり。

	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
専門家一人当たりの携行機材	548 千円	498 千円	439 千円	493 千円
費		(9%減)	(20%減)	(10%減)
案件一件当たりの諸経費	599 千円	273 千円	307 千円	539 千円
		(54%減)	(49%減)	(10%減)
案件一件当たりの供与機材費	24,073 千円	19,237 千円	15,646 千円	21,665 千円
		(20%減)	(35%減)	(10%減)

^{*}カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

4.機構が直接派遣する調査団の所要経費の10%削減(一件当たり)*(指標:本邦発*

の直営で派遣する調査団ー件当たりの所要経費(旅費)を 10%削減)

平成15年度下半期に、関係各部署における調査団一件当たりの所要経費を削減す るためのアクションプランを策定し、事前の情報収集の徹底、テレビ会議による協議 の実施、団員人数の精査、一部の調査団員の在外事務所員による代替などを実施して いる。

機構が直接派遣する調査団の一件当たり所要経費を地域別に見ると、平成14年度 に対する16年度の実績は、アジア3.0%減、北・中米3.0%減、アフリカ2. 8%減、中東8.0%減と減少した。

また、全世界の一件当りの所要経費の単純平均については、16年度に本邦からの 派遣を計画していた調査団のうち、在外事務所による協議や調査を行うことで代替し た件数 (116件)を派遣したと仮定して調査団総数に含めて試算した場合、一件 当たりの所要経費は 1 , 8 0 4 千円となり、1 4 年度実績1 , 8 6 6 千円に比べ3 . 3%減となる。

5.コンサルタントに係る調達経費の10%削減(一案件当たり)(指標:コンサルタン

ト調達経費を一案件当たり 10%削減)

平成15年度の検討結果に基づき、16年5月に定型的な要素が多い業務を対象に 契約相手先選定における価格加味割合を一部拡大した。これにより、同程度の技術レ ベルの競争者から価格の低い方を選定する割合が高くなった。コンサルタントの調達 経費の実績は、当該年度に終了した案件の精算金額をもとに算出している。

独立行政法人化以降に発注した案件の実績は 1 3 2 百万円(14年度実績145百万円) 8.9%減となっており、制度変更の効果や関係部署による削減努力が着実に進んでいる。

6.印刷製本費の10%削減(指標:印刷製本費の10%削減)

機構が直営で作成している報告書並びに業務実施契約及び業務委託などにより作成している報告書等について徹底した合理化を図るため、 印刷・製本を行う報告書の種類の整理、 配布先の見直し、 報告書のページ数の削減についての基本方針をまとめ、同方針にそった対応を全部署に周知するとともに、報告書の電子化を促進することにより印刷製本費の削減にかかる取組みを進めた。

その結果、平成16年度実績は658百万円(14年度比234百万円減、15年度比166百万円減)となり、平成14年度実績に比して26%減となった。

	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
印刷製本費	892 百万円	824 百万円	658 百万	802 百万円
		(8%減)	円	(10%減)
			(26%減)	

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・長期派遣専門家(新規派遣)の人数を10%削減
- ・専門家の手当等の合理化の実績
- ・研修員一人当たりの滞在経費を平均で5%削減
- ・機材の調達経費を案件一件当たり又は専門家一人当たり 10%削減
- ・本邦発の直営で派遣する調査団一件当たりの所要経費(旅費)を 10%削減
- ・コンサルタント調達経費を一案件当たり 10%削減
- ・印刷製本費の10%削減

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

各経費の削減について具体的に成果が現れており、一部においては中期計画を上回る削減を達成するなど、中期計画の実施に向けて「順調」な状況である。

今後は、コスト削減がパフォーマンスに悪影響をもたらさないよう留意 することが必要である

小項目 No.4 本部管理経費の効率化

大	4 . 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置
項	
目	
中	(2)業務運営全体の効率化
項	
目	
小	(ハ)機構は、中期目標期間中、一般管理費(退職手当を除く。) について平成 14 年度と比べ
項	て 10%程度の効率化に努める。具体的には、
目	本部の管理経費 (退職手当を除く。)について平成 14 年度と比べて 10%程度効率化する。
	そのため、人件費、事務所借料、公用車に係る経費、パソコン経費、内外通信費、派遣要
	員に係る経費等を削減する。
業	一般管理費(退職手当を除く)の平成16年度実績は10,828百万円となり、15年度

務実績

一般管理費(退職手当を除く)の平成16年度実績は10,828百万円となり、15年度 に外務省独立行政法人評価委員会に報告した計画額(10,998百万円)を下回った。

_(表:削減計画と支	出実績)								(単位	:百万円)
	14£	渡	15年			16年度			17年度	18年度
	予算	支出実績	削減恒	支出実績	削減抽	支出実績	増減	増減	削減計画	削減計画
							(対14予算)	(対14実績)		
	(A)	(B)		(C)		(D)	(D) - (A)	(D)-(B)		
一般管理費	10,563	10,954	10,953	10,953	10,998	10,828	265 (2.5%)	126 (1.2%)	9,771	9,506
	ベースライ	ン	3.7%增		4.1%増				7.5%減	10.0%減
除消費税	10,563	10,954		10,757		10,513	50 (0.5%)	441 (4.0%)		
ことを出	0 400	0.044	0 404	0.404	0.705	0.000	440 (0.4%)	000 (0.7%)	0.074	0.004
うち物件費	3,493	3,314	3,481	3,481	3,765	,	110 (3.1%)	289 (8.7%)	3,071	2,964
うち消費税	0	0		195		315				
除消費稅	3,493	3,314		3,285		3,288	205 (5.9%)	26 (0.8%)		
人件費	7,070	*7,640	7,472	*7,472	7,233	7,225	155 (2.2%)		6,700	6,542

注: 平成16年度の物件費の計画額には、平成12,13,14年度に係る消費税の修正申告による納付額約305百万円が含まれている。 *14年度と15年度上期は、決算において本部分を区分していないため、給与支給実績に基づき計算

1.削減に向けた取組み

- (1)機構は、平成18年度には14年度に比べて本部の管理経費の10%(10.57億円) を削減するため、本部事務所借料の削減、新人事・給与制度の導入及び早期退職の促進など、継続的な削減効果が見込まれる抜本的な対策に取り組んでいる。
- (2) ただし、独法化に伴う特殊事情として、1) 物件費における消費税の算出方法の見直しに伴う消費税修正申告による納付(平成12、13、14年度にかかる修正)、2) 人件費における過去の本部から在外への人事異動の遅れに伴う本部人件費支出実績の大きさ、という課題があったことから、15年度の業績報告において、16年度以降の削減計画(過去の事情を反映し16年度までは14年度予算に比べ微増するが、18年度には10%削減を実現する計画)を改めて提示している。
- (3) 平成16年度以降は、この削減計画を基に18年度の最終目標に向けて削減努力を継続している。

2. 平成16年度の実績

平成16年度の本部管理経費(物件費、人件費)の実績は、10,828百万円(物件費3,603百万円、人件費7,225百万円)となり、14年度及び15年度の支出実績、並びに削減計画で設定した16年度の計画支出額を下回った。最終的な削減目標の対象である14年度予算額との比較ではまだ支出増となっているが、18年度の10%削減に向けた削減計画は順調に進展しており、17年度以降も削減計画で設定した支出計画額に沿って削減努力を継続し、18年度の段階で目標を達成する計画である。

(1)物件費

平成16年度の物件費は、15年度実績との比較で、本部賃借料・共益費、パソコンリース代などで経費を削減した。実績額では、平成12、13、14年の消費税修正申告による納付(305百万円)により、平成15年度支出実績との比較で122百万円の増となったが、削減計画で設定した計画額(3,765百万円)の範囲内となった。

(2)人件費

平成16年度の人件費は、本部から在外への人事異動の進展、新人事制度の導入による経費削減効果、早期退職の促進等から、15年度実績との比較で247百万円の削減となり、削減計画の16年度計画額(7,233百万円)を下回る支出実績となった。最終的な目標となる14年度の予算額との比較ではまだ155百万円の増となっているが、同年度の支出実績比では415百万円の削減となっており、上述の削減計画で設定した計画に基づく削減努力は順調に進捗している。

評定方法	独立行政法人か	ら検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・ 本部の管理経費(退職手当を除く。)について 10%程度の効率化
評	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
価		本部管理経費の支出実績は、平成15年度の業務実績報告において提示した
		平成16年度以降の削減計画の計画額を下回っているものの、平成14年度比
	В	で 10%削減するためには平成17年度以降の大幅な削減が必要であり、本部事
		務所借料の削減、新人事・給与制度の定着、早期退職の促進等、今後とも効果
		の発現が見込まれている取組を中心に、中期計画の達成のために引き続き注視
		する必要がある。全体として中期計画の達成に向けて「おおむね順調」な状況
		といえる。

小項目 No.5 施設、設備の利用者数の増加

<u>, </u>		
大項目	5. 業務運営の効率化に関する事項に関する目標を達成するためとるべき措置	置
中項目	(3)施設、設備の効率的利用	
小項目	機構が保有する国際センター12施設、青年海外協力隊訓練所3施設及び国際協定合研修所の施設、設備について、利用率を向上させるように努める。このため、	
	ら施設の利用者数を中期目標期間中、5%増加させる。	
業務実績	機構が保有する国際センター等の施設の利用者数を増加させるため、各国内機関	
	おける研修実施時期の平準化と、国民参加協力推進事業の一層の拡充に加え、国際	
	関毎に策定された利用者数向上のための計画を実施した。具体的には、枠囲みのの りである。	とお
	【施設の利用者数向上のため実施した方策の例】 ア. 研修実施時期の平準化 研修実施時期平準化を行い、センター宿泊が可能な研修スケジュール 作成に努めた結果、満館時において、研修員のセンター外宿泊は減少 した。(JICA横浜) ピーク時における研修員宿泊利用の平準化のため、各研修コースの実 施時期を調整するとともに、集団研修から地域別研修に改編したコース、新規コース等は、オフピーク時に実施するなど、研修コース実施 時期の整理を行った。(JICA九州) イ. 国民参加協力推進事業の拡充 教師海外研修参加者及び高校生国際協力実体験プログラムを、センター泊にて実施した。(JICA八王子) 草の根技術協力事業に関し、地方自治体、NGO等を対象とした説明会を、センターで開催した。(JICA中国) 地域社会との連携を強化するために、センターにおいて、地元住民を対象に、市民セミナーを毎月開催し、機構関係者、開発途上国からの 帰国者による異文化紹介を行ない、地域に密着した施設づくりを図った。(JICA札幌) 国民参加型事業の対象者による施設利用を促進するため、小学生から	
	大学生及び保護者等の引率者がより利用しやすくなるように、会議室 等の施設利用料金体系を見直し、16年度より適用した。(JICA 札幌等)	
	ウ. その他施策 センター施設利用案内を作成し、関係機関に配布し、広報誌・ホーム ページ等へ施設利用案内を掲載して広報した。(JICA札幌) 広島市に投宿していた他センター管轄の研修員をセンター泊とした。	

(JICA中国) 利用者の利便を考慮して、JICAプラザを移設した。(JICA四 国) この結果、国民参加協力推進事業の拡充もあり、会議、セミナー、イベント等の参 加者数が増加し、平成16年度の利用者数は318,165人(15年度比14,1 15人増)で、15年度実績304,050人に比して4.6%増となった。 14 年度 15 年度 16 年度 318,165 人 利用者数 N/A 304,050 人 (4.6%増) *カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。 評定方法 独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。 ・ 利用者数の5%増加 評価 (評定の決定理由及び指摘事項等) 評定 各国内機関における研修時期の平準化、国民参加協力事業の拡充等の取 組の効果がみられ利用者数は平成15年度と比較して増加しており、中期 Α 計画の達成に向けて「順調」な状況といえる。

小項目 No.6 効果的な事業の実施

大項目 	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する					
	ためとるべき措置					
中項目	(1)総論					
小項目	(イ)開発途上地域等の経済及び社会の発展又は復興に寄与し、国際協力を進めるこ					
	とは、我が国の開発援助政策の枢要な課題である。このため、政府開発援助大綱、					
	政府開発援助に関する中期政策及び国別援助計画をはじめとする政府の開発援助					
	政策並びに政府の国別・地域別・分野別の援助方針に則り、開発途上国側の援助					
	需要を踏まえ、国際約束に基づく技術協力事業等につき効果的に業務を実施する。					
	その際、協力実施前に途上国政府及び関係者との十分な意思疎通に努める。また、					
	派遣専門家等関係者の安全対策を講じるとともに、派遣者へのサポートの充実を					
	図る。加えて、他の援助実施機関との連携を密にするとともに、実施段階におけ					
	る資金協力との連携強化に努める。具体的には、					
	政府の外交方針及び援助方針に則り、国別・地域別の総合的な援助の実施及び					
	事業の重点化を念頭に置き、優良なプロジェクトの形成を積極的に支援する。					
	わが国援助の独自性と対外的なプレゼンス確保に留意しつつ、国際的な援助に					
	係る協力・協調に関し、他の援助国や国際援助機関との連携を図る。					
	各種事業の質と効率を高めるため、各種事業形態の総合的運用を推進する。					
	各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、事業関係					
	者の間で共有し活用する体制を構築する。					
	また知識やノウハウを集約・共有するため、事業経験の体系化と援助手法の改					
	善、国別・地域別及び分野・課題別の援助のあり方の検討、開発理論・開発ア					
	プローチの整理と検討を重点として調査研究の質を高める。					
	冷戦終結以降も後を絶たない紛争は、人道上の問題を引き起こすと同時に、そ					
	れまでの開発努力の成果や環境を破壊する。これらの地域における平和構築支					
	援が開発の観点からも国際社会の大きな課題であり、今後も積極的な役割を果					
	たすことは大変重要である。そのための体制整備として、平和構築支援におい					
	て中心的な役割を果たす部署を設立するとともに、本分野に関係する職員、					
	分野を専門とする専門家等の研修を実施する。また本分野にかかる経験を持つ					
	人材を活用できる制度を整備するとともに本分野の事業を実施する際に必要な					
	安全対策を講じる。					
	JBICとの情報の共有や意見交換、人事交流を通じた実施機関相互の連携を					
	密にし、事業の実施に当たって有償資金協力との連携強化に努める。					
業務実績	機構は、政府の開発援助政策・方針に則り、現場強化を推進し、途上国の援助ニー					
	ズに対しより的確かつ効果的な技術協力等の業務を実施するため、主に1)優良プロ					
	ジェクトの形成支援、2)国際援助協調・他援助機関との連携強化、3)事業の総合					
	的運用、4)開発課題等の知識・ノウハウの共有、5)調査研究の質の向上、6)平					
	和構築支援、及び7)資金協力との連携促進等に取り組んだ。					

平成16年度における取り組みの実績は次のとおり。

1.優良なプロジェクトの形成支援

(1)国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等(指標:国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等の実施状況)

機構は、政府の開発援助政策・方針に則り、在外主導を積極的に推進する中で途上国の援助ニーズをより一層把握することに努めるとともに、重要な開発課題に対しては総合的に解決するアプローチとしてのプログラム化を推進し、優良案件の形成を支援した。(本項の取り組みについては、小項目No.25に詳述。)

(2)「人間の安全保障」の視点を事業に反映させるための体制整備

「人間の安全保障」の視点の事業への反映を推進するため、平成16年10月に「人間の安全保障チーム」を設置して体制の強化を図った。

「人間の安全保障」の視点に立った新規案件形成や事業の実施を推進するためには、まず職員・関係者が具体的な事業イメージを共有することが重要である。そのため「人間の安全保障モデル案件」の要件(含むチェックリスト)を定め、該当した約200件の「人間の安全保障モデル案件」リストを作成した。また、これらモデル案件の中から、新たな課題、支援対象者、及び協力手法を試みている案件25件を、「選りすぐり案件」として厳選するとともに、概念整理を行い、「人間の安全保障を踏まえた開発援助の具体化に向けて」と題した文書を作成して機構内で周知を図った。

なお、本文書の基本的な視点は、平成17年度国別事業実施計画策定要領、外務省の新規案件要望調査訓令、及び新ODA中期政策にも反映された。

2 . 国際援助協調・他援助機関との連携強化

近年、貧困削減戦略書(PRSP)やセクタープログラムといった、途上国政府の開発計画を中心に関係ドナーが包括的にパートナーシップを形成する新たな援助協調の枠組みが顕著になっている。この枠組みは、援助効果向上のために各ドナーの援助手法の変革を迫る状況になってきていることから、機構においても、こうした動きについて組織内での周知を図り、組織全体として適切な対応が図れるような意識の共有及び体制整備を行う必要があるとの認識に立ち、以下の取り組みを行った。また、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の達成のために、既存の関連プロジェクトの効果的な実施に努めるとともに、新規案件の形成並びにMDGsを踏まえた国家開発計画の策定及びモニタリング強化にかかる支援を実施した。

(1)国際援助協調への参画・貢献・発信(指標:国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績)

包括的なアプローチが国際社会で進展していく中、援助動向にかかる最新の情報を 入手しつつ、機構として国際社会への貢献・発信に努めた。平成17年3月にパリに て行われた「援助効果ハイ・レベル・フォーラム」の準備過程において、機構として のコメントを外務省を通じて積極的に行った。 また、国際的なシンポジウムを以下のとおり主催あるいは後援し、援助手法の発展 に貢献した。

【国際援助協調に向け機構が貢献した事例】

ア.「Program Based Approaches (PBAs) in Asia 国際シンポジウム」 本シンポジウムはアジア諸国に対するプログラム・アプローチについて 議論を行うことを目的として平成16年6月に機構の主催により国際協力総合研修所にて開催されたものであり、途上国、ドナー等約160名の参加の下、アジア諸国の多様性に配慮したプログラム・アプローチの適用方法等について、活発な討議がなされた。

機構は本シンポジウムにおいて、運営に関する中心的な役割を果たすとともに、我が国が主張する「プロジェクト型支援を含んだ幅広い援助手法によるプログラム・アプローチの推進」について積極的に情報を発信し、右主張について多数の参加者から支持を得ることに成功した。

イ・「キャパシティ・ディベロップメントに向けた南南協力セミナー」 平成 15年度に実施した国際シンポジウム「キャパシティ・ディベロップメント: 概念から実践へ」での議論を途上国の立場から発展させるため、平成 16年9月には、機構の後援によりコロンビア、チリ両政府が本セミナーを主催し、キャパシティ・ディベロップメントの重要性を関係者で確認する機会を提供した。また、機構を含む複数の援助機関(国連開発計画(UNDP)世界銀行研究所(WBI)カナダ国際開発庁(CIDA)ドイツ技術協力公社(GTZ)等)によるネットワーク(LenCD: Learning Network on Capacity Development)が形成され、そのイニシアティブにより、先述のパリ援助効果ハイ・レベル・フォーラムでもキャパシティ・ディベロップメントの重要性がハイライトされることとなった。

(2)他援助機関との連携の促進(指標: 国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績(再掲)) 機構の事業の効果を向上させ、援助手法にかかる知見を他ドナーとの間で共有し、 援助活動の補完性を確保する目的で、ドイツ技術協力公社(GTZ)、国連難民高等弁 務官事務所(UNHCR)等、他の援助機関との意見交換及び連携に関する協議を実 施した。

また、組織間でのより緊密な情報の共有化のため、人事交流も積極的に行っている。

(3)貧困削減戦略書(PRSP)、国連ミレニアム開発目標(MDGs)等援助協調の枠組みへの対応(指標:貧困削減戦略書(PRSP)、国連ミレニアム開発目標(MDGs)等援助協調の枠組みへの対応の実績)

各被援助国における貧困削減戦略書(PRSP)、国連ミレニアム開発目標(MDGs)の実現に向けた取り組み、セクター開発計画等の策定、及び援助関係者間の協議に 適確に対応するため、現地ODAタスクフォース等と連携し、ドナー連携への積極的 参加を図るとともに、途上国の分野・課題別の「計画策定・実施・モニタリング」プロセスへの参画等に努めた。また、MDGsの達成のため、機構はカンボジア国結核プロジェクト等の既存案件の効果的な実施に努めるとともに、ザンビアHIV/AIDSプロジェクト形成及びタンザニアHIV/AIDS対策プログラムの事前調査、並びにエルサルバドルにおけるMDGs達成のための計画策定及びモニタリング機能強化にかかる支援を実施した。

なお、以上のような援助協調の動き等について内部周知を徹底するため、職員や専門家向け研修を平成15年度に引き続き実施した。

【エルサルバドルの事例】

機構は、米州開発銀行(IDB)及び国連開発計画(UNDP)と共同でエルサルバドル政府がMDGsを自国の開発計画に具体的に組み込む努力に対して支援を行っている。本支援を受け、2004年5月にエルサルバドル政府はMDGsへの取り組みの進捗状況の分析・評価、2015年に向けた課題等を取りまとめたMDGsレポートを完成させ、2004年5月に関係機関を対象にMDGsセミナーを開催した。また、上記支援を通じてニーズが確認されたMDGsの啓蒙促進及びモニタリング能力強化に対応するため、機構は国連開発計画(UNDP)と共同で「地方自治体人間開発モニタリングプロジェクト」を実施しており、機構がMDGs関連データの収集・モニタリングシステムの構築等を支援し、国連開発計画(UNDP)は同成果を基に地方自治体レベルのモデルレポート作成と啓発セミナー等を実施する予定である。

3.事業の総合的運用を推進するための取り組み

平成16年4月からの地域5部・課題5部の新組織体制のもと、技術協力関連の4つの事業費を統合した「技術協力プロジェクト関係費」の運用を開始した。以前は事業形態別に事業進捗管理や新規案件検討を行っていたが、平成16年度は組織と予算の両面から地域別の視点及び国別のニーズを踏まえた事業の総合的運用を進め、地域・国レベルでの戦略性を高めることに努めた。具体的には以下のとおりの改善を行った。

(1)組織・予算の統合(指標:予算、組織、要望調査/案件検討の実施方法等基盤整備の状況)

新体制においては、地域部の役割を案件形成の促進や要望調査の調整等、事業計画 段階の業務に集約することで、地域の特性や国毎の事情を踏まえた優良案件の準備機 能を強化した。

また、予算(技術協力プロジェクト経費及び開発調査プロジェクト経費)を地域部から事業実施部門である課題部に配分する形を取ることで、機構の業務における計画部門と実施部門の役割をより明確化した。

研修事業についても、国別研修の事業実施方法と予算の計画管理方法について再検討を行い、平成17年度からは国別研修にかかる予算も「技術協力プロジェクト経費」

に統合し、技術協力プロジェクトの一投入要素として計画、執行が行える体制を整備 した。

(2)要望調査段階における取り組み(指標:同上)

要望調査の機構内における検討に際しては、事業形態の総合的運用を推進するため、 国毎の重要課題に対し、プログラムの視点から具体的案件の検討を行うためのプログ ラム・リストを予め用意し、その中での案件の位置付けを踏まえた内容の検討を行う ようにした。

(3)「プログラム実行計画書」の導入(指標:同上)

また、平成16年度から「プログラム実行計画書」を導入することにより、従来からの事業形態毎の個別のモニタリングに加え、課題に対する援助スキーム間の連携を通じた課題への対応強化を図ることを念頭に、事業形態を超えたプログラムレベルでの進捗管理ができるよう工夫を行なった。

(4)プログラムの集約化 (指標:事業の重点化(プログラムの集約化)の状況)

機構は、我が国の援助戦略に沿って効果的かつ効率的に事業を実施するため、「国別事業実施計画」(現在71カ国について策定済み)を策定し、各国の援助ニーズに基づいた重点開発課題を特定し、地域や国の協力についての事業戦略を明確にしている。この「国別事業実施計画」では、重点開発課題を総合的に解決するための方法として「協力プログラム」を設け効果的・効率的な協力を進めてきている。

事業の効率化を進めるため、「国別事業実施計画」の策定・見直しの過程において協力プログラムの集約化を随時実施しており、平成16年度は、プログラム策定国が7カ国増えて68カ国846件の協力プログラムを策定した。1カ国当たりの平均プログラム数は、14年度の14.7件に対し、16年度は12.4件であり、集約化が進んでいる。

4 . 開発課題等の知見、ノウハウを共有する体制の構築

(1)課題主管部、課題別指針の策定 (指標:体制の整備状況 (課題主管部の設定や課題別指針の 策定))

各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを恒常的に蓄積し、関係者の間で 共有し活用する体制を整備するため、平成16年度から「JICAナレッジマネジメ ント(分野・課題ネットワーク)」を本格導入し、その構成要素の一つである分野課題 情報システム(通称ナレッジサイト)の整備を進めるとともに、実施要領の策定、機 構内関係者による定期連絡会の開催を通して、開発課題等の知見を共有する体制を整 備した。

具体的には、全23の分野・課題毎に主管部を定め、課題別指針の作成・更新作業を優先的に行う必要があると判断した13の分野課題で課題タスクフォースのメンバーを正式に任命し、平成16年度には8つの課題(基礎・初中等教育、技術教育訓練、ノンフォーマル教育、水資源、農業開発・農村開発、エネルギー供給、南南協力、経

済政策)にかかる課題別指針を作成した。

また、これとは別に調査研究により、「都市・地域開発」「運輸交通」「大気汚染」「水 質汚濁」の4つの課題別指針案を作成している。

なお、分野課題情報システムについては、IT環境(国際情報通信網:JICA-WAN)の整備に併せ、在外強化への対応を進めるとともに、使い易さの向上のための改良やコンテンツの整備を積極的に進め、在外強化を推進する上で重要な基盤となる「情報」の蓄積を推進した。

(2)分野課題情報システム(通称ナレッジサイト)のコンテンツの整備状況(指標: コンテンツの整備・活用の状況)

平成 1 5 年度に引き続き、分野・課題毎の情報入力を担当する支援ユニットの増強配置等の取り組みを行った結果、コンテンツ掲載数(各開発課題や事業実施に関連する知識・ノウハウを電子情報化したデータ群)は大幅に充実した。

平成16年度には、計1,549件の分野課題データを新たに整備した結果、合計2,564件のデータが蓄積され、このうち1,001件のデータを公開している。 なお、本情報システムへのアクセス数は、月平均637.4人(平成15年度下半期552人/月)となっている。

平成16年度新規に整備したコンテンツの内訳は以下のとおり。

教育	46件
保健医療	6 2 件
社会保障	2 4 件
運輸交通	152件
エネルギー・工業	2 3 0 件
経済政策	152件
民間セクター開発	5 0 7 件
農業・農村開発	107件
ジェンダー主流化・WID	2 4 件
都市開発・地域開発	116件
その他	129件
合計 1	, 5 4 9 件

5.調査研究の質の向上への取り組み(指標:調査研究の質の向上への取り組み状況)

知識やノウハウを集約かつ共有し、案件形成支援及び事業の質の向上に貢献するため、事業戦略の分析・検討、及び援助潮流の整理・検討等を重点に、調査研究に取り組んだ。(本項の取り組みについては、小項目No.25に詳述。)

6. 平和構築支援

平和構築支援分野において、より迅速かつ機動的な支援を行うためには、事業実施 プロセスの合理化及び実施体制の強化が不可欠であるとの認識に立ち、平成16年4 月に平和構築支援室を設置して、以下の取り組みを行った。

(1) 平和構築支援分野の事業実施体制の強化(指標: 平和構築支援のための体制の確立)

- ア. 平和構築に資する基本方針の策定及び援助を迅速かつ柔軟に行うための体制整備の一環として、平和構築に関する事業実施指針(素案)の策定、迅速な実施に向けた初動体制に関する提言の作成、平和構築支援の対象となりうる国・地域の平和構築ニーズ・アセスメント等を行った。
- イ.人間の安全保障に係るニーズに迅速に対応し、緊急人道支援から復興開発支援への移行期における援助の「空白(ギャップ)」を埋めるため、プロジェクト形成調査と開発調査の本格実施を連続して継ぎ目なく行う「人間の安全保障一体実施型」案件(通称「一気通貫プロジェクト」)を開始した。
- ウ.平和構築関連の15年度事業実績をとりまとめ、教訓事例集(未定稿)を作成した。特に、アフガニスタン支援に関する「特定テーマ別評価(平和構築支援)」では、事務所設置の迅速化、援助要員の配置等に関して課題が明確になったほか、派遣中の援助要員の心身の健康を保持するため、休暇取得を定例化(7週間に1度、1週間の国外休暇)したことが効果的であることが認識された。
- エ.平和構築支援事業を進めていく上で、事務所が存在しない国又は事務所所在国であっても、特定地域において迅速に事業を実施するための活動拠点を設置する必要がある。このため、JICA事務所としてのステータスを必須とせず機動的に設置及び閉鎖できる「フィールドオフィス」を制度化し、16年度はパキスタン(カラチ市)、シエラレオネ(首都フリータウン)及びチャド(アベシェ市)に開設した。

【人間の安全保障一体実施型案件の事例】

平和構築支援分野において「人間の安全保障」の概念を具体化して事業に反映させるため、迅速性を確保した切れ目のない事業実施、課題に対する分野横断の総合的アプローチ等が求められている。このため機構は、プロジェクト形成調査から開発調査に至る新しい業務の流れを整理し実施に移した。通常は、プロジェクト形成調査の終了後、要望調査を通じて次年度以降の新規案件として政府により検討・採択されるが、本スキームではその期間を大幅に短縮することを目指している。平成16年度は開発調査による採択の可能性につき外務省の判断を前広に聴取しつつ、次の2案件についてプロジェクト形成調査を開始し、17年度中に実施まで進むことを計画している。

ア.アンゴラ「除隊兵士、国内避難民、帰還難民等の社会復帰を目的とし た地域社会機能強化プログラム」

1975年の独立以来続いた内戦が2002年に終結した同国において、除隊兵士、国内避難民、帰還難民等の社会復帰支援を目的とした案件を形成するため、対象地域の検討、ニーズ調査を行い、農業や識字教育を中心とした分野を中心に具体的な協力計画の検討を行っている。本

件のプロジェクト形成調査は平成17年9月に終了し、その後速やかに 案件検討に入り、採択の場合には実施に移される予定。

イ.シエラレオネ:「ガンビア県・教育を通じた子供の社会復帰支援」

90年代の内戦や軍事クーデターを経て2002年に武装解除を終了した同国で、元児童兵を含む青少年層の教育・社会復帰支援を目的とした案件を形成するため、教育を通じた自立的なコミュニティ開発を目指した協力計画を検討しており、平成17年2月より現地での準備を行っている。本件のプロジェクト形成調査は平成17年8月に終了し、その後速やかに案件検討に入り、採択の場合には実施に移される予定。

(2) 平和構築支援分野の人材育成(指標: 職員、専門家等に対する研修の参加者の実績)

事業の計画・実施に平和構築や紛争予防の視点を盛り込むため、平和構築ニーズ・ アセスメント手法の理解促進を目的として職員や専門家の研修を行った。

・職員研修実施(5回):62人

<u>・専門家養成研修 : 15人</u>

計 77人

(平和構築支援研修)	14 年度	15 年度	16 年度
研修受講者数	45 人	108 人	77 人
			(185人)

*カッコ内は15年度からの累計数を示す。

また、国内外のネットワーク強化のため、NGOや他機関とセミナーを開催した。

- ・平和構築支援・公開セミナーの実施(7月、2月)
- ・NGOとの勉強会の開催(隔月)
- ・ノルウェーとの共催セミナーを開催(5月)
- ・国際開発高等教育機構「人間安全保障の視点からみた日本の平和構築支援」(7月)
- (3) 平和構築支援分野の人材確保及び登録者の確保 (指標:平和構築を専門とする登録者) 平和構築分野の人材確保のため、専門家養成研修修了者や平和構築支援実務者ネットワークのメンバーに人材登録を勧奨するなど、人材の登録及び発掘に積極的に努めた結果、平和構築支援分野の登録者数は、平成16年度末で208人(平成15年度77人、131人増)に上っている。

(平和構築支援分野)	14 年度	15 年度	16 年度
登録者数	0人	77 人	208 人

(4) 平和構築支援にかかる危機管理マニュアルの改訂及び安全管理研修 (指標: 平和

構築支援に係る危機管理マニュアルの改訂、平和構築支援に係る安全管理研修への参加者数)

安全管理上、特段の配慮が必要な地域(アフガニスタン等)では、現地で活動する 国際機関の行動規範を参考にしつつ、機構としても十分な安全対策上の措置を講じて いる。具体的には、通信機器(携帯衛星電話、無線等)の配備、防弾車輌の配備、安 全対策コンサルタントの配置(治安情報の収集及び対策の立案)などがある。また、 治安情勢が厳しい状況下では、行動地域や行動時間帯の規制など厳密な行動規範のも とに関係者が行動するよう安全管理上の措置を講じている。

また、安全管理研修についても充実を図っており、国内では、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)から安全対策官を日本に招聘し、国連の安全管理体制及び紛争地域での活動に必要な安全管理の知識を修得する研修を職員及び関係者73人に対し実施した。また、タイではUNHCRと共同してタイ陸軍基地において実施する1週間プログラムに、15人を参加させた。その結果、平成16年度の研修受講者は合計88人となり、研修後の参加者へのアンケートからは、内容的には満足度が高く、有意義な研修であることが確認できた。

なお、マニュアルについては平成15年度に改訂しており、今後も必要に応じて見直しを行う予定である。

(安全管理研修)	14 年度	15 年度	16 年度
参加者数	0人	52 人	88 人

7.資金協力との連携促進

(1)資金協力との連携(指標:資金協力との連携の実績)

技術協力による技術や能力の向上と資金協力による施設建設等の実施における連携を強化することにより、双方の協力形態の効果を高めることが期待できる。このため、現地ODAタスクフォースや日本での実施機関相互の情報交換や連携を密にすることに努め、平成16年度の援助形態別の主な連携実績は次のとおりとなった。

- ・技術協力プロジェクト/無償資金協力連携案件数 88件(15年度 80件)
- ・開発調査/無償資金協力連携案件数 27件(15年度 25件)
- ・開発調査/有償資金協力連携案件数 29件(15年度 31件)

以上のほか、有償資金協力と個別専門家との連携実績(16年度19件)や研修事業との連携実績(16年度6コース)等も上がっており、全体として技術協力と資金協力との連携が進んでいる。

【有償資金協力とボランティア事業の連携案件の事例】

平成16年11月までモンゴルに派遣されたシニア海外ボランティア5名(グループ派遣)は、有償資金協力により改修工事が行われたウランバートル第4火力発電所にて経営指導や保守・環境管理等の指導を行った。この結果、平成14年度にようやく黒字経営に転じた同発電所は、平成16年度にはモンゴルの最優秀企業評価を受けるまでに至った。

(2)JBICとの連携(指標: JBIC との連携の実績) 従来から実施している理事及び部長による協議に加え、平成16年度は新たな試み として、グループ長及びチーム長レベルでの意見交換会や、機構及びJBICの各々 の在外事務所赴任予定者への相互オリエンテーション(1月に開始)を開催した。こ うした取り組みや頻繁な協議等を通じ、連携案件採択に係るプロセスの促進等を行っ た。 評定方法 独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。 ・国毎の重要な開発課題に関するプロジェクト形成調査等の実施状況 ・国際会議等への参画及び他ドナーとの連携の実績 ・貧困削減戦略書(PRSP) 国連ミレニアム開発目標(MDGs)等援助協調 の枠組みへの対応の実績 ・予算、組織、要望調査/案件検討の実施方法等基盤整備の状況 ・事業の重点化(プログラムの集約化)の状況 ・体制の整備状況(課題主管部の設定や課題別指針の策定) ・コンテンツの整備・活用の状況 ・調査研究の質の向上への取り組み状況 ・平和構築支援のための体制の確立 ・職員、専門家等に対する研修の参加者数の実績 ・平和構築を専門とする登録者 ・平和構築支援に係る危機管理マニュアルの改訂 ・平和構築支援に係る安全管理研修への参加者数 ・資金協力との連携の実績 ・JBIC との連携の実績 評価 (評定の決定理由及び指摘事項等) 評定 「優良プロジェクトの形成支援」、「事業の総合的運用」、「開発課題等の 知見、ノウハウの共有」、「調査研究の質の向上」、「平和構築支援実施体制 の強化」における実施体制の更なる整備、また、「国際援助協調・他援助 機関との連携」、「資金協力との連携促進」における一定の実績に鑑み、全 Α 体として実効性を上げており、中期計画の達成に向けて「順調」な状況と いえる。 今後は、これらの改善が効果的な業務の実施という面でいかなる具体的 成果につながっているか、然るべく把握し、明らかにする必要がある。ま た、援助協調の効果的発信、JBICとの連携を一層進めることを求めた い。

独立行政法人国際協力機構の平成16年度の業務実績に関する項目別評価シート

小項目 No.7 外務大臣からの緊急の要請への対応

大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(1)総論
小項目	(ロ)外務大臣が、国際情勢の急激な変化により又は外国政府若しくは国際機関(国
	際会議その他国際協調の枠組みを含む。) の要請等を受けて外交政策の遂行上緊急
	の必要がある、又は関係行政機関の要請を受けて緊急の必要があると認め、機構
	に対し必要な措置をとることを求められた場合には、正当な理由がない限り迅速
	に対応するものとする。
業務実績	16年度においては、外務大臣より機構に対し、特に緊急に必要な措置をとるよう
	要請した実績はない。
評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。
	・外務大臣の要請への対応
評価	評定 (評定の決定理由及び指摘事項等)
	外務大臣からの緊急の要請の実績がないため、評定の対象外とした。

小項目 No.8 情報公開、広報の充実及び知見の公開

<u>小項目 No.8 情報公開、広報の充実及び知見の公開</u>						
大項目	2. 国民に対して提供	tするサービスその	の他の業務の質	の向上に関する目標	を達成する	
	ためとるべき措置					
中項目	(1)総論					
小項目	(ハ)機構に対する国	〔八)機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点か				
	ら、「独立行政法人	ら、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」(平成十三年十二月五日				
	法律第百四十号)」に基づき、情報の公開に適正に対応する。また、国際協力の理					
	解と参加を促進するために、情報提供と広報活動の充実を図る。そのため、広報実					
	施体制の見直し・充実を図るとともに、業務、調査研究を通じて獲得した知見を公			た知見を公		
	開する。					
NK 75 25 4	**************************************	:+0 // 90 /_ * - / / / / / / / / / / / / /	· *# 17 +6 1_ 1 -			
業務実績	法律の定めに従い情報公開に適正かつ積極的に対応するとともに、広報においては日					
	本全国でのイベントの開催等の実施により、国際協力の理解と参加を促進した。また、					
	在外においても広報活動を積極的に実施した。さらに、機構が業務を通じ獲得した知 目を広くい間、共有するため、機構が佐ばした起告書の電スファイルのインターネット					
	見を広く公開・共有するため、機構が作成した報告書の電子ファイルのインターネッ					
	「拘製效を入幅に追加させた。					
	1 . 情報公開の実施の実績 <i>(指標:情報公開の実施の実績)</i>					
	(1)情報開示請求への対応					
	平成16年度の開示請求件数は59件(15年度は通年で58件)で、年度内に処					
	理はすべて完了している。処理されたすべての請求が情報公開法で定められた規定の					
	日数以内に終了しており、延長手続きを必要とした案件はない。					
	開示請求の処理状況を表 1 に、部分開示における不開示情報理由の内訳を表 2 に記					
	す。(なお開示請求 1 件に不開示情報理由が複数存在する場合には、それぞれ該当する					
	理由欄に計上しているので、部分開示の合計件数と一致しない。)					
	(表1) 開示請求の処理状況					
	A ÷17		6年度の件数	平成15年度の件数		
	全部		16件	26件		
	部分		3 2 件 	16件		
	不見		0件 	0件 		
	不存 		1件 0件	1 6件 0件		
	存否応 	台北白	U ÌT	∪ 1+		

10件

0 件

5 9件

0 件

0 件

5 8 件

請求取下げ

処理中

(各年度末現在)

合計

(表2) 部分開示における不開示情報理由の内訳

不開示情報理由	
第5条第1号 (個人に関する情報)に該当	2 4
第5条第2号 (法人等に関する情報)に該当	7
第5条第3号 (審議、検討又は協議に関する情報)に該当	0
第5条第4号イ(国の安全等に関する情報)に該当	1
第5条第4号口(公共の安全等に関する情報)に該当	0
第5条第4号ハ(監査、検査、試験等に関する情報)に該当	0
第5条第4号二(契約、交渉、争訟に関する情報)に該当	1
第5条第4号ホ(調査研究に関する情報)に該当	0
第5条第4号へ(人事管理に関する情報)に該当	0
第5条第4号ト(企業経営上に関する情報)に該当	0

(2)報告書の公開

平成16年度に作成され、機構の図書館に収められた報告書は780件あり、そのうち729件が一般公開指定、51件が期限限定非公開指定とした。全報告書のうち期限限定非公開指定報告書が占める割合は7%(15年度18%)であり、報告書の公開が進んでいる。また、期限限定非公開指定を受けた報告書の9割以上が入札の公平性を保つための措置であり、情報公開法の観点からも適切な対応である。

2. 広報実施体制充実への取り組み状況 (指標: 広報実施体制充実への取り組み状況)

(1)国民のJICAへの理解の向上

平成16年度は国際協力50周年にあたり、外務省とも協力しながら、日本全国でイベントや各種媒体などを通じて、積極的に国際協力の必要性や機構の活動についての広報活動を展開した。主な事例は下表のとおり。

	開催日	開催場所	来場者数
国際協力フェスティバル	10月2、3	日比谷公園	約45,000人
	日		
国際協力シンポジウム「転機の海外援助」	10月15日	国連大学	423人
*			
国際協力シンポジウム「日本の援助は現	11月15日	国連大学	約400人
地からどのように見られているのか」			[]
国際協力キャリアフェア	11月21日	KFCホール	1,112人

^{*} 同シンポジウムの内容はNHKで2度に渡り放映された。

東京以外でも様々なイベントを実施しており、このような広報活動の展開に際しては新しい機構説明用のパンフレットやその概要をまとめたパネルなどを使用するとともに、シンボルデザインの管理徹底などにより、機構の統一的なイメージの定着を図った。

定期的に情報を発信する手段として有効なメールマガジンについても内容の充実と 登録者数の増加に努めており、登録者数は平成16年4月時点の約22,000人か ら平成17年2月末時点で約26,000人と順調に増加している。 また、「ピース・トーク・マラソン」(歌人田中章義さんを中心に「平和」と「国際協力」を市民の方々と考えるため、平成15年8月から3年半の時間をかけて、全国47都道府県を巡回して開催するシンポジウム)については、16年度は13県で実施し、各回100人~300人が参加し、その概要は毎回新聞で紹介された。アンケートの結果では、参加者の91%の方より国際協力や平和についての興味・関心が深まった("深まった"、"どちらかといえば深まった"との回答の合計)との回答を得ている。

【ピース・トーク・マラソンの取り組み】

事例「ピース・トーク・マラソン 2003-2007 in 宮城」(16 年 4 月 17 日(土))

会場には十代から七十代まで幅広い年齢層約250名が来場し椅子が足りなくなるほど盛況。まず、自転車で世界一周をした坂本達さんが「サドルの上で考えた平和と国際協力」と題して「自分は色々な人に生かされている」と心から感じたと講演。次に、地元仙台東高校の生徒が地雷の研究から平和について考えたエッセイを朗読し会場の注目を浴びた。続いて、元サッカー日本代表の北澤豪さんが、ザンビア共和国で青年海外協力隊員と開催したサッカー教室や同国でJICAが支援する孤児院を訪問し出会ったエイズに感染した子供たちの話を、田中章義さん(歌人)と熱く語った後、鈴木信さん(宮城交際支援の会会長)らが加わり、「一人ひとりにできること、一人のためにできること」をテーマに意見を交わし、会場に向かって「身近なところから国際協力はできるので、一歩を踏み出そう」と呼びかけた。3時間ほどのシンポジウム参加者からは、世界や国際協力を考える良いきっかけになった、などの積極的な反応が多く聞かれた。

(2) 広報媒体の見直し

国際協力及びボランティアに関する国民の理解を促進し、より効果的な広報を行うために、機構の広報誌について、平成16年12月に具体的な改編の方針を決定した。16年度については、「海外移住」誌を廃刊し、替わってニュースレター形式の「移住資料館便り」を発行することとした。

なお、今後、以下のような方針を計画している。

- 1)現在発行している「国際協力」誌(教育関係者、一般市民向け)と「フロンティア」誌(実践者・関心者向け)を統合し、ボランティア事業や海外移住・日系人支援も取り込んだ新たな総合広報誌を平成17年10月(予定)より発刊する(2誌の統合による削減経費は約3,500万円程度となる見込み)。
- 2)青年海外協力隊事務局が発行している「クロスロード」誌については、今後、 海外ボランティアに関心のある人をターゲットとした情報誌として内容を変更 していくとともに、17年度には頁数を削減することにより、経費の効率化を図 る。

(3)総合窓口の一本化

平成16年度には、機構の本部内のレイアウト変更に伴い、本部ビル(マインズタワー)1階に設置されていた総合受付を、「JICAプラザ」(一般市民に対する情報提供・公開の総合窓口)と同一スペース(6階)に移動し、来訪者への窓口の一本化を実現した。また総合受付において会議案内を電子掲示板により表示し、1日平均約80名の総合受付来訪者に対するサービスの向上を図った。また、JICAプラザにおいては、平成16年度中に修学旅行生を116件、902名を受け入れ、国際協力への理解の促進に努めた。

(4) 広報充実に向けた機構内の取組み

国内外において国際協力に対する理解と参加を促進するため、機構が質の高い広報 を適確に行っていくためには、職員をはじめ機構関係者が広報の重要性を認識し、それぞれの活動、業務の中で有効な広報活動を行う必要がある。

このため、平成16年度においては、機構関係者の広報に対する意識の向上と優良な広報事例の共有を目的とする内部活動として、国内・海外における広報活動の審査、表彰を行った。これは、国内、海外のすべての関係者を対象に、外部とのよりよい関係作りに貢献した事例、機構の理解度・認知度の向上に貢献した事例を募り、236件の事例から優秀な事例33件を選出して、「JICA広報グランプリ」、「入賞」等の名称を付与し、機構内に広く周知したものである。これら入賞対象の活動は事例集として整理し、ノウハウ共有化に活用することとしている。

また、平成15年度に着手した一般職員向けの広報マニュアルの作成に関しては、マニュアル案に対して寄せられたコメント等を踏まえ、修正を行い平成16年6月に完成した。この広報マニュアルは本部内の全部署、全ての国内機関および海外の事務所に配付しており、また職員階層別研修(新人研修、社会人研修等)や在外・国内機関への赴任予定者の広報研修で主要なポイントを説明することにより、機構職員の広報意識の向上のために活用している(本マニュアルを用いた研修は16年度に延べ30回以上実施)。

(5)在外広報の強化

海外における機構の広報活動としては、在外事務所が中心となってそれぞれの国の活動、事業について、プレスリリースの発出、現地報道関係者による事業取材ツアーの開催、ニュースレターやパンフレットの作成・配付、ホームページの充実、セミナーやパネル展等のイベント実施等を行っている。ケニアにおいては年間100件を超える機構関連の記事が国内の新聞に掲載されており、その多くは機構の在外事務所からのプレスリリースに基づくものとなっている。これ以外の国でも、機構が活動する各国において、工夫を凝らしながら広報活動を展開した。また、こうした海外での広報活動を円滑に行うため、海外赴任予定者に対しては広報の研修を実施し、広報活動についての意識向上に努めた。

【プロジェクトや在外事務所による広報活動の事例】

ア. マレーシア国「ボルネオ生物多様性保全プログラム」の広報活動

過去3年間に、成果出版物が38冊、マレーシアの全国紙、地方紙(英語、マレー語、中国語など)で約550の記事が掲載され、マレーシアの全国版テレビでニュースが20回、活動を紹介した特別番組が1回、地元ラジオ局で、ニュースとして30回、特別番組10回、日本の雑誌に10件の記事が掲載され、日本のテレビ番組では2回活動の様子が放映され、マレーシア及び日本において活動の成果が広く広報された。

イ. モンゴル事務所の広報活動

機構を紹介するテレビ番組の放映(年間24回)や各種イベントの実施、機構関係者による社会貢献活動(基金の設立、古着の配布など)を積極的に展開し、その結果が現地マスコミにも取り上げられ、機構の知名度アップにつながった。

3 . 知見の積極的提供 (指標:インターネット上に公開される報告書の掲載件数)

機構では、国際協力に携わる人々の業務支援を目的として、これまでも国際協力総合研修所内の図書館で機構の報告書を中心とする図書、資料の閲覧等のサービスを行っているが、このサービスの質の向上のため、平成15年度に同図書館の図書検索システムの全面更新を行った。同図書検索システムは機構のホームページにリンクし、ホームページ上での図書検索が可能となっている。報告書に盛り込まれた知見を外部の方に広く活用していただくという観点から、同図書検索システムに、4,771件(15年度比4,005件増)の機構の報告書の電子ファイルを掲載し、インターネットから直接ダウンロードできるように公開を行っている。今後ともこの掲載数の拡充を図ることとしている。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・情報公開の実施の実績
- ・広報実施体制充実への取り組み状況
- ・インターネット上に公開される報告書の掲載件数

評価

評定

Α

(評定の決定理由及び指摘事項等)

情報公開法に定められている事項は適切に実施され、広報の充実について も職員のインセンティブを高めるための取組を行い、在外においても積極的 に広報活動を展開していることから、全体として中期計画の達成に向けて 「順調」な状況である。

一般国民向けの広報については、より積極的な実施が求められる。

.

35

小項目 No.9 NGO等との連携推進

<u>小垻目 No</u>	<u>1.9 NGO等との連携推進</u>
大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(1)総論
小項目	(二)NGO等による国際協力活動は、開発途上国の住民に直接裨益するきめの細か
	い、効果的かつ機動的な協力という観点から極めて有効である。幅広い国民の参
	加を得られるよう、草の根技術協力の実施等により、NGO等との連携を推進す
	వ .
業務実績	NGO等による国際協力活動は、機構の国際協力事業をより効果的に実施していく
	ためにも効果的な連携が期待されていることから、幅広い国民の参加を得られるよう
	様々な形でNGO等との連携を積極的に推進し、NGO等からの意見を反映させる形
	で草の根技術協力事業等の充実を図った。本項目では、草の根技術協力事業の本格化
	が平成15年度であることから、平成15年度の実績をベースに今後の連携の拡充を
	図っていくこととしている。また、関連する小項目として、No.18、20におい
	ても草の根技術協力事業の充実や事務手続きの合理化等について報告している。
	1.NGO等との連携強化 (指標:NGO等との連携件数(草の根技術協力事業の実績))
	NGO等との連携については、双方の連携による効果的な国際協力や国際協力に対
	する市民の理解・参加を促進することを目的として、NGO-JICA協議会(年四
	回開催)とその小委員会であるNGO-JICA連携事業検討会(毎月開催)を開催
	し、NGO等からの意見を業務運営に反映させている。また、事業に関するNGO等
	の知見を広く共有するため、課題別支援委員会などの各種委員会及びシンポジウムへ
	のNGOの参加を促進した結果、平成16年度は28件の委員会・シンポジウムにお
	いてNGOからの参加を得た(15年度実績10件)。
	草の根技術協力事業におけるNGOとの連携については、ホームページを通じた各
	種情報提供や応募相談に積極的に応じた。また、事業実施に必要な情報を提供する国
	を増加するとともに、NGO等からの提言を受け事務合理化を進めた。さらに、日本
	のNGOの現地活動の支援などを行うNGO-JICAジャパンデスクをインド、中
	国に新設し、海外における支援体制の充実を図っている。(小項目No.20に詳細な
	記述)
	なお、本事業では、機構の17カ所の国内機関を窓口にNGO等から途上国に対す
	る国際協力活動のアイディアを広く募集している。また、その実現に向けて提案団体
	と共同で案件を形成・実施する際、機構との間できめ細やかな意見交換を行うことに
	努めている。このような本制度及び機構との共同作業について、概ね好意的な反応が
	寄せられている。

2 . 草の根技術協力事業の実施 (指標:同上)

NGO等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、平成16年度には合計 153件実施し、15年度(112件)に比べ37%増となった。内訳は下記のとおり。

- ・地域提案型(地方自治体を対象):88件(15年度84件)
- ・草の根協力支援型(途上国支援の実績の少ない団体等を対象): 2 7 件(15年度11件)
- ・草の根パートナー型(途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象): 3 8 件(15 年度17件)

(草の根技術協力事 業)	14 年度	15 年度	16 年度
実施件数	-	112 件	153 件 (37%増)

*カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

【草の根技術協力事業の実施事例】

ア. ネパール「公立小学校教育事業」(草の根パートナー型、実施団体: セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)

本案件では、同国内でも特に貧しく、ヒンズー教の影響から女性の教育機会が限られた地域を対象に、教育環境の向上を試みている。具体的には、保護者や教員、村役場関係者等からなる学校運営委員会を設立し、同運営委員会を活性化させるとともに、教員の監督、不登校児童の編入学のフォローアップ及び親への啓発、郡教育事務所との連携などの活動を行っている。また、校舎改修、教員が不足している場合のボランティア教員募集、教員教育、教育を受けられなかった子どもたちへのインフォーマルな識字教育なども実施中である。さらに中央政府の教育省配属のJICA専門家と連携し、本案件からのフィードバックを同国における教育分野援助の方向性の検討過程に反映することも想定されている。

イ. フィリピン「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステム の構築」(草の根協力支援型、実施団体:特定非営利活動法人IKGS 緑化協会)

同国で世界遺産に指定された棚田を保全するため、地域住民が焼畑の代わりに環境保全型の農業(アグロフォレストリー)と植林を導入することを柱とし、それぞれモデル農場・モデル植林地を設置し、事業を展開している。また、JICA兵庫(兵庫国際センター)が兵庫県国際交流協会等と協力して、日本国内において棚田に関する国際交流イベントを兵庫県内で開催したほか、ボランティアで現地事業に参加している兵庫県出身の大学生が中心となり、学校向けの環境教育のための絵本制作や、地域住民に対する収入向上事業も実施するなど、本事業から波及した動きも出てきて

	いる。			
評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。			
		・NGO等との連携件数(草の根技術協力事業の実績)		
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)		
		NGO-JICA協議会等を通じたNGO等の知見の共有や提言の業務への反映を図るなど連携強化に努めており、また、草の根技術協力事業		
	А	の件数も増加していること等から、中期計画の達成に向けて「順調」な状況である。		
		今後とも、NGO等との連携を一層推進するとともに、途上国の住民に		
		直接裨益するきめの細かい、効果的かつ機動的な協力という観点からの実		
		績を明らかにするよう努めることを求めたい。また、海外のドナー等の取		
		組の例を参考とすべきである。		

小項目 No.10 環境及び社会への配慮

<u>小垻日 NO</u>	<u>.10 </u>
大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(1)総論
小項目	(ホ)事業実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び住民移転等の社会
	的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境社会配慮ガイドラインを改定し、
	環境及び社会に配慮した業務運営に努力する。環境社会配慮ガイドラインについ
	ては、必要に応じて改定するとともに、改定の際には第三者の意見を聴取する機
	会を設ける。
	なお、世界の持続可能な開発・復興を目的とした事業実施機関として職員の意
	識を高め、自らの活動が環境におよぼす影響を低減する活動を積極的に推進し、
	国際環境規格(IS014001)に対応する。さらに、光熱水量・廃棄物の削減、再生
	紙利用等により省エネルギー・省資源化へ対応する。
業務実績	環境及び社会に配慮した業務運営の実施のため、環境社会配慮ガイドラインの適用
	及び職員への研修を実施するとともに、環境マネジメントシステムの構築・運用を開
	始し、独立行政法人の本部組織としては初めてとなるISO14001の認証を取得
	した。
	1.環境及び社会に配慮した業務運営 (指標:ガイドラインの改定と適用の状況、職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績)
	平成16年度は、16年3月に改定したJICA環境社会配慮ガイドラインの適用
	を開始し、16年度に要請のあった案件(108カ国、1,029件)に対して影響
	の大きさに応じてカテゴリー分類を行った。このことにより、案件検討段階から開発
	途上国の環境や社会面に与える影響に十分注意を払うことが可能となった。さらに、
	平成16年度以前の要請案件に対しても適用可能な項目につき、同ガイドラインを適
	用したところ、カテゴリー A (影響の大きい)が 2 0 件、カテゴリー B (影響がある)
	が101件あり、後述する環境社会配慮審査会のコメント等により、環境や社会面の
	影響への把握方法、緩和策等をプロジェクトに反映させることができた。本年度の適
	用実績を分析した結果、カテゴリーA、B案件の多い分野(運輸交通等)、地域(ア
	ジア)等が明らかになったことから、これらの優先課題に対処し、次年度以降、一層
	の改善を図る計画である。
	また、理接外会配度ガイドラインの適空を変织するための体制として、収成16年
	│ また、環境社会配慮ガイドラインの遵守を確保するための体制として、平成16年 │ │ 4月に環境社会配慮審査室、同年9月に外部専門家から構成される環境社会配慮審査 │
	4月に環境社会配慮番直至、向年9月に外部等门家から構成される環境社会配慮番直 会を設置した。16年度は同審査会を11回開催し、カテゴリーAに該当する8件の
	云を設置した。 6 年度は同番直云を 1 回開催し、カアコリー A に該当する 6 件の 事業の審査を行った。これにより、外部専門家を活用した環境社会配慮の質の確保が
	事業の番直を行うた。これにより、外部等门家を活用した環境社会配慮の員の確保が 実現できた。さらに、環境社会配慮の遵守に関する異議申立制度設置要項を作成し、
	大水(じた。 じつに、 塚児社女的思いはりに関する共議中立門反议且女具でIF似し、

事務担当部局から独立した異議申し立て制度を導入した(平成17年3月に異議申立

審査役を公募により選出。)。これらのことから、17年度からの環境社会配慮ガイドラインの完全適用とその遵守を確保する体制が整備できた。

さらに、職員に対する周知のため、16年度は環境社会配慮に関する研修を30回、491人に対して行った(14年度実績20人に対し471人増)。また、派遣前専門家、コンサルタント及びその他関係者に対してもガイドラインの説明を行った。

(環境社会配慮に関する研修)	14 年度	15 年度	16 年度
研修参加者数	20 人	167 人 (147 人増)	491 人 (471 人増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

2 . 環境マネジメントシステムの構築・運用 (指標: 国際環境規格認証の取得、及び JICA 環境マネジメントシステムの運用と見直しの実績)

国際環境規格ISO14001の認証取得に向け、「JICA環境方針」を平成16年4月に公表し、「国際協力事業を通じた環境対策の推進」、「環境啓発活動の推進」、「オフィス及び所有施設における環境配慮活動の推進」、「環境法規制の遵守」という四つの基本方針に基づくJICA環境マネジメントシステムを整備・構築し、本部及び11国内機関で運用を行った。この結果、外部審査機関の審査を経て、平成16年10月に独立行政法人の本部組織としては最初となる国際環境規格ISO14001の認証取得に成功した(対象機関は本部及び11国内機関)。なお、未取得の8国内機関については、平成17年度取得に向け、環境マネジメントシステムの構築を順次進めている。

また、このISO認証取得のための諸活動を通じて、エコオフィス(環境負荷の小さな職場)の意識はより一層浸透しつつある。光熱水量及び廃棄物の削減については、本部及び国内機関では、「電気使用量を14年度実績に対して5パーセント削減する」など、可能な限り数値目標を部署別に設定し、「JICAエコオフィスプラン」に基づき「ごみの分別・リサイクル」、「昼休みの消灯」、「両面コピー」、「グリーン購入」といったエコ活動を積極的に展開している。その結果、紙の使用量は14年度比21.9%減、廃棄物は9.6%減と計画を上回るペースで削減されており、光熱水量についても全体として順調に削減が進んでいる。

9%減、廃棄物は9.6%減と計画を上回るペースで削減されており、光熱水量につ いても全体として順調に削減が進んでいる。 独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 評定方法 定する。 ・ガイドラインの改定と適用の状況 ・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績 ・国際環境規格認証の取得、及びJICA環境マネジメントシステムの運 用と見直しの実績 評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 平成16年3月に改訂した環境社会配慮ガイドラインについては、その 遵守を確保するための体制を整備し、実際に同ガイドラインの適用も開始 Α されたほか、独立行政法人の本部組織としては初めて IS014001 の認証を 取得するなど、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況といえ

る。

今後とも可能な限り多くの職員に対し研修を実施するとともに、在外事務所等においても環境・社会に配慮した業務運営に努めるべきである。また、異議申立制度については職員に周知されるだけでなく、適切な方法で現地社会にも周知されることが望ましい。

小項目 No.11 男女共同参画

大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(1)総論
小項目	(へ)男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の
	確保について十分配慮し、女性の地位向上に一層取り組む。そのため、職員その
	他の関係者に、開発援助における男女共同参画推進の重要性についての理解促進
	を図るとともに、実施の各段階において、女性の地位向上に配慮した業務運営に
	努力する。
業務実績	機構は、ジェンダーの視点を事業の企画立案段階から結果に至るまでのプロセスに
	組み込む「事業におけるジェンダー主流化」を本中期計画の達成に向けてのアプロー
	チとしている。機構は、これを(1)ジェンダー主流化実施体制の整備(ハードの整
	備、下記1)(2)ジェンダーに敏感な視点と正しい知識を有する職員と援助人材の
	育成(ソフトの整備、下記2)(3)様々な協力分野やスキーム、また、多様な開発
	途上国のジェンダーに対応するための支援ツールの開発(ソフトの整備、下記3)
	(4)以上を基盤とした協力の展開(下記3)という順に重点をシフトさせ、中期計
	画の達成を目指している。
	平成16年度は、上述の(1)及び(2)について重点的かつ広範に対応し、以下
	のような成果を挙げた。
	事業におけるジェンダー主流化を総括するための専管部署「ジェンダー平等推進グ
	ループ」を設置するとともに、それを全組織的な取り組みとするために、実施体制の
	強化を目的として、「ジェンダー主流化実施体制」(後述)を導入した。また、職員や
	援助人材に対しても各種関連の研修を行い、開発援助におけるジェンダーの重要性へ
	の理解や知識の大幅な促進を図った。さらに、事業の各段階へのジェンダーの視点の
	反映のための国別ジェンダー情報の整備調査や多様なジェンダーのあり方に配慮す
	るための関連調査研究を実施するなど、ジェンダー主流化の実践に向けた環境整備を
	行った。
	1.ジェンダー主流化実施体制の強化 (指標:男女共同参画推進のための体制の確立)
	ア.事業におけるジェンダー主流化を総括するための専管部署「ジェンダー平等推進
	グループ」を設置するとともに、それを全組織的な取り組みとするために、実施
	体制の強化を目的として、ジェンダー担当理事の下、本部、国内・在外機関の全
	部署にジェンダー責任者(部長、機関長レベル)及び担当者(男女共同参画実践
	の観点から男女職員各1名)を配置する「ジェンダー主流化実施体制」を導入し
	た。各部署はジェンダー主流化に係る年度目標を定め実施した。
	イ.全部長・国内機関長を対象に4日間計8時間半にわたるジェンダーセミナーを実

施し、ジェンダー課題に対する意識の共有化を図った。併せて全組織が取り組み動向を共有するために職員向けの説明会を実施した(国内外機関含む)。

- ウ.課題の共通した部署をグループ化したジェンダー担当者会議を開催し、課題への 意識の共有や効率的な対応ができるようにした。また、ジェンダー担当者の活動 開始にあわせフォローアップ体制(ジェンダー平等推進グループに部署別担当を 配置、ジェンダー担当者マニュアル作成等)を導入し、各部署の状況把握と適切 な支援を適時に行えるようにした。
- エ.国際協力専門員(ジェンダー/社会配慮)を新たに1名採用し、実施のための技術サポート体制を強化した。また、アジア地域支援事務所へのジェンダー専門員の配置を計画するなど、「現場主義(在外主導)」に適ったジェンダー主流化実施・支援体制を強化しつつある。

2 .職員その他の関係者に対するジェンダーへの理解の促進(研修等の強化)<u>ζ指標:</u>

職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績)

研修受講必修対象の拡大と受講者数の大幅増の実現を図り、ジェンダーが重要課題との認識をほぼ浸透させた。職員(下記ア.)のほか、協力の担い手である民間企業やジュニア専門員等の援助人材等(下記イ.~カ.)に対する研修や働きかけも重視した。

- ア.職員対象のジェンダー研修は、専門研修や階層別研修(新入職員研修での必修化等)、部署別研修等の様々な形態で実施した。
- イ.援助人材対象ジェンダー研修は、専門家(399人)、ボランティア調整員(81人)、専門員(15人)を対象に実施した。また、新規採用の専門員とジュニア専門員研修を必修化したほか、ボランティア調整員の派遣前研修も実施した。新規採用者のジェンダー研修の必修化は、ジェンダー以外の専門分野においてもジェンダーは関連することという認識を早い段階から促し、広範な分野におけるジェンダー主流化を促進することを目的としている。
- ウ.コンサルタント等企業に対し、「JICAのジェンダー主流化」説明会を開催し、 事業におけるジェンダー主流化の方針及び事例説明並びにジェンダー主流化促進 に関する意見交換を実施した(43社47名が参加)。他企業との情報共有のため に、開催概要につき広報誌に掲載した。
- エ.「開発とジェンダー」に関する国民理解の裾野の拡大を目的として、小・中学生対象の開発教育支援コンテンツ(JICAホームページに掲載。16年度58, 082件のアクセス)にジェンダー問題に関するコンテンツを作成、掲載した。
- オ.ジェンダーの視点をもった将来の援助人材の育成と捉え、大学・大学院学生(お茶の水女子大学、恵泉女学園大学、筑波大学他)を対象としてジェンダー関連講義を実施した。
- カ.開発途上国において、ジェンダーの視点をもった援助が根付くよう来日した在外 事務所のナショナルスタッフ、集団研修コースの途上国研修員に対しても、ジェ ンダー研修を実施し、認識及び課題の共有化を図った。

以上のとおり、積極的に研修を推進した結果、平成 1 6 年度の主な実績は以下のとおりとなった。職員研修受講者数が 1 5 年度実績から大幅に増加したのは、ジェンダー責任者や担当者を通じて研修の受講を奨励したことに加え、職員の意識向上に伴う積極的な受講の増加、JICA・Netによる配信を行うことで国内外の遠隔地に勤務する職員の当該研修への参加が可能となったことによる。

・職員研修 *498人*

(ジェンダー研修)	14 年度	15 年度	16 年度
職員研修受講者数	18 人	49 人	498 人

(参考)研修受講者の男女別内訳

	男性	女性	計
職員研修	3 1 3 人	185人	498人
専門家の研修	3 2 1人	78人	3 9 9 人
ボランティア調整員の研修	46人	3 5 人	8 1 人
専門員(新規採用、ジュニア専門 員)	1 2 人	3人	15人

3.ジェンダーに関するデータ・情報の整備、調査研究_{(指標:女性の地位向上に配慮し}

た業務運営の実績)

事業の各段階へのジェンダーの視点の反映のための環境整備としての主な取り組み は以下のとおり。

- ア.ジェンダー国別情報を新たに8カ国分作成した。これにより55カ国がカバーされ、一部を除き在外事務所はジェンダーの基礎データを有する体制が整備され、 当該国におけるジェンダー課題や現状を職員その他援助関係者が確認できるよう になった。
- イ.プロジェクトの新規案件要望の際やプロジェクト事前評価時に、当該案件におけるジェンダー配慮について検討するため、様式にジェンダー配慮欄を設け、記載を義務化した。記載状況については、ジェンダー平等推進グループでチェックし、その良い点や次年度の新規案件要望調査に向けての改善点につき関係部署にフィードバックを行った。その結果、部署によって、新たな勉強会の企画やジェンダー研修への受講表明につながった。
- ウ.地域や民族、宗教等の異なる文化・社会的背景の中でどのようにジェンダー主流 化を目指し、アプローチするべきかを目的とし、「多様な社会・文化におけるジェンダー主流化のあり方調査研究」(エジプト、イスラム教)を実施した。
- 工.機構の事業統計において、専門家、研修員等の男女別データの収集の強化を図った。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・男女共同参画推進のための体制の確立
- ・職員その他の関係者に対する研修の参加者の実績
- ・女性の地位向上に配慮した業務運営の実績

±亚/≖		
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
		「ジェンダー主流化」実施体制の導入、ジェンダー研修受講者数の大幅な
		増加、ジェンダーに関するデータ・情報の整備、調査研究において成果が
	Α	みられ、中期計画の達成に向けて「順調」な状況といえる。
		実際の事業実施の各段階において具体的成果が得られるかどうかが重
		要であり、「ジェンダー主流化」実施体制がより一層着実に定着すること
		を期待する。

小項目 No.12 客観的で体系的な事業評価

大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(1)総論
小項目	(ト)客観的な事業評価の指標の設定を含む事前評価から事後評価にいたる体系的かつ効率的な評価を導入し、事業毎に適切な評価手法を確立した上で評価を実施するとともに、機構による評価に対する二次評価を含めた外部評価を充実させる。また、これらの評価の内容について国民にわかりやすい形で情報提供するとともに、評価内容を迅速かつ的確に新たな事業実施にフィードバックする。具体的には、目標の達成に向けて計画を見直し、運営方法を改善するとともに、将来の類似案件の計画・実施に活用することを目的として、事前、中間、終了時及び事後に到
	る一貫した効率的な評価を導入する。その際、在外事務所による事後評価の充実 を図る。また、青年海外協力隊及び災害援助等協力の各事業における評価制度を 導入する。
	評価体制の充実と評価の質の向上に努めるべく、外部有識者評価委員会を定期的に開催し、評価制度、手法の改善のための提言を得る。また、評価の質の向上と 客観性の確保に努めるべく、一次評価として外部有識者・機関等が直接行う評価
	を拡充するとともに、機構が行った評価を外部有識者・機関等が改めて評価する 二次評価を充実させる。特に、協力終了後に協力効果を最終的に評価する事後評 価に関しては、外部有識者・機関等による一次又は二次評価件数を全評価件数の
	50%以上とする。 評価結果のわかりやすい形での迅速な公開を図るべく、評価報告書の作成・公開に加え、機構及び外部有識者・機関等による全ての評価の評価結果をわかりやすくまとめた要約をホームページで迅速に公開する。 フィードバック機能を強化するため、過去の類似案件の評価から得られた教訓をどのように活用したかを、事前評価の評価項目に新たに加える。
業務実績	技術協力プロジェクトにおける事業事前評価表の活用、在外事務所による案件別事後評価の拡充、青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価調査の実施等、体系的な評価、事業毎の評価手法の確立に向けた着実な取組みを行った。また、外部評価の充実のため、事後評価における外部有識者・機関が参画する評価の拡充に取り組んだ。さらに、評価結果をホームページで迅速に公表するよう努めるとともに、評価結果から得られた教訓を活用するための方策を実施した。
	1.一貫した評価の導入 (1)一貫した評価体制の整備(指標:一貫した評価体制の整備状況、在外事務所による案件別事後評価の実施国数(再掲)) 平成16年度は、前年度に引き続き、事前から事後までの一貫した評価体制の強化

に向けて、中間評価、終了時評価に比べて導入が遅れていた事前評価、事後評価の充 実に努めており、具体的には以下の取り組みを行った。

事前評価については、平成15年度までは、事前調査の実施後に評価専門部署による評価の質の観点からの確認を行っていたが、16年度からは事前調査の実施前においても、客観的な評価指標の設定を含め、事前評価に必要となる視点が盛り込まれているかなどについて確認し、評価の質の確保に努めた。また、技術協力プロジェクト全件を対象に事前評価を実施しており、一定規模以上の技術協力プロジェクト全件については、事業事前評価表を作成した。

機構では明確かつ客観的な指標設定を推進することを目的に、技術協力プロジェクトにおける指標の設定状況及び課題を分析するとともに、他ドナーのガイドライン、事例等を調査の上、モニタリング・評価に係る指標設定に関する指針を策定した。 15年度に作成したデータベースと併せ、同指針に関しても、モニタリング・評価において積極的に活用する。

事後評価については、協力終了後3年を経過したプロジェクトを対象に、主としてインパクト及び自立発展性の検証を行い、国別事業実施計画の改善や事業の計画・実施に向けた教訓・提言を得ることを目的として、在外事務所が実施する案件別事後評価の制度を平成14年度に導入した。16年度は新規の実施国数の拡充に取り組むとともに、新たに無償資金協力の基本設計調査を対象とした事後評価の手法を開発・導入し、技術協力プロジェクトと無償資金協力の事後評価を新たに11カ国(マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、ボリビア、ドミニカ共和国、エクアドル、トルコ、モルジブ、セネガル、インド)で実施した。

その結果、新規の案件別事後評価の実施国数は 1 1 カ国、実施国数の累計は 3 3 カ国 (14年度比 19カ国増、15年度比 11カ国増)となった。

(在外事務所による案件別事後評	14 年度	15 年度	16 年度
価)			
制度導入国数の累計	14 カ国	22 カ国	33 カ国
	14 万国	(8 カ国増)	(19 カ国増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

(2)青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度導入に向けた取り組み*(指*

標:青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入)

青年海外協力隊事業の評価については、平成15年度に策定したボランティア事業全体の体系的な評価手法に基づき、実施要領の作成及び各種報告様式の改定を行うとともに、受入機関、受益者及び帰国ボランティアへのアンケート調査を実施するなど、試行的に評価制度を導入した。

【ボランティア事業評価の実施状況】(平成17年1月~3月に実施。結果については分析中。)

・受入機関及び受益者に対するアンケート調査 平成14年度3次隊青年海外協力隊員及び平成17年3月に帰国するそ の他の協力隊員約350名の受入機関及び受益者を対象に実施。

・帰国ボランティアへのアンケート調査 平成14年度に帰国したすべての青年海外協力隊員約1,100名を対象 に実施。

また、ボランティア事業の効果等をより総合的に評価することを目的に、平成7年 度以降にホンジュラス・マラウイ・バヌアツに派遣された青年海外協力隊員を対象に 特定テーマ評価として「ボランティア事業」に関する評価を実施中である。

災害援助等協力事業については、評価ガイドラインを適用し、平成15年5月のアルジェリア地震災害における救助・医療チームに関する事後評価報告書を作成した。また、 16年2月のモロッコ地震災害における救助チームに関して評価の視点を盛り込んだ活動報告書を取りまとめた。

【アルジェリア地震災害緊急援助の事後評価(事後評価報告書より抜粋)】 遠く離れたアルジェリアで日本チームが迅速に救助活動を開始したことは、アルジェリア関係機関、地元住民、国連機関から高く評価されている。また、同チームは、地震被害の大きい地域で被災地のニーズに柔軟に対応した救助・医療活動を実施し、両国の友好関係の増進に大いに寄与した。今後の教訓としては、治安に問題のある地域での活動については、赤十字、赤新月社等に代表される現地の支援団体との協力関係を模索する必要がある。また、緊急援助、復興、開発というサイクルを考慮すれば、緊急援助と開発援助を初期の段階から連動させるべきである。

2 . 外部評価の充実

平成16年度は、外部有識者事業評価委員会を通じた評価の質の向上に努めるとともに、外部有識者・機関等が参画する事後評価を拡充した。

(1)外部有識者事業評価委員会の開催(指標:外部有識者事業評価委員会の開催状況)

平成16年度は外部有識者事業評価委員会を開催し、外部の有識者から評価制度・ 手法等について助言を得るとともに、内部評価の結果について二次評価等を通じた検証を行った。また、外部有識者事業評価委員会の下、外部有識者(6名)及びJIC A評価主任等(8名)からなる二次評価作業部会を設置し、二次評価手法を確立の上、 14年度及び15年度の終了時評価48件を対象に二次評価を実施し、客観性の確保 と質の向上に努めた。さらに、二次評価結果を総合的に分析し、その結果を「事業評価年次報告書2004」に掲載した。(外部有識者事業評価委員会と二次評価作業部会を合わせて、計9回開催)

【外部有識者事業評価委員会における検討結果に基づいた評価制度の改善事例】

平成15年度の二次評価(平成13年度の終了時評価対象)の結果、提言された内容(目標の明確化、中間評価やモニタリングによるプロジェクト運営の改善、事業評価報告書の改善等)については、「JICA事業評価ガイドライン改訂版」(平成16年3月発行)に反映された。

また、平成16年度の二次評価(平成14、15年度の終了時評価対象)結果において在外事務所における評価の質の向上が提言されたことも踏まえつつ、在外事務所の評価能力の強化に向け、在外職員・ナショナルスタッフ等に対する研修の実施(15事務所、約140名)評価研修の英語教材の作成、評価ガイドラインの現地語(英・仏・西)への翻訳を16年度中に実施した。また、プログラムレベルでの評価の必要性が提言されたことに配慮しつつ、16年度にプログラム評価の手法開発を行い、試行的にホンジュラス国の教育分野を対象としたプログラム評価に着手した。平成17年度は、年1~2件のプログラム評価を実施する予定。

(2)外部有識者・機関等が参画する評価の拡充(指標:外部有識者・機関等が参画した事後評価の全評価件数に占める割合が50%以上)

外部有識者・機関等の事後評価への参画状況については、本邦事後評価と在外事後評価を合わせ、58件中34件(58%)について外部有識者による一次評価(外部有識者・機関が直接評価する)又は二次評価(機構の内部評価に対して外部有識者・機関が評価を行う)を実施しており、中期計画に定める目標(50%以上)を上回った。

(外部有識者・機関等	14 年度	15 年度	16 年度	18 年度末目標値
の参画割合)				
本邦事後評価	4件/9件中	2 件/7 件中	6件/15件中	-
在外事後評価	0 件/64 件中	10 件/23 件中	28 件/43 件中	-
合計	4件/73件中	12 件/30 件中	34 件/58 件中	50%
	(5.5%)	(40%)	(58%)	30%

【外部評価の評価結果に基づいた事業改善事例】

事後評価の客観性と透明性を確保するため、主に機構が行った事後評価の二次評価を外部有識者・機関等に依頼しているが、外部有識者が直接行う事後評価も行っており事業の改善にフィードバックしている。

特定テーマ評価「環境センター・アプローチ:途上国における社会的環境管理能力の形成と環境協力」(平成14、15年度に実施)では、当該分野の複数の案件に係る横断的な事後評価を外部評価により実施した。評価結果では、従来からの研究拠点型の協力内容に留まらず、企業・市民との連携の強化や、地方政府の能力向上を視野に入れた協力実施の必要性について提言があった。同結果を受け、16年度に開始されたシリア及びケニアでの環境センター型の環境協力案件では、地方行政の能力強化や政府・企業・市民の間の情報共有を促進する活動が実施されることになった。

また、協力対象である途上国側の視点及びより客観的な日本以外の第三者の視点を加えた評価を推進するため、以下のような取り組みを行った。

- ・ 途上国側の視点の反映については、「被援助国の参加度」を評価の基準としてガイドラインに明示している。具体的には、プロジェクト評価では途上国関係機関と委員会を設置の上、合同評価を実施している。また、特に社会開発型の事業や途上国の住民に直接裨益する事業の評価に当たっては、受益者である住民へのアンケートやインタビューを通じて、評価結果への反映を行った。
- ・ 日本以外の第三者の視点については、特に途上国の第三者の視点を反映することを 重視し、案件別事後評価では協力対象国の第三者(外部有識者、コンサルタント等) による外部評価(一次評価又は二次評価)を実施した。また、特定テーマ評価「ア フリカ感染症対策」では、対象2カ国(ガーナ、ザンビア)において現地の外部有 識者の評価調査団への参団を得、第三者の視点による評価結果を報告書に掲載し た。

【途上国側の視点を反映した評価の事例】

「特定テーマ評価(本邦事後評価) 参加型地域社会開発のジェンダー評価」 本調査では、グアテマラ及びネパールにおける現地調査において、地域住民 2 4 3 名を対象にインタビュー、フォーカスグループディスカッション等を実施し、「社会活動に参加するようになり自信がついた」、「夫の認識が変わり、より自由で活発な社会活動が行なえるようになった」といった女性の声を丁寧に 収集した。これを基に女性のエンパワーメントに関する定性評価を行なったうえで、4 4 の具体的事例を報告書に掲載した。

3 . 評価内容の情報提供 (指標: 評価結果の公開の状況)

機構は評価結果を迅速にわかりやすい形で情報提供するため、個々の案件の評価結果をホームページに順次掲載するとともに報告書として公開した。また、個別案件の評価結果を総合的に分析して共通の傾向や課題を抽出するための「個別案件評価結果の総合分析」、テーマ毎に複数の案件を調査して国や分野に特定の成果・教訓を得るための特定テーマ評価「総合分析」を実施し、その結果は報告書として公開するほか、セミナーやホームページでも情報提供した。

個々の案件の評価結果については、平成15年度に引き続き、終了時評価結果のほか事前・事後の評価結果に関しても速やかにホームページ上で公開しており、同評価結果のアクセスは毎月2,000件以上となっている。

個別案件の評価に加え、評価結果のより分かりやすい提供に向けて、個別案件の評価結果を総合的に取りまとめ、機構の事業が全体として効果を上げているかどうかを共通の傾向や課題とともに取りまとめた「個別案件評価結果の総合分析」を平成16年度も継続して実施した。同取り組みでは、平成15年度には13年度の終了時評価を対象としていたのに対し、16年度は14・15年度の2年度分43案件の案件別

事後評価を対象に実施した。

さらに、事業にフィードバックしやすい評価結果及び教訓を抽出することを目的に、特定テーマ評価「総合分析」を実施している。同結果については、機構内外の関係者による活用促進を目的に、分かりやすい形に取りまとめた上でフィードバックセミナー(公開)にて発表している(フィードバックセミナー(計7回開催)への出席者638人)。

【特定テーマ評価の結果をフィードバックするセミナーの実施状況】

- ・ 特定テーマ評価「(総合分析)初中等教育/理数科分野」(出席者:130 人)
- ・ 特定テーマ評価「NGO連携事業」(出席者:101人)
- ・ 特定テーマ評価「(総合分析)貧困削減/地域社会開発」(出席者:112 人)
- ・ 特定テーマ評価「(総合分析)情報通信技術」(出席者:46人)
- ・ 特定テーマ評価「(総合分析)農業・農村開発:普及」(出席者:105人)
- ・ 特定テーマ評価「参加型地域社会開発のジェンダー評価」(出席者: 85 人)
- 特定テーマ評価「アフガニスタン支援事業レビュー報告」(出席者: 5 9人)

以上のような事業評価活動の概要と評価結果をとりまとめ、毎年「事業評価年次報告書」を作成し、関係先に幅広く配布するとともに、作成後速やかにホームページ上で公開している。平成16年度は「より効果的な協力の実現に向けて」をテーマとして個別評価結果や総合分析の結果を取りまとめ、機構の事業の全体傾向、協力効果の発現の貢献・阻害要因、事業改善に向けて得られた教訓等を掲載している。

4 . 評価内容のフィードバック (指標:評価から得られた教訓を事前評価において適用した状況)

(1)事前評価における過去の教訓の活用状況

平成15年度下半期から事業事前評価表に「過去の類似案件からの教訓の活用」の項目を新たに加え、過去の評価結果から得た教訓を新事業に活用することを促進しており、16年度に作成された一定規模以上の技術協力プロジェクトの事業事前評価表全てについて、過去の評価結果から導き出された教訓を記載している。これにより事業担当部署が事業の計画に当たり過去の類似案件の評価結果を参照して計画に反映することを定着させた。

(2)評価結果のフィードバックを促進する取組み

評価結果の事業への一層のフィードバックの推進のためには、評価の質の一層の向上を図るとともに、評価結果を事業に活用した良い事例を具体例として共有し、経験からの学びを促進することが重要である。このため新たな取り組みとして、「グッドプ

ラクティス評価賞」を設置した。「グッドプラクティス評価賞」は、評価結果を事業の計画や運営に活用した優良事例を選び表彰することで、フィードバックの有用性を強調し、関係者のインセンティブとすることを目的として導入した。同結果は「事業評価年次報告書2004」に掲載するとともに、機構内部でセミナー(平成17年3月)を開催して職員・関係者に周知した。

機構内における評価結果の活用状況について、本部の事業部門、国内機関、在外事務所の職員や援助要員を対象にアンケートを実施したところ、「JICAが実施している評価結果を利用したことがある」と回答した割合は、平成15年度実績46%(170人/367人)から16年度実績62%(385人/625人)にまで大幅に増加しており、先述の取り組み等を通じ、評価結果の有効な活用が進んだ。

【評価結果の活用事例】

評価結果を活用して、事業の改善が図られた優良事例について、以下の評価基準により、グッドプラクティス評価賞(フィードバック推進賞)を選定した。

- 教訓の選択(活用元の教訓の有用性)
- 活用方法(活用方法の具体性、活用内容の重要性)
- 効果の発現(具体的な効果の発現の有無、今後の見込み)
- 個別案件の教訓活用に対する総合評価
- 組織的な取り組みに対する総合評価

表彰された評価結果の活用事例は以下のとおりとなっている。

ア.基礎教育分野

基礎教育分野のこれまでの協力案件の総合分析の結果、「現職教員再訓練プロジェクトでは、対象教員のみではなく学校管理職や行政官を巻き込んだ理解促進及び制度構築が重要である」という教訓が得られたことを受け、その後の新規案件において学校管理職の行政官に対する啓発のためのセミナー等をプロジェクト活動に取り込んで行うアプローチがとられている。

イ.情報通信分野

先行案件における「IT分野は進歩が早く技術・機材の陳腐化を避けるため短期集中型にすることが望ましい」との教訓に基づき、その後の協力案件では協力期間の短縮を従来の5年から3年に設定している。また、「技術の急速な進歩と特殊技術の専門化に対応するため短期専門家の組み合わせが必要」との教訓を受け、その後の協力では、プロジェクトの運営管理に携わる長期専門家と個々の専門技術分野に対応する短期専門家を組み合わせ、必要な時期に必要な技術を持った短期専門家を派遣できるようにした案件が増えている。これら以外にも、過去の教訓を活用し、「研修センターの自立的運営を目指して有料コースを設置し、講師給与歩合制を導入す

	200000000000000000000000000000000000000	
	るヹ	「コンピューター等の機材は現地で調達する」などの取り組みも行わ
	れてい	,1る。
評定方法	独立行政》	去人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判
	定する。	
	•	一貫した評価体制の整備状況
	•	在外事務所による案件別事後評価の実施国数(再掲)
		青年海外協力隊及び災害援助等協力における評価制度の導入
		外部有識者事業評価委員会の開催状況
		外部有識者・機関等が参画した事後評価の全評価件数に占める割合が 50%以
		上
		評価結果の公開の状況 部である。彼られた教訓を恵益部ではないできました。後辺
÷=: /==	: •	評価から得られた教訓を事前評価において適用した状況
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
		事前評価の充実、事後評価の拡充など一貫した評価体制の整備に引き続き
		取り組み、また青年海外協力隊の評価制度の試行的導入、災害援助等協力事
		業の評価の実施など、積極的に取り組んでいる。また、外部評価の充実、評
		価内容の情報提供についても取組が進められ、評価内容のフィードバックに
	Α	ついては優良事例の表彰によるインセンティブの確保にも努めている。全体
		として、中期計画の達成に向けて「順調」な状況といえる。
		今後は、事業評価に費やすコストに留意するとともに、評価結果の事業へ
		の反映について一層の説明を求めたい。また、事業評価の国民への分かりや
		すい説明という点について、将来的課題として検討することが求められる。

小項目 No.13 現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
八块口	
	ためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)
	(i)技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公
	共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開
	発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約
	束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。
	開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の
	促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者
	等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三
	国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。
	事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間
	からの参加を促進し、ノウハウを活用する。
	事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。
業務実績	平成15年度に引き続き、技術協力案件の効果的・効率的実施のために、南南協力
	支援事業の充実、開発途上国の人材・組織のネットワーク化、各種事業における現地
	のコンサルタント・NGO等の活用を図った。また、事業における民間のノウハウを
	活用するため、「提案型技術協力プロジェクト」及び「業務実施契約に基づく技術協力
	プロジェクト」の実施を推進したほか、技術協力事業にかかわる各種委員会等に国民
	各層の参画を得て、その知見を事業の計画・実施・評価の各段階で活用するよう努め
	<u>た。</u>
	1. 南南協力事業の充実等
	(1)南南協力支援事業の充実 (指標:南南協力支援事業の実績)
	南南協力支援事業は、途上国のオーナーシップの醸成、途上国同士による能力開発
	の促進、新興援助国による援助の裾野の拡大、及び第三国リソースの活用による効果
	的・効率的な援助の実施の観点から極めて有効なアプローチである。このアプローチ
	に関し、平成16年度には「南南協力課題タスクフォース」での議論を通じ、南南協
	力支援に向けた実施方針などを盛り込んだ「課題別指針(初版)」を取りまとめ、平成
	15年度に実務者用に作成した「南南協力支援ガイドブック」の英訳版を作成し、在
	外事務所の現地職員等にも配布するとともに、南南協力に関するホームページを立ち
	上げるなど、内外の広報に努めた。
	この取り組みにかかる平成16年度の実績としては、「第三国研修(開発途上国が近
	隣諸国などから研修員を招聘し、各国・地域の現地事情により適合した技術研修を実
	施する事業)」については、194件(平成15年度151件、平成14年度139件)
	また、「第三国専門家(協力対象国に他の開発途上国から専門家を派遣する事業)」に

ついては、240人(平成15年度113人、平成14年度109人)であった。

【南南協力支援事業の活動事例】

地域毎に以下のような取り組み事例があった。

ア.アセアン地域

域内の社会経済格差の是正を促進する目的で、「JICA/アセアン地域協力会議(JARCOM)」を導入しており、平成16年7月にはカンボジアにて第三回会議が開催された。このJARCOM方式では、受益国の開発ニーズを関係者間で共有し、協力国が受益国側の現況調査を行い、自国のリソースとのマッチングを図りながら案件形成を進めている。平成16年度は、受益国側のニーズを反映した形で協力国であるマレーシアが実施する第三国研修「中小企業振興コース」、「税行政セミナー」などの新規案件が形成された。

イ.中南米地域

平成16年9月、コロンビアのボゴタにおいて、コロンビア及びチリを中心とした中南米諸国のイニシアチブにより、「キャパシティ・ディベロップメント(CD)に向けた南南協力セミナー」が開催された。右セミナーは、南南協力がキャパシティ・ディベロップメントの向上に対し果たし得る積極的な機能に着目した同地域初の国際セミナーであり、機構からもこれまでの取り組み等について積極的にプレゼンテーションを行なった。このセミナーを通じ、機構の重視するキャパシティ・ディベロップメント向上の観点から南南協力は有効である点が二国間・多国間双方のドナー多数を含む参加者間で確認されたほか、わが国の南南協力支援に対する積極的姿勢を参加者へ印象付けることができた。

ウ.アフリカ地域

アフリカ域内の協力の拡大を図るとともに、アジア・アフリカ協力を引き続き推進した。アジア・アフリカ協力については、アジアの経験をアフリカに応用することを目的として、平成17年3月に「アジア・アフリカ知識共創プログラム」を開始した。協力分野は「農村開発」「企業振興」などを予定しており、今後とも活動を継続・拡大する。

平成16年度は初年度として「農村コミュニティー開発」をテーマとするサブ・プログラムを立ち上げ、アフリカ9カ国(エチオピア、ケニア、マラウィ、モザンビーク、セネガル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ)から計14名及びアジアの関係国のリソース・パーソン計4名(タイ、インドネシア)が参加した。

工.中近東地域

すでに南南協力に関わるパートナーシップ協定を結び、主にアフリカ向け研修を実施してきたエジプト、チュニジア、モロッコの3カ国に続き、平成16年12月には、ヨルダン国との間でパートナーシッププログラム(JJPP)を締結し、16年度はイラク向け(7件)とパレスチナ向け(3件)の第三国研修を新たに実施した。

(2) 開発途上国の人材・組織のネットワーク化(指標:人材や組織のネットワーク化の状況) 技術協力事業の成果の普及・発展の観点から、帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を進めるため、会員名簿データベースの基本フォーマットの検討を行なう等の取り組みが現地レベルで行なわれるよう支援した。

また、専門家派遣等の技術協力の実施が困難なイラクにおいては研修員の同窓会を 設置し、今後の協力の足がかりができた。また、イラクを含めた中東地域における同 窓会地域会合を開催し、各同窓会のニーズの把握に努めるとともに、同窓会における 地域連携のあり方や活動事例の共有を行なった。

これらの活動の結果、平成16年度には、同窓会会員名簿の更新が47件、新規同窓会立ち上げ件数はパレスチナ、イラク、パラオ、モルディブ等、7団体となり、世界中のJICA研修員同窓会の団体数は合計で103団体となった。

【スマトラ沖地震津波災害における研修員同窓会の活動事例】

ア・インドネシア

津波発生後、青年招聘プログラムOB会アチェ支部からJICAインドネシア事務所に協力の申し出があり、厳しい状況のなか、日本の医療チームが滞在する宿舎の提供や車両の手配を迅速に行い、効果的な活動の基盤を整備した。アチェでの緊急援助隊医療活動では、10人程度の帰国研修員が日本チームの医療テントにおいて現地語で患者の受付を行い、必要に応じて医師に通訳するなどの活動を展開し、被災者支援に大きな役割を果たした。

イ.スリランカ

スマトラ沖大地震により甚大な津波被害を受けたスリランカでは、帰国研修員同窓会の発意により、被災した子供達約300名に対する支援を行われた。特に被害が大きかったゴール県の被災者キャンプにおいては、子供達が早期に学校に戻れるよう、教科書、文房具等、就学に必要な資材を供与するとともに、学校施設に対する被害が大きい所には黒板、机、イス等学校機材の供与も行なった。

(3)現地リソースの積極的な活用(指標:現地人材の活用の状況)

機構は、技術協力プロジェクト、または開発調査など各種技術協力事業において現 地NGO及びコンサルタントの活用を推進している。

平成16年度において、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントへの委託は187件(平成15年度72件)、また、現地NGOとの連携件数は68件(平成15年度27件)と増加傾向にある。事例としては、カンボジア「森林分野人材育成計画プロジェクト」案件では現地コンサルタントを活用して農村の社会経済ベースライン調査の実施、ネパール「子供のためのコミュニティー主体型ノンフォーマル教育プロジェクト」案件では現地NGO等を通じた地域住民への啓発活動や教育向上にかかるモデル事業の実施等が挙げられる。

また、開発調査・無償資金協力基本設計調査などの業務実施契約において、本邦コ

ンサルタントが現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査などを委託した実績は 150件と全体の51.0%(平成15年度は49.4%)となっており、全体の約 半数が現地リソースを活用している。

2 . 事業における民間の活用 (指標:事業における民間の活用状況)

「現場に近い知見・ノウハウを持つ団体をより積極的に事業に取り入れること」、及 び「国民の発意が一層事業に反映されること」の双方を可能とするため、機構は主に 3 つの援助スキーム(業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト、提案型技術協力、 民間提案型プロジェクト形成調査など)を有している。

平成16年度は、全体で44件の実績をあげた(内訳:新規事業26件、継続事業 18件)ところ、援助スキーム別の内訳は以下のとおり。

- ア.「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」: 実施段階で民間の参加を募り事 業を委託する制度であり、16年度は22件を新規に契約し(平成15年度は新規 2件)、順調に活用が進んでいる。また、そのうち4件については実施団体として大 学の参加があり、民間のノウハウの幅広い活用という観点から、効果的な活用がな されている。
- イ.「提案型技術協力(PROTECO)」: 民間からの提案を募り共同で案件形成を行 った上で実施段階の事業を委託する制度で、16年度は新規2件を公示し契約に至 っている(平成15年度は新規7件)。新規案件インドネシア「小規模統計整備プロ ジェクト」、バングラデシュ「持続的砒素汚染対策プロジェクト」の他、継続案件 1 5件を実施中である。
- ウ.「民間提案型プロジェクト形成調査」など:これまでの事業経験が少ない平和構築 支援の対象国等で迅速に協力を進めるため、「民間提案型プロジェクト形成調査」の 制度を応用し、民間による提案と事業計画策定に特化したプロジェクト形成・開発 調査一体型の事業を新たに制度設計した。平成16年度の新規事業として2件を公 示、契約した(アンゴラ「除隊兵士、国内避難民、帰還難民等の社会復帰を目的と した地域社会機能強化プロジェクト」、シエラレオネ「カンビア県教育を通じた子供 の社会復帰支援プロジェクト」)。

【民間活用型技術協力プロジェクトの事例紹介】

「シリア 水資源情報センター整備計画」案件

本案件は、水資源情報センターが中心となって、水資源情報の適切な管 理ができる体制を構築することを目的として協力を行っている(2002 年6月~2007年6月)、水資源情報センターに対する気象・水文観測等 の技術指導や人材育成・情報システム構築の体制整備支援などに重点が置 かれており、水資源管理に必要となるデータベース作成ノウハウの技術指 導や、そのデータを利用した地理情報システム(GIS)の活用などに民 間のノウハウが効果的に活用されている。

3 .技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大 (指標: 各種支援委員会等への学識経

験者、NGO等の参加状況)

国別・地域別の中期的な計画の策定や、当該国の横断的な課題にかかる案件の実施について、平成16年度には14の国別・地域別支援委員会を設置し、個別の技術協力プロジェクトないし開発調査の実施に関しては、国内支援委員会(15年度までの開発調査にかかる「作業監理委員会」は国内支援委員会に統合)や6つの課題別支援委員会を設置するなどして、学識経験者、NGO等から様々な提言・助言を得た。上記各種委員会における学識経験者やNGOの人数割合は、国別・地域別支援委員会では89.7%(平成15年度95.7%)、国内支援委員会では63.9%(平成15年度「国内支援委員会」64.8%、「作業監理委員会」38.6%)、課題別支援委員会(新設)では81.4%、外部有識者事業評価委員会は100%(平成15年度100%)となっており、平成15年度に引き続き高い割合となっている。また、研修事業の実施に際しては、地域の自治体、各種団体、及び地域住民の協力を広く得ているほか、事業評価についても、外部有識者事業評価委員会を設置して、有識者に第三者としての適切な評価を依頼している。

【委員会の活動事例】

ア.「ラオス・経済政策支援委員会」(国別・地域別支援委員会)

本委員会では、ラオスのマクロ経済状況の改善のための政策提言を作成するために、委員の助言が積極的に取り入れられるとともに、共同作業にあたったラオス側の政策担当者に対し、ラオス経済の分析手法や経済政策策定の指導を行い、人材育成が図られた。なお、当該委員会委員は学識経験者10名、政府系金融機関2名で構成されている。

イ.「障害者支援」(課題別支援委員会)

本委員会では、課題別指針の作成に対する支援を行ったほか、職員研修、 調査研究等に対する助言を行っている。なお、当該委員会委員10名のう ち、学識経験者は3名、NGOを含む民間人は5名となっている。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。

- ・ 南南協力支援事業の実績
- ・ 人材や組織のネットワーク化の状況
- ・ 現地人材の活用の状況
- ・ 事業における民間の活用状況
- 各種支援委員会等への学識経験者、NGO等の参加状況

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

第三国研修及び第三国専門家といった「南南協力」の実績や、帰国研修員のネットワーク化が伸びており、現地リソースの活用については現地コンサルタントへの委託や現地NGOとの連携件数も増加傾向にある。また、事業における民間の活用についても実績が上がっているほか、各種支援委員会への学識経験者、NGO等の参加も引き続き高い割合となっており、全体として中期計画達成に向けて「順調」な状況といえる。

今後とも、案件の効果的・効率的実施のために、現在進められている在外強化と連動させつつ事業における現地人材の活用についても充実を図るとともに、民間を活用する制度のさらなる整備を進めることで民間の参画を拡充することが重要である。

小項目 No.14 案件の適切な投入要素の決定

<u> </u>	
大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)
	() 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、
	案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、
	研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期
	等の決定を適切に行う。そのために、
	技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実さ
	せる。
	派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積
	し、適切に活用するような体制整備を行う。
	技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。
業務実績	平成16年度新たに発足させた課題5部体制の下、技術協力案件の速やかな実施と
	適切な投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を確保するため、事前評価調査の充
	実、専門家・調査団等の情報蓄積・活用、技術協力案件の実施に関連するガイドライ
	ン・マニュアルの改善・整備などに取り組んだ。
	1.目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実 _{(指標:技協案件の目標と活動}
	1.目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実 (指標:技協案件の目標と活動範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績)
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績)
	<i>範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績)</i> 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該 案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該 案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト 案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該 案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト 案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。 平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該 案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト 案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。 平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名の課題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該 案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト 案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。 平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名の課題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。また、事前評価調査の品質向上と内
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該 案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。 平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名の課題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。また、事前評価調査の品質向上と内容の標準化を目的とし、以下の16分野課題について、事前評価調査の標準型を設計
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該 案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。 平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名の課題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。また、事前評価調査の品質向上と内容の標準化を目的とし、以下の16分野課題について、事前評価調査の標準型を設計し、調査必須項目を設定した(更新を含む)。これらの取り組みにより、調査の準備が
	範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該 案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。 平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名の課題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。また、事前評価調査の品質向上と内容の標準化を目的とし、以下の16分野課題について、事前評価調査の標準型を設計
	### ### ### ### ### ### ### ### ### ##
	 範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名の課題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。また、事前評価調査の品質向上と内容の標準化を目的とし、以下の16分野課題について、事前評価調査の標準型を設計し、調査必須項目を設定した(更新を含む)。これらの取り組みにより、調査の準備が効率的に行われるとともに、調査の質の標準化が図られ、全体としての質が向上した。統計、情報通信技術(更新) 航空輸送、地理情報、基礎教育、障害者支援、
	### ### ### ### ### ### #############
	 範囲を明確化するための調査・事前評価の充実の実績) 機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名の課題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。また、事前評価調査の品質向上と内容の標準化を目的とし、以下の16分野課題について、事前評価調査の標準型を設計し、調査必須項目を設定した(更新を含む)。これらの取り組みにより、調査の準備が効率的に行われるとともに、調査の質の標準化が図られ、全体としての質が向上した。統計、情報通信技術(更新) 航空輸送、地理情報、基礎教育、障害者支援、

【事前評価調査の標準形を設計した具体的事例】

ドミニカ共和国「サント・ドミンゴ特別区廃棄物総合管理計画調査」の事前 調査において、廃棄物案件に関する検討・留意項目をリスト化した「事前評価 キャパシティアセスメントリスト(事前調査項目チェックリスト)」を活用し、 実施国の現状を約50項目×4段階で評価した。その結果に基づき、プロジェ クト目標、活動などを設定したところ、これまでより重点項目が体系的に把握 できたことに加え、調査項目の策定が容易となり、効率的に調査計画を設定す ることができた。

さらに、これら一連の事前評価にあたっては、調査実施前に調査対象項目の適切さ、 調査実施後の事前評価結果の適切さの観点から、対象案件を主管する部署に加えて、 事業評価担当部署による審査を実施する事前評価実施体制を整備した。こうした調査 対象項目の漏れをなくす取り組みを通じて、事前評価調査の質の確保に努めた。

2.技術協力プロジェクト、専門家・調査団等の情報の蓄積及び活用_{(指標:情報の}

蓄積及びその活用促進策の実績)

技術協力に係わる各種データベース(専門家、調査団員、研修員、機材等)について、平成15年度に引き続き情報量を増加させるとともに、蓄積された情報をプロジェクト設計や新規案件検討、専門家リクルート対象者の審査や研修事業の進捗管理などに活用した。

さらに、平成18年度からの供用を目途に、これら情報のより一層の効率的活用を図ることを目的とした「事業管理支援システム」の構築を開始した。これは、在外強化、課題部の創設、地域部の機能強化、組織のフラット化等新たな事業実施体制の下で機構の各部署が適確に事業の計画、実施や意思決定が行えるように、従来、個別のシステムで処理されていた様々な事業情報のあり方を改めて整理し、その共有及び処理を行う業務支援のための包括的なシステムを構築するものである。最終的には、要望調査、予算の執行管理、プロジェクト等事業の計画及び進捗管理、事業実績取りまとめ、事業情報の抽出・分析・提供など一連の業務を同システムを使って処理する計画であり、これにより事業関連情報の一層の活用が可能となる。

3.組織改編後の技術協力プロジェクト実施にかかるガイドライン・マニュアル の改善・整備_(指標:ガイドライン・マニュアルの新規整備又は改定の実績)

(1)現場(在外)強化のためのガイドラインの整備

平成16年10月の現場(在外)強化の試行実施にあわせ、職員の意識改革に加え、本部と在外の役割分担や在外主管案件の業務方法を取りまとめた在外強化ガイドラインを作成した。同ガイドラインは、研修資料や担当職員の日常的な業務マニュアルとして活用されており、8試行事務所における適確な業務実施を確保した。半年間の試行の結果、1)相手側(途上国政府、実施機関等)との緊密な議論により、ニーズ把握が進み、意思決定も迅速化された、2)専門家等との連携が強化され、セクター情報の蓄積が進んだ、3)事務所におけるオーナーシップ意識が向上した、といった成果が確認された。これらのレビュー結果を踏まえて、17年4月からの30事務所に

おける在外主管の本格実施のための準備を整えた。

(2)課題部制度推進のための取り組み

新たに発足した課題部の業務に関し、事業実施効率の向上、成果追求の方法の改善及び技術支援体制の構築を目的とした「課題部制度推進タスクフォース」を設置し、6つの課題について検討を行い、それぞれに今後の方向性を取りまとめた。各項目毎の成果は以下のとおりである。

検討テーマ	タスクフォース活動の成果
プログラム実行計 画書及び新プロジェクト実施計画書	・プログラム実行計画書策定支援、新プロジェクト実施計画書の精緻化・策定支援に関する検討作業を完了し、結果を組織決定済み。 ・予算執行管理システムの検討はタスク内検討を完了。
業務の法人契約化	・法人契約ガイドラインの作成、業務指示書作成の手 引き作成についてタスク内の原案作成を完了。
在外強化	・在外主導案件のレビュー及び在外主管案件に係る業 務の詳細設計を完了し、結果を組織決定済み。
課題対応力の強化	・課題別支援委員会の設置要綱作成、国内支援委員会の活用の方向性検討、国内支援業務契約(支援スタッフ等)業務指示書の精緻化、課題支援スタッフの業務内容の整理、業務マニュアルの整備を完了し、結果を組織決定済み。 ・在外事務所への技術支援内容及び手法はタスク内の検討を終了。
プロジェクト、プ ログラムの整理	・プログラム化の概念、予算執行管理等の把握及びプロジェクト、プログラムの割り振り手法の整理についてタスク内検討を完了。
技術協力プロジェ クト関連の研修事 業の取扱い	・技術協力プロジェクト・開発調査に係る研修事業の 予算と責任の課題部への移譲及び契約ベースで行わ れる両事業の関連研修事業の包括契約化について検 討作業を完了し、結果を組織決定済み。

このうち、特に、技術協力プロジェクトの業務の法人契約化を推進するため、「技術協力プロジェクトの法人契約化推進のためのガイドライン」、「業務指示書作成の手引き(技術協力プロジェクト)」等を作成し、これらの内容の周知徹底を図るため、計7回の業務説明会を実施した。その結果、平成16年度は民間法人との契約による技術プロジェクトが平成15年度の4件から25件と大幅に増加した。

また、技術協力プロジェクト等の活動内容の情報共有を推進するため、平成15年度に作成したホームページ作成ガイドラインの補足資料として、作成手順書及びモニタリングガイドラインを作成して、関係者に周知徹底した結果、16年度には92プロジェクトのホームページが新たに掲載された。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。

		・技協案件の目標と活動範囲を明確化するための調査・事前評価の充実 の実績 ・情報の蓄積及びその活用促進策の実績 ・ガイドライン・マニュアルの新規整備又は改定の実績
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
		技術協力プロジェクト案件の事前評価の充実に向けた取り組みが行わ
		れており、また、技術協力に係る各種データベースについては専門家、調
		査団員、研修員及び機材等の情報の蓄積が引き続き行われている。また、
	Α	在外強化ガイドラインの策定や、課題部制度推進のための取り組みなど、
		組織改編後の技術協力プロジェクト実施に係るガイドライン・マニュアル
		の整備も進められており、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な
		状況といえる。
		今後、これらの取組の成果を業務の改善のために着実に活かすことが重
		要である。

小項目 No.15 本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するた
	めとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)
	()研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見
	直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、そ
	の活用を図る。具体的には、
	各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目
	┃ ┃ 標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行
	│ │ うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。
	 帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰
	│ │ 国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セ
	│ │ ミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必
	要な支援を充実させる。
———— 業務実績	
	新評価方法の導入、3)既存コースの見直し・改廃、等の取り組みが順調に進捗してい
	かかにからない、
	34%増となった。
	┃ 1.研修コースの評価の実施(指標:集団研修コースに係る評価実施実績と見直しの状況)
	(1)事前評価の実施
	、
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	課題部・地域部・国内機関のコメントを反映した事前評価を実施し、2 0 件を採択した。
	 (2)研修員の到達目標達成度を取り入れた評価方法の導入
	、
	 基づき研修コースの評価を行う新評価フォーマット(集団研修実施報告書)を平成15
	年度に導入した。16年度には、この様式を改訂するとともに、記入マニュアルを策定
	・
	を図った。この結果、16年度に実施したすべてのコース(378コース)について到
	這目標が設定されるとともに、測定指標に基づいた研修員の知識修得度に対する客観的
	な評価体制が整備された。なお、コース別の全到達目標達成度(全到達目標を達成した
	研修員の割合)の平均は89.4%であった。
	 (3)平成16年度実施コースの評価

平成16年度に実施したすべての集団研修コース(378コース)について、評価会における研修員からの意見、質問票からの情報、研修監理員からの報告書、研修委託先からの報告書を総合して研修コースの評価を行い、以下を例として研修内容の改善を図った。

「材料性質改善処理技術」においては、研修員からの評価会における要望により、 金属加工に伴う環境汚染等の対策についての視察・講義を次年度研修から追加した。「社 会基盤整備施設の災害に対する危機管理」においては、研修員の知識習得度向上のため、 講義数を見直すとともに、中間時点での意見交換会の導入を図った。「環境政策・環境 マネジメントシステム」においては、本邦研修時の効果的・効率的な実施を目的に電 子メール等ITを活用した事前学習の促進、事後のフォローアップを実施した。

(4)評価結果等に基づく研修コースの改廃

上記評価も含めた研修コースの実施結果を総括し、平成16年度をもって協力最終年 に当る5年目のコースを中心に、32コースについて終了することとした。

(5)事業改善への取り組み

JICA改革プラン(第二弾)における国内事業の改革の方針に則り、途上国のニーズにより直結した研修事業とするため、組織横断的なタスクフォースを設置し、集約的な協議をおこない、その結果として集団研修について、今後のあるべき方向性を以下のとおり提示するとともに、機関長及び研修担当チーム長を対象にした会議、並びに研修担当者を対象にしたワークショップを開催する等、具体化に向けた取り組みを行った。

- 1)集団研修の課題対応型への再編
 - ・課題別実施指針等との整合を図った研修コース体系の策定
 - ・「知識移転(人材育成)」から「課題解決」への取り組みの深化
 - ・プログラム・アプローチの一環としての課題別要望調査への組み入れ
- 2)研修の質の向上
 - ・研修コースの案件目標と成果の明確化を目的とした新実施計画書の試行導入
- ・研修成果を踏まえた帰国後の取組目標、行動計画等を内容とした研修員による「ア クションプラン」作成の義務化
- ・研修成果 (「アクションプラン」) に基づくソフト型フォローアップの活用促進
- ・教授すべき知識の体系化、概念化をコンテンツ開発を通じて行い、カリキュラム・ 教材などの改善

2 . 帰国研修員等への各種支援の充実 (指標:帰国研修員への支援状況(ソフト型フォローアップ 案件実施件数))

日本での研修から帰国した研修員が日本で学んだ知見を共有し発展させるため、研修 員自身あるいは所属する政府機関が行うセミナーの開催や調査研究、教材作成等の活動 に対して、ソフト型フォローアップ事業として支援、協力を行っている。

平成16年度は、ソフト型フォローアップ事業の広報活動により内外関係者の理解を

深めるとともに、実施基準を記載した「フォローアップ協力実施要領」の外国語版(英、仏、西、葡)の作成・配付及び案件事例集の作成・配付を行うことにより在外事務所の実施体制の支援を行った。この結果、本事業の実施が促進され、ソフト型フォローアップの実績は 142件(14年度比36件増、15年度比20件増)となり、14年度実績106件に比して34%増となった。

	14 年度	15 年度	16 年度
ソフト型フォローアップ案件	106 件	122 件	142 件
実施件数		(15%増)	(34%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

これらのソフト型フォローアップの実施は、カウンターパートが機構による技術協力から学んだ知識や技術を広く普及すること等に役立っている。例えば、ブラジル国では出産時に帝王切開を施すのが一般的で妊婦や新生児への経済的・体力的負担が大きいが、同国帰国研修員が「助産施設における人間的出産・出生ケア」の研修を本邦で受講し、帰国後、習得した「安全な出産(自然分娩)」について普及を図るセミナーをソフト型フォローアップ事業の支援を得て開催したところ、同僚を含む助産婦や保健省の担当者等約400名が参加し、好評を博した、等の例がある。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・集団研修コースに係る評価実施実績と見直しの状況
- ・帰国研修員への支援状況(ソフト型フォローアップ案件実施件数)

評価

評定

Α

(評定の決定理由及び指摘事項等)

新設の要望のあった集団研修コースについては事前評価が実施され、また新評価フォーマット(集団研修実施報告書)に基づく到達目標が全コースに設定されるなど、客観的な評価体制が整備された。平成16年度に実施したすべての集団研修についてコースの評価が実施され、改廃が行われた。また、JICA改革プラン(第二弾)における方針に則り、途上国のニーズにより直結した研修事業の実施に向けた準備が進められ、帰国研修員に対するソフト型フォローアップの実績も増加している。全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況といえる。

今後は、集団研修の課題対応型への再編、研修の質の向上等、上記改革プランにおいてすでに打ち出された方針を着実に進めることが期待される。

小項目 No.16 専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価

大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(イ)技術協力(法第13条第1項第1号)
	()案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに
	行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。
	このため専門家については、
	民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。
	そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選
	基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判
	断される場合には、人選のための委員会を開催する。
	人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。
	またコンサルタントについては、
	コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競
	争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実
	績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より
	案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。
	特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員
	会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。
業務実績	質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うため、平成
	1 5 年度に引き続き、専門家においては民間人材の登録者の拡大を図るとと
	もに、コンサルタントについては選定方法の改善策を新制度として導入した。
	また、緊急案件におけるコンサルタント選定を迅速化するとともに、厳正な
	評価と以後の選定に反映させる観点から専門家の業績評価ガイドラインの作
	成を進め、コンサルタント実績評価の改善策を実施に移した。
	1.民間人材の積極的活用
	(1)民間からの専門家候補者の登録者拡大(指標:幅広い人材活用のための取組(民間候補人
	<i>材の登録者数))</i> 幅広い人材の確保を目指し、特に平和構築や教育分野等、人材の不足している分野
	について、国際協力人材センターを通じた登録の働きかけなどを行った結果、平成1 6 年度末の登録者は計6
	6年度末の登録者は計6,038人(平成15年度4,607人)に増加した(国際
	協力人材登録者数は、毎月平均130人のペースで増えている。)。
	 (2)透明かつ適正な手続きによる選定手続きの整備(指標:透明かつ適正な選定手続の整備
	(2) 22 円が フロエる子献でによる 2 22 年
<u> </u>	一ル・フナ反、「阪神川工作町川ブノ旭切に守口が庆間日で唯体することで口引として

策定した、3つのガイドライン(「専門家人選のあり方」、「専門家人選に係る関係各省 庁への協力依頼」、「公募の手続きについて」)を改善するとともに、同ガイドラインに 基づき、透明で公正な人選が担保されるように努めた結果、平成16年度には公示(公 募含む)による人選に基づき、計671人(平成15年度152人)を派遣した。

この内訳としては、競争に基づくコンサルタント契約で派遣された技術協力専門家数が計539人(平成15年度152人)平成16年から開始した公募による業務調整員、企画調査員等の派遣者数が計132人(平成15年度実績なし)と、いずれも15年度に比べて実績が大幅に増加した。

なお、人選のための委員会については、平成16年度は1件開催した。

2 . 人材の業績評価の充実 (指標:人材の業績評価の充実)

専門家の業績評価については、従来から専門家再活用適性度調査を実施しており、 フィードバックを確実にするため、その全てをデータベースに入力の上、新規専門家 派遣候補者の審査段階において必ず参照している。

専門家の評価制度については、専門家の活動実績(パフォーマンス)にかかる評価を一層充実させるため、新たな評価ガイドラインを導入することとしている。平成16年度は、15年度に作成したガイドライン案を基に、多様化する現場ニーズに的確に対応するために必要な人材の資格要件や求められている活動の成果等をより一層明確化し、専門家のパフォーマンスを評価するという観点から検討を進めた。さらに、個別専門家案件については事業自体の波及効果や妥当性を評価するという観点からも検討を進めた。17年度には試行的導入を行う予定である。

3 . コンサルタント選定方法の改善(指標: コンサルタント選定方法の改善の状況)

コンサルタントの選定方法改善のため、次の具体的な施策について、平成15年度に実施した詳細な検討結果を基に規程の改定を行い、平成16年5月から該当する全ての新規案件に対しこの新制度を適用している。

(1)プロポーザル評価における評価方法の改善

プロポーザル評価は、技術評価を第一としてその結果が僅差の場合に価格要素を加味することとしているが、業務内容が定型的な一部の業務において僅差の定義を広げることで、価格加味の範囲を拡大し、競争性を高めた。また、コンサルタントからの提案が重視される事業については、コンサルタントによるプレゼンテーションを行い、プロポーザル内容とともに評価することにより、適切なコンサルタント選定が可能となった。さらに業務内容や実態に応じた評価方法とするため、技術的資格への配点を増やすなどの見直しを行った。以上の変更点を反映させ、プロポーザルの採点にあたる職員向けの手引きを改訂して周知徹底した。

(2)実績評価制度の改善

業務実施後の実績評価について、評価者によって極端な差がでないよう実績評価表 を改訂し、より正確な評価を可能とした。また、実績評価結果について、当該コンサ ルタントにフィードバックする制度を導入し、コンサルタントが今後の業務評価結果 を生かせる体制とした。

4.緊急案件における選定の迅速化(指標:緊急案件における選定手続の期間短縮)

平成16年度における通常のコンサルタント契約の案件公示から契約締結までの期間は、制度変更による期間短縮により平均62日であるが、15年度に導入した「緊急支援案件」のための契約制度により、16年度に実施した緊急支援案件全8件の業務実施契約では、公示から契約までの平均所要期間は21日(15年度下半期34.6日)となり、極めて迅速な選定が行われた。

(緊急案件)	14 年度	15 年度	16 年度
選定手続の期間短縮	(通常案件72日)	34.6 日	21 日

特にスマトラ沖地震・インド洋津波被害復興支援プログラムにおいては、本制度によりインドネシア、スリランカ、モルディブに派遣されたコンサルタントが復興支援 事業における迅速性及び効率性の確保において、大きな役割を果たした。

【平成16年度の緊急案件】

ヨルダン・イラク国におけるインフラ整備緊急復興に係る支援プログラム策定に関する基礎的調査フェーズ 2・・・・・・・・・・30日間

アフガニスタン・マザリシャリフ市復興支援調査・・・・・・29日間 インドネシア・北スマトラ沖地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム (バンダアチェ市緊急復旧・復興支援プロジェクト)・・・・・23日 間

インドネシア・北スマトラ沖地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム(北スマトラ西岸道路復旧支援プロジェクト)・・・・・・・20日間

スリランカ・南部地域津波災害復旧・復興支援調査・・・・・16日間 スリランカ・北東部地域復旧・復興計画調査・・・・・・15日間 スリランカ・幹線道路復旧・復興支援調査・・・・・・17日間 モルディブ・地方島津波災害緊急復旧・復興プロジェクト・・19日間

評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判		
	定する。 		
		・ 幅広い人材活用のための取り組み(民間候補人材の登録者数)	
		・透明かつ適正な選定手続きの整備状況(人選基準の設定、人選のため	
		の委員会の実施状況、公示による人選等)	
		・ 人材の業績評価の充実 ・ コンサルタント選定方法の改善の状況	
		: ・ コンリルタンド選定万法の改善の状況: ・ 緊急案件における選定手続の期間短縮	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)	
		専門家派遣における民間人材の活用については、民間からの候補者の登	
	Α	録者数が増加し、公示による人選に基づく派遣人数も増加している。また、	
	, ,	専門家人選委員会についても、開催実績は1回のみであるが、その存在が	
		専門家の人選の透明性の向上に一定の効果をもたらしていると認められ	
		た。コンサルタントについては、プロポーザル評価における競争性を高め、	
		業務実施後の実績評価の改善に努めたほか、緊急案件における公示から契	
		約までの平均所要期間も短縮化されている。全体として、中期計画の達成	
		に向けて「順調」な状況といえる。	
		今後とも、専門家の登録者数の拡大を目指しつつも、常にその資質に気	
		を配ることが重要である。	

小項目 No.17 無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上

	고 ᄝᄆᇆᆉᆫᅎᄖᄴᆂᅩᅪᅠᅜ고ᇬᄴᇬᄣᇕᇬᅈᇬᅌᆫᇆᄜᆂᅩᆛᄆᄪᅔᅝᅷᅷᅩ
大項目	2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	│ためとるべき措置 ├────────────────────────────────────
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(口)無償資金協力の実施促進(法第13条第1項第2号)
	無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき
	適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促
	進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等
	を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の
	確保に留意する。
業務実績	無償資金協力の実施促進業務の目的は、協力の「実施」が公正かつ円滑に行われる
	ことを支援することにある。平成16年度においては、相手国政府との国際約束に基
	づき「実施」を担当する事業関係者(コンサルタント、建設会社等)に対して、基本設計及
	び入札情報に係る情報公開並びに各種ガイドラインの情報提供に取り組むとともに、
	外部監査を実施するなど、より公正かつ円滑な「実施」に向けた取り組みを行った。
	1.入札関連情報の一層の公開(指標:事業の透明性及び調達プロセスにおける競争性及び透明性
	の向上の実績)
	(1)基本設計調査報告書については、平成15年度から公開しているが、より迅速
	かつ容易にアクセスできるようにするため、事業の概要を案件毎に取りまとめ
	た「事業事前計画表 (基本設計時)」 を平成16年8月から作成後速やかにホー
	ムページに公開することとした。これにより、広く国民に対して無償資金協力
	事業に関する情報を分かりやすい形で提供することができるようになったと
	ともに、事業関係者にとっても、公示前の段階で入札案件の概要や想定される
	事業規模に関する情報が容易に入手可能となった。この結果、より多くの事業
	関係者が案件への応札可能性を比較的早い段階で検討できるようになり、競争
	性及び透明性の向上に資することができた。
	(2) 事業概要のホームページ上での公開に加え、1 7年2月から入札案件の公示を
	ホームページ上でも行うこととした。 従来は被援助国政府が様々な新聞等に入
	札の公示を行っていたため、入札情報が入手しにくかったが、ホームページに
	も同様の情報が公開されるようになったことから、入札情報へのアクセスがよ
	り容易になり、事業関係者の負担が軽減された。また、新規の入札参加業者を
	より幅広く、より多く募集することができるようになり、競争性の向上に資す
	ることができた。
	2.公正かつ効率的な業務のためのガイドラインの整備と説明の強化 $(指標:同上)$
	(1)実施促進業務の効率化のため、平成15年度に大幅な見直しを行い改定した「無
	償資金協力ガイドライン」について、事業関係者を対象に説明会を開催(平成
	16年5月)し、200名を越える多数の参加者に対して、より公正かつ効率

的な実施促進業務について周知した。また、同ガイドラインの英語版に加え、 仏語版・西語版を新たに作成し、ホームページ上に掲載した。仏語圏や西語圏 の被援助国政府に対して、理解しやすい言語で情報を提供することにより、実 施促進事業の公正性及び迅速性の向上に資することができた。さらに、無償資 金協力ガイドラインの改定に伴い、相手国政府とコンサルタント等との契約書 及び入札に当たり事業関係者に配布される入札図書のフォームを改定し、これ らをホームページ上に掲載することで事業関係者に周知した。これにより、新 たに締結されるコンサルタント契約、入札図書等が新しいガイドラインに即し た形になり、実施促進業務のより公正かつ円滑な実施に寄与した。

- (2) ODA及び無償資金協力に関する各種セミナー、勉強会等に講師を派遣(13件)した。特にコンサルタント、建設会社、商社、メーカー等無償資金協力による事業案件の設計・実施に参画する可能性のある民間企業に対して、わが国の無償資金協力の基本方針や実施に当たっての留意事項等について、具体的事例を交えて情報提供を行った。特に近年、公共事業やODA事業については、その効果や公正性、透明性が厳しく問われている中で、いかにそれらを確保し、納税者国民への説明責任を果たしつつ事業を設計・実施するかについて、事業に参画する民間企業が留意すべきポイントを実例を上げて解説し、理解を促すことに重点を置いた。
- (3)食糧増産援助の実施における事業内容の透明性向上と実施の効率化がさらに図られるように「食糧増産援助(貧困農民支援)に係る調達ガイドライン」を改定し、不適正な調達を行った業者を排除することができるようにするとともに、従来行っていた調達監理機関の推薦状交付手続きを廃止した。

3 .技術的監査の実施 (指標:同上)

無償資金協力に係る技術的監査を4カ国(中国、フィリピン、ガイアナ、モーリタニア)で実施した。その結果、全案件について無償資金協力ガイドラインに則って事業が適正に実施されていることが確認された。(小項目No.33にも関連の記載)

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

事業概要のホームページ上での速やかな公開、入札案件に係る情報のホームページへの掲載、「無償資金協力ガイドライン」の説明の強化等、事業関係者に対する情報提供を積極的に行うとともに、無償資金協力に係る技術的監査を引き続き実施するなど、無償資金協力の実施促進における競争性及び透明性向上に向けた取組を行っている。全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況といえる。

・事業の透明性及び調達プロセスにおける競争性及び透明性の向上の実績

今後は、ホームページ等による情報提供の強化が具体的にどのような効果につながっているかが重要となるので、その点を明らかにするよう努めるべきである。

小項目 No.18 国民等の協力活動の促進、助長

	······					
大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する					
	ためとるべき措置					
中項目	(2)各事業毎の目標					
小項目	(八)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号)					
	()本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の					
	業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。					
業務実績	ボランティア事業については、ボランティア活動等を志望する国民の期待に応える					
	ため、参加方法の多様化等に取り組み、草の根技術協力事業については、実施団体の					
	発意をできるだけ反映できるように、提案段階から実施団体ときめ細やかな相談、意					
	見交換を行った。また、いずれの事業についても、ホームページなどを通じて積極的					
	に事業例や途上国の情報を紹介するとともに、手続きの簡素化・迅速化を行うなど、					
	業務の一層の充実に努めた。これらの取り組みにより、ボランティア事業への参加者					
	数及び草の根技術協力事業の実施件数は順調に増加した。					
	1 . ボランティア事業の充実 (指標:参加方法の多様化の実績、ボランティア事業への参加者数)					
	海外の協力活動に参加したいという多くの国民の希望に応えるため、ボランティア					
	事業の充実に向けて、平成16年度には、15年度に作成した基本方針に基づき、以					
	下の取り組みを実施した。					
	・ 途上国側のニーズを基本としつつ、国内において応募者の多い職種も念頭に置いた					
	国別の派遣計画を作成し、これに基づきボランティアの募集、選考、派遣を実施し					
	た。					
	・ シニア海外ボランティアの待遇・制度の改定(現地生活費、住居費の見直し等)を					
	行った。新制度によるシニア海外ボランティアの派遣は平成17年度から実施す					
	ప 。					
	・ 希望者が参加しやすく、かつ途上国側のニーズにも対応できる短期派遣制度を策					
	し、17年度からの実施に向け在外での要望調査を実施した。これにより、17年					
	度春募集において、169件の短期派遣ボランティアの募集を行うことが確定					
	た。					
	上記取り組みの成果もあり、16年度のボランティア事業への参加者数(青年海外					
	協力隊、シニア海外ボランティア等の合計数)は、 <i>1 , 7 6 0 人</i> (1 4 年度比 6 8 人					
	増、15年度比78人増)となり、14年度実績1,692人に比して <i>4%</i> 増となっ					
	た。					

15 年度

1,682人 (0.6%減) 16 年度 1,760 人

(4%増)

14 年度

1,692 人

(ボランティア事業)

参加者数

2 . 草の根技術協力事業の充実 (指標: N G O 等との連携件数 (草の根技術協力事業の実績))

(以下は、小項目No.9と同一の記述)

NGO等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、平成16年度には合計 153件実施し、15年度(112件)に比べ37%増となった。内訳は下記のとおり。

- ・地域提案型(地方自治体を対象):88件(15年度84件)
- ・草の根協力支援型(途上国支援の実績の少ない団体等を対象): 27件(15年度11件)
- ・草の根パートナー型(途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象): 38件(15年度17件)

(草の根技術協力事 業)	14 年度	15 年度	16 年度
実施件数	-	112 件	153 件
			(37%増)

*カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

なお、本事業では、機構の17カ所の国内機関を窓口にNGO等から途上国に対する国際協力活動のアイディアを広く募集している。また、その実現に向けて提案団体と共同で案件を形成・実施する際、機構との間できめ細やかな意見交換を行うことに努めている。このような本制度及び機構との共同作業について、概ね好意的な反応が寄せられている。

【草の根技術協力事業の実施事例】

ア.ネパール「公立小学校教育事業」(草の根パートナー型、実施団体:セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)

本案件では、同国内でも特に貧しく、ヒンズー教の影響から女性の教育機会が限られた地域を対象に、教育環境の向上を試みている。具体的には、保護者や教員、村役場関係者等からなる学校運営委員会を設立し、同運営委員会を活性化させるとともに、教員の監督、不登校児童の編入学のフォローアップ及び親への啓発、郡教育事務所との連携などの活動を行っている。また、校舎改修、教員が不足している場合のボランティア教員募集、教員教育、教育を受けられなかった子どもたちへのインフォーマルな識字教育なども実施中である。さらに中央政府の教育省配属のJICA専門家と連携し、本案件からのフィードバックを同国における教育分野援助の方向性の検討過程に反映することも想定されている。

イ.フィリピン「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの 構築」(草の根協力支援型、実施団体:特定非営利活動法人IKGS緑化協会)

同国で世界遺産に指定された棚田を保全するため、地域住民が焼畑の代

わりに環境保全型の農業(アグロフォレストリー)と植林を導入することを柱とし、それぞれモデル農場・モデル植林地を設置し、事業を展開している。また、JICA兵庫(兵庫国際センター)が兵庫県国際交流協会等と協力して、日本国内において棚田に関する国際交流イベントを兵庫県内で開催したほか、ボランティアで現地事業に参加している兵庫県出身の大学生が中心となり、学校向けの環境教育のための絵本制作や、地域住民に対する収入向上事業も実施するなど、本事業から波及した動きも出てきている。

3.その他の取り組み

(1)市民参加の全国的拠点の整備と機能の拡充

市民参加協力のさらなる推進を図るための体制構築について、平成16年度に機構内の検討委員会で検討を進めた結果、平成18年4月を目途にJICA広尾を各地で行われている市民参加協力の推進のための全体的な知見、経験の蓄積及び情報発信・交流を総括する全国的な拠点として整備することとした。この方針は、JICA改革プラン(第二弾)における国内事業の改革として、平成17年3月に公表した。

(2)日系社会の人材育成

中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日 系研修員124人に対して本邦で技術研修を行った。また、中南米の日系社会を対象 に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層(4 0~69歳)を日系社会シニアボランティアとして25人、優秀な技術とボランティ ア精神を持つ日本の青年(20~39歳)を日系社会青年ボランティアとして48人 派遣した。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・参加方法の多様化の実績
- ・ボランティア事業への参加者数
- ・NGO等との連携件数(草の根技術協力事業の実績)

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

ボランティア事業については、短期派遣制度の新設による参加方法の多様化等に取り組んだ結果、参加者数が増加しおり、また、NGO等との連携件数も伸びている。全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況といえる。

今後、ボランティアが被援助国のニーズに合致しているかどうかについて事後の評価や、ボランティアに対する必要な研修の実施などにより協力活動の充実を図ることを期待する。草の根技術協力事業については海外のドナーの取り組みなども参考にしNGOとの連携を一層図っていくことが望ましい。

小項目 No.19 ボランティアの人材確保及びサポート

<u>小块口</u>				
大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する			
	ためとるべき措置			
中項目	(2)各事業毎の目標			
小項目	(八)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号)			
	()青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者			
	へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために			
	必要な措置を講ずる。具体的には、			
	青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を			
	通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図			
	る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国			
	民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰			
	国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。			
業務実績	青年海外協力隊等について、適格な人材の確保のため、教員の現職参加を推進する			
	ための取り組みを実施した。また、登録者数については14年度比30%増となった。			
	さらに、派遣者への医療・交通安全面でのサポート体制を充実させるとともに、帰国			
	隊員の参加環境の改善に関し、各種セミナーの開催やメーリングリストの開設を行った。			
	1.適格な人材の確保			
	(1)地方公共団体等を通じた募集(指標:地方公共団体等組織を通じた募集の実績(現職教員特			
	別参加制度への応募状況等))			
	青年海外協力隊への教員の現職参加を促進するため、平成13年度に創設された			
	「現職教員特別参加制度」の知名度を高め、関係者の理解を得るための取り組みを行			
	った。具体的には、			
	・ 本制度を利用して協力隊に現職参加し、海外での協力活動を終えた帰国隊員に			
	よる「国際教育協力シンポジウム」を文部科学省と協力し開催した(152人			
	の現職教員等の教育関係者が参加)。			
	・ 神奈川県において、協力隊に現職参加した同県教職員による帰国報告会を実施			
	した。			
	・ 本制度を利用し平成17年度に派遣予定の現職教員の隊員候補生に対し、文部			
	科学省及び国際理解教育の拠点である筑波大学と連携し、訓練開始前に特別研			
	修を行うこととした。			
	これらの取り組みもあり、本制度による平成16年度の現職教員の派遣数は、64			
	人(15年度実績56人)となった。			
	地方自治体との連携については、自治体関係者が海外のボランティア活動現場を視			
	察し、事業への理解を促進するための「ボランティア理解促進調査団」を派遣した(さ			
	いたま市・千葉県・栃木県の職員のボリビアへの派遣、沖縄県の職員のラオスへの派			
	遣、広島市・島根県の職員のフィリピンへの派遣等、計7回15自治体)。			

(2)登録制度の積極的な活用(指標:登録者数)

登録制度を見直し、17年度から始まる新短期派遣制度を念頭に置きながら、長期派遣制度で確保した登録者を短期派遣にも適用できるようルール作りを行った。

登録者数の実績については、16年度は440人(内訳:春募集230人、秋募集210人。14年度比101人増、15年度比11人増)となり、14年度実績339人に比して30%増となった。

なお、16年度春募集は登録者230人のうち、79人が合格している(健康条件付登録者57人のうち合格した24人を含む。)。

(青年海外協力隊等)	14 年度	15 年度	16 年度
登録者数	339 人	429 人	440 人
		(27%増)	(30%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(3)技術補完研修の充実 (指標:技術補完研修の対象者・内容・期間の見直し)

青年海外協力隊の選考合格者のうち、基礎的な知識・技能はあるが実務経験が少ない者について、現場での活動に必要な知識・技能・経験を補完的に習得させることを目的として、技術補完研修を実施している。

平成16年度は15年度に見直し対象として選定したコースのうち、短期・集合型の技術補完研修5コース(畜産分野概論、コンピュータ技術、マラリア、感染症対策、熱帯病研修)を見直した。

具体的には、畜産分野概論については、対象となる隊員候補生への関連資料の配付や自己学習の指示によって対応可能と判断されたため、集合型での研修を廃止した。また、コンピュータ技術については、個々の研修項目について見直し・再構成を行い、結果として研修期間を20日間から16日間に短縮するなど、効率化を図った。このほか、マラリア、感染症対策、熱帯病研修の3コースについては、内容面で密接な関連があるため、共通研修の実施等による再編の可能性につき検討を行ったが、職種によってアプローチの仕方や内容の濃淡に差があるため、当面現行どおりとするものの、効率化のための見直しは継続して行っていくこととした。

なお、技術補完研修の要否については、隊員の選考時に合格者に対して指示をすることになっており、内容・期間の妥当性に係る再確認、自己学習等による代替方法の検討など、研修が最も効果的・効率的なものとなるよう、選考関係者への情報提供、認識の共有化に向けた働きかけを行った結果、徐々にではあるが経費の効率化にもつながってきている。

2 . 医療及び交通安全対策の充実 (指標: 医療及び交通安全対策の実施状況)

劣悪な環境下で業務を実施する機構関係者の健康管理をサポートする体制を強化するため、平成16年度においては新規に在外健康管理員をパラグアイに1人派遣し、35人(14年度29人、15年度34人)が配置された。この結果、健康管理員が配置されている国は35カ国となり、兼轄国を含むと70カ国(ボランティア派遣国では48カ国で64%)をカバーしている。

交通安全対策については、引き続き交通安全に関する情報・経験のボランティア間での共有及び交通安全委員会の設置等に努めた結果、6カ国において新規にシニア海外ボランティア交通安全委員会が設置され、シニア海外ボランティア派遣国53ヵ国のうちシニア海外ボランティアの交通安全委員会の設置国は21ヵ国となり、一定規模数の派遣国においてはほぼ設置された。なお、シニア海外ボランティアの交通安全委員会が設置されていない国においても、協力隊員の交通安全委員会へのシニア海外ボランティアの参加や、安全対策連絡協議会や赴任時オリエンテーションにおけるシニア海外ボランティアへの交通安全の説明・ブリーフィングが実施されている。また、シニア海外ボランティアへの交通安全対策を新たに盛り込んだ海外交通安全ハンドブック(ボランティア用)を新規に作成し、本邦における訓練で活用している。このほかにも、機関紙における交通安全標語の継続掲載、交通安全調査団の派遣等、対策の充実を図っている。

3 .参加環境の改善(指標:進路対策に関する帰国ボランティアの満足度)

帰国隊員の進路対策支援の充実を図るため、平成16年度においては、以下の取り 組みを行った。

- ・ よりきめ細かい支援を目的に、進路開拓支援セミナーについて、教職希望者向け、一般就職者向け、国際協力分野希望者向けに専門化した。計8回の各種セミナーを開催し、参加者総数は182人に上った。このほか、業種別の勉強会、企業訪問、ハローワーク見学会などを開催した。
- ・ 進路相談カウンセラーの働きかけにより、平成17年度京都市立教員等採用試験において、協力隊特別枠(5人)が設けられ、7人が採用予定となった。
- ・ 30人学級の導入や団塊世代の退職により、都市圏では教員新規採用枠が増える傾向にあることを踏まえ、教員志望の帰国隊員向けに、教員採用情報を流すメーリングリストを開設した。また、全国の進路情報、求人情報を進路相談カウンセラーが共有できるよう、カウンセラー間にメーリングリストを開設した。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・地方公共団体等組織を通じた募集の実績(現職教員特別参加制度への応募状況等)
- ・登録者数
- ・技術補完研修の対象者・内容・期間の見直し
- ・医療及び交通安全対策の実施状況
- ・進路対策に関する帰国ボランティアの満足度

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

制度の周知のための取組により現職教員の参加者数が増加し、また登録者数も大幅に増加した。サポート体制については、技術補完研修コースの見直しを実施し、医療及び交通安全対策や、帰国隊員の進路対策支援の充実化も図られている。全体として、中期計画の達成に向けて「順調」な状況といえる。

小項目 No.20 草の根技術協力事業に対する国民の参加支援

大項目	2 .国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するた
	めとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(八)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号)
	()機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に
	一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような
	観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活
	改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際
	協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものと
	する。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう
	配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、
	幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につき
	わかりやすい形での説明に努める。
	国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できる
	よう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
	│ 手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を │
	行う。
	さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が
	発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サー
	ビスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市
	民参加協力支援事業を推進する。
	また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力
	の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用し
	て、地域に密着した活動を積極的に行う。
業務実績	草の根技術協力事業について、幅広い市民の参加を得るためホームページを通じた各
	│ 種情報提供や応募相談に積極的に応じるとともに、N G O 等からの提言を受け事務合理
	│ 化を進めた。また、様々な団体・個人が発意し、国際協力に取り組む試みに対し、側面 │
	的な支援サービスを提供する国内外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支
	援事業数を大幅に増加させた。更に、国際協力出前講座など、国際協力の経験者が国民
	│ に体験を還元する機会を増加させたほか、自治体・国際交流協会等の共催により、地域
	に密着した活動の推進に取り組んだ。
	1 昔の担け依頼も東米にかめる説明。担禁等。2022年2022年2022年2022年2022年2022年2022年202
	1.草の根技術協力事業にかかる説明・相談等(指標:草の根技術協力事業への理解を得るため
	<i>の取り組み状況)</i> 毎日のNCO I C A 連携車業検討会でのNCO側との会員交換に其づき、首集車
	毎月のNGO-JICA連携事業検討会でのNGO側との意見交換に基づき、募集要項を設訂し、本事業について具体的で合かりやすい説明や情報提供に努めた
	項を改訂し、本事業について具体的で分かりやすい説明や情報提供に努めた。

草の根技術協力事業等に関する応募相談や情報提供依頼については、本部及び国内の国際センター等が窓口となって積極的に応じ、平成16年度に5,453件(15年度下半期 1,787件)の応募相談・依頼を受け付けた。

ホームページにおいては、具体的に次の取り組みを行った。

事業概要を説明するため事業例の紹介を48案件追加(累計77件)するとともに、そのうちの11案件については写真118枚を追加(累計17案件208枚)したほか、実施団体のホームページへのリンクを13団体追加掲載した(累計43団体)。

募集要項・様式集や実施の手引きをより分かりやすい内容に改訂し、ホームページを更新した。

当該事業にかかる最新情報を常にホームページで確認できるよう、採択内定案件を166件(累計284件) 実施中案件を21件(累計64件)掲載した。

これらの結果、本事業やNGOとの連携事業を掲載している「市民参加」の全ページへのアクセス総数は、58万件を超えており、平成14年度から順調にアクセス数が伸びている(14年度約31万件、15年度約45万件)。更に、16年度末にかけて、ホームページ閲覧者が必要とする情報に簡易にアクセスできるよう「市民参加」のページ全体をリニューアルしたところ、17年度もアクセス数の増加が見込まれる。

2 . 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供 (指標: NGO 等が活動するために 必要な情報を整備した国数)

草の根技術協力事業の実施にかかる相手国からの了承取り付け方法やNGO登録にかかる情報は、提案団体にとって大変有益であり、これまでも多くの提案団体からの照会が多かった情報である。

このため、事業の実施にかかる相手国からの了承の取り付け方法、相手国におけるNGO登録等の要否、これら手続きのための概ねの所要期間など、協力を実施する上で必要な情報を取り纏め、ホームページに掲載した。情報を整備した国は、次のとおり20カ国 (14年度比20カ国増、15年度比9カ国増)となった。

インドネシア、カンボジア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インド、ウズベキスタン、スリランカ、中国、ネパール、バングラデシュ、ブラジル、メキシコ、アフガニスタン、エチオピア、ケニア、南アフリカ共和国、ヨルダン

	14 年度	15 年度	16 年度
HP 上に情報を掲載している国数	0 カ国	11 カ国	20 カ国
		(11カ国	(20 カ国増)
		増)	

^{*}カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

3 . 草の根技術協力事業の事務合理化 (指標:事務合理化の実施・進捗状況)

NGO-JICA連携事業検討会等の機会を通じ、当該事業について対話を行い、NGO等からの要望を聴取した。これら要望に基づき、更なる手続きの簡素化・迅速化について検討し、平成15年度に実施した合理化に加えて、以下の事務合理化等を実施し

た。なお、同検討会議事録及び、15年度から継続して行ってきたNGO側からの提言に基づく機構の対応の過程を全てホームページに掲載した。

【草の根技術協力事業の事務合理化】

- ア.応募書類については、電子データでの提出も可能とし、その旨募集要項に記載した。
- イ.現地において外貨で支払う資金の精算の際、機構が定める月次統制レートでの精算を認めたことにより、送金証明書や交換調書の提出が不必要となった他、支払い状況報告も簡素化できるようになった。
- ウ. 資機材購送にあたっては、業者見積もりを3社からとることとしていたが、それを2社にし、必要書類を軽減した。

4 . 国際協力の試みに対する支援体制の充実等

(1)国内外の支援体制の充実

1)国内における支援体制の充実(指標:国際協力推進員配置自治体数)

平成16年度は、新たに2つの地方自治体に各1名の国際協力推進員を配置し、これにより、国際協力推進員を配置した自治体は53自治体(14年度比8自治体増、15年度比2自治体増)となり、14年度実績45自治体に比して18%増となった。

(国際協力推進員)	14 年度	15 年度	16 年度
配置自治体数	45 自治体	51 自治体	53 自治体
		(13%増)	(18%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

国際協力推進員は、国際協力事業に対する国民の理解の増進と国民参加型協力の促進を図るため、全国道府県の国際交流協会等に配置され、機構が実施する事業に対する支援、広報及び啓発活動の推進、自治体の国際協力事業との連携促進等の業務を実施している。

こうした事業に地域の協力隊経験者等のJICAリソースを取り込むことにより、国際協力推進員を基軸とした国内でのJICA事業支援ネットワークが各地で形成・促進されている。

【栃木県 中学生のための国際理解セミナー】

栃木県では9月から10月にかけ、栃木県との共催で中学生のための国際理解セミナーが開催された。セミナーでは、県内のNGO訪問、研修員との交流などが行われ、最終日には県内の中学生とマレーシアで活動中の青年海外協力隊員間でテレビ会議システムを用いたリアルタイムの交流を実施した。国際協力推進員は、県とともにセミナーの企画・運営を行い、協力隊帰国隊員をセミナーに招きプログラムの充実を図ったり、マレーシアとのテレビ会議では司会役を務めた。このプログラムを通して、参加した中学生に青年海外協力隊事業や国際協力事業について理解を深める機会を提供した。中学生からは、協力隊員となったきっかけ、現地での生活状況、現地の幼稚園と日本の幼稚園との違い等の活発な質疑応答が行われ、

「隊員としての苦悩や喜びを知ることができた」、「日本との習慣の違いがわかった」、「もっとたくさんの人にこのような事業があることを知ってほしい」、「協力隊員になってみたい」、「海外を身近に感じられた」との意見が出、国際協力事業への理解が促進された。

2)海外における支援体制の充実(指標: NGO-JICA ジャパンデスク設置国数)

海外における支援体制の充実に関しては、NGO-JICAジャパンデスクをインド、中国に新設し、その設置国数の合計は 19カ国となり、14年度実績5カ国に比して14カ国増となった。NGO-JICAジャパンデスクの主な活動としては、現地及び国際NGOに関する情報の収集・データベース化、ニュースレターの発刊やパンフレット、ホームページの作成など、日本のNGO間並びに現地NGOとの情報交換の拠点として、日本のNGOの現地活動の支援を行っている。また、現地にてNGOの人材育成研修や体験プログラム、セミナーなども開催している。

例えば、ネパールでは、現地NGOと日本人開発関係者(NGO、JICA関係者など)間の相互理解の促進を目的に勉強会を定期的に開催し、事例紹介やワークショップを行っている。16年度は合計9回開催し、200名以上が参加している。また、NGO-JICAジャパンデスクの活動内容を紹介したホームページへのアクセス数もこれまでに6,000件近くに上り、定期的に新しい情報を発信している。NGO側からはこのようなセミナー等への定期的な参加や、ジャパンデスクの勉強会等の共同運営は、NGOとJICAが各々の経験を共有するための貴重な機会となっているとの評価を得ている。

(NGO-JICA ジャパンデスク)	14 年度	15 年度	16 年度
設置国数	5 カ国	17 カ国	19 カ国
		(12 カ国増)	(14カ国
			増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

(2)市民参加協力支援事業の推進(指標:市民参加協力支援事業の実施状況)

国内各地において地域の団体の発意を生かし、市民が直接国際協力に携わる新たな機会を提供するため、セミナー、ワークショップその他の活動を支援する市民参加協力支援事業の推進を図った。平成16年度の市民参加協力支援事業実施数は224件(14年度比153件増、15年度比62件増)となり、14年度実績71件に比して大幅に増加した。同事業では、自治体等と連携し、国際協力への理解の推進等を行っている。例えば、三重県内では、三重県、三重県国際交流財団、開催地国際交流協会、開催地自治体県教育委員会、県内国際協力団体、JICA中部が連携し、開発教育ワークショップなどを行ったほか、機構によるボランティア事業の説明、応募相談、ボランティア経験者の活動体験談等を実施した(「国際協力キャラバン」として、9月に紀伊長島町、11月に伊勢市で実施)。このようなイベントは、普段国際協力に触れる機会の少ない(県庁所在地における大規模イベントに参加しにくい)県内遠隔地で国際協力に触れる機会を提供するとともに、参加者同士あるいは参加者・主催者・共催者等間で情報提供を行い、ネットワークを構築することに寄与している。

5.国際協力の体験を還元する機会の充実等

(1)国際協力の体験を還元する機会の充実(指標: 国際協力経験者による体験還元の実績(出前 講座数))

職員やボランティア経験者、技術協力専門家、技術研修員などを教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、引き続き積極的に推進した。平成16年度は2,191件(14年度比254件増、15年度比91件増)となり、14年度実績1,937件に比して13%増となった。(詳細については小項目No.21 1.(1)に掲載)

	14 年度	15 年度	16 年度
出前講座数	1,937 件	2,100 件	2,191 件
		(8%増)	(13%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(2)地域に密着した活動の推進(指標:自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業の実施状況) 国内各地で地方自治体、国際交流協会、NGO等との関係を強化し、これら団体との 共催や後援として協力することにより、市民講座や研修などの各種事業を積極的に支援 した。国内機関と自治体、国際交流協会、NGO等とで共催する事業を積極的に展開し、 平成16年度は、344件の共催事業を実施した

例えば、滋賀県国際協会と共催し、平成16年10月に草津市内でフォトコンテスト、パネル展、セミナーを実施した。受賞作品等の展示にあわせて、国際協力事業の紹介パネルの展示を行い、滋賀県だけでなく他府県からの参加者に対し機構の事業やODAに関する広報を行った。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・草の根技術協力事業への理解を得るための取り組み状況
- ・NGO 等が活動するために必要な情報を整備した国数
- ・事務合理化の実施・進捗状況
- · 国際協力推進員配置自治体数
- ・NGO-JICA ジャパンデスク設置国数
- ・市民参加協力支援事業の実施状況
- ・国際協力経験者による体験還元の実績(出前講座数)
- ・自治体、国際交流協会、NGO 等と共催する事業の実施状況

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

協力対象地域に関するものを含むホームページによる各種情報提供や応募相談への対応、NGO等からの要望に基づく事務合理化、国内外における支援体制の充実、セミナー、ワークショップ等の市民参加協力支援事業の大幅な増加、「国際協力出前講座」及び自治体等との共催事業の積極的推進など、いずれの取組においても成果がみられ、全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況といえる。

今後は、「受け手」の反応や評価をこれらの取組の改善に着実につなげていくことが必要である。

小項目 No.21 開発教育支援

大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(八)国民等の協力活動(法第13条第1項第3号)
	()開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援
	を充実させる。具体的には、
	講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組
	みなど教育現場との連携を強化する。
	開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進
	するためのプログラムを充実させる。

業務実績

開発教育支援については、ホームページの内容充実や国内機関が一元的に地域の窓口になり、きめ細かい対応をするなど実施体制を強化し、その結果、出前講座の要望、教員の国際協力現場への派遣数、及び研修参加人数等が増加した。

1 . 教育現場との連携強化

(1)国際協力経験者による体験の還元(指標: 国際協力経験者による体験還元の実績(出前講座 数)

職員やボランティア経験者、技術協力専門家、技術研修員などを教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、引き続き積極的に推進した。特に、学校などで開催された講座の各回の様子をホームページで紹介するとともに、他の開発教育支援プログラムやボランティア募集説明会と連携して実施することにより、広報活動に努めた。また、先方のニーズに合致した講師を派遣することにより、これまで実施した派遣先からの再派遣の要望も増加し、平成16年度は2,191件(14年度比254件増、15年度比91件増)となり、14年度実績1,937件に比して13%増となった。

	14 年度	15 年度	16 年度
出前講座数	1,937 件	2,100 件 (8%増)	2,191 件 (13%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

出前講座では、各国内機関から派遣された講師が、途上国での経験を基に、言語、食生活、文化、開発課題やJICA事業等についての説明を行うだけでなく、ワークショップの実施をするような参加型の手法も取り入れている。その結果「途上国が身近になった。」「途上国のイメージが変わった。」「もっと途上国について勉強したい。」等の声が聞かれ、参加者の意識に変化が見られる。

(2)本部・国内機関での学生・生徒への対応 (指標: 国内機関・本部を訪問した学校数)

修学旅行生や学生等による機構の本部・国内機関等の訪問に対し、職員、ボランティア経験者、技術研修員が、業務の説明、途上国の現状等を説明している。また、ホ

	14 年度	15 年度	16 年度
国内機関・本部を訪問した学校	843 校	873 校	915 校
数		(4%増)	(9%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(3)開発教育に関する情報提供の充実(指標:開発教育に関する JICA ホームページへのアクセス数)

開発教育に関する教育現場からの求めに応えるため、環境、人口問題、貧困等の地球上の様々な問題を紹介し、自分たちに何ができるのかを一緒に考えていくコンテンツ「ぼくら地球調査隊」をホームページに掲載し随時更新している。ホームページでは、国際協力出前講座、機構の施設訪問、エッセイコンテスト募集等の記事についても頻繁な更新を行うとともに、外務省の子供用ホームページとのリンクを行った。また、教師海外研修の事例、セミナーの概要や資料を、国内機関のホームページ上で公開した。

これらの取り組みの結果、平成16年度の開発教育トップページへのアクセス数は58,082件のアクセス(14年度比9,878件増、15年度比2,467件増)となり、14年度実績48,204件に比して20%増となった。

(開発教育に関する JICA ホームページ)	14 年度	15 年度	16 年度
アクセス数	48,204 件	55,615 件	58,082 件 (20%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

<ホームページ「ぼくら地球調査隊」>



2 . 開発課題等への理解の促進

(1)教員の国際協力現場の理解促進(指標:教員の国際協力現場への派遣実績)

教員が国際協力現場を訪問することにより、途上国問題への理解を深め開発教育に役立ててもらうため、小学校教員(平成 1 5 年度より対象)、中学・高校教師を対象に教員派遣を実施している。 1 6 年度には、教師海外研修の参加者の人選、コース内容、帰国後のフォローを国内機関で実施することとなり、きめの細かい対応に努めた。その結果、19チーム 191名の派遣(15年度比65人増)となり、15年度実績126名(計9チーム)に比して52%増となった。

(国際協力現場への派遣)	14 年度	15 年度	16 年度
教員数	89 人**	126 人	191 人
教員数			(52%増)

^{*}カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

例えば、JICA中国では「南アフリカ」に11名(島根県、山口県)「エチオピア」に12名(広島県、岡山県)の教員を派遣した。両コースとも2回に亘る派遣前研修を実施した後、現地では小中学校、協力隊員の活動現場、NGO活動現場、教育省等を訪問した。本研修に参加した教師は、帰国後、関係者に対する帰国報告会を実施するとともに、実際に勤務先の学校で開発教育の授業を実践し、その結果をとりまとめて、開発教育実践例として、ホームページにも掲載し、共有を図っている。

(2) 開発教育指導者への研修の拡充 (指標: 開発教育に関する研修参加人数)

開発教育については、学校現場において「総合的な学習の時間」等を活用し取り組まれているが、現状、開発教育に関する指導要領や教材等のツールがないことから、担当する教員が独自に実施方法を考え教材の作成を行っているケースも多い。そのため、簡単な教材の作成方法や開発教育の参加型ワークショップの手法の紹介等をとおして、教員の開発教育の指導者としての能力を育成し、開発教育の担い手となっていただくことを目的として各国内機関で「開発教育指導者」への研修を実施している。同研修の実施要領は開発教育NGOと共同し作成した。

具体的には、教師海外研修に参加した教員へ研修受講の勧奨、教師海外研修及び開発教育指導者研修受講済みの教員の講師としての招へい、教師海外研修で作成した教材の紹介、出前講座やエッセイコンテストの応募状況から開発教育に積極的に取り組んでいる学校への参加を勧奨し、70件の研修を実施し、参加者は2,656人(14年度比1,162人増、15年度比538人増)となり、14年度実績1,494人に比して78%増となった。

(開発教育指導者への研修)	14 年度	15 年度	16 年度
研修参加人数	1,494 人	2,118 人 (42%増)	2,656 人 (78%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

各国内機関では、さらなる質の向上を図るために、NGOからの講師の派遣や研修

^{**14}年度は小学校教員を対象としていない。

た、参加者				
/C\				
えば、JI				
CA兵庫では、兵庫県教育委員会及びNGOと共催で実施した、教師等を対象とした				
場でいかに				
いのか」等				
」「難民問				
修で学んだ				
独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。				
)				
学校数が増				
いる。また、				
修参加者数				
けて「順調」				
に配慮しつ				
べきである。				

<u>小項目 No.</u>	22 海外移住者に対する支援
大項目	2 .国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(二)海外移住(法第13条第1項第4号)
	本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住
	者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとと
	もに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせも
	つことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する
	地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者
	の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。
業務実績	移住事業の重点化を図るため、引き続き高齢者福祉、日本語教育を中心とした分野
	の支援を行うとともに、将来の日系社会を担うリーダー育成事業を行った。また、一
	般の経済・技術協力の枠組みのなかで日系社会の支援を合わせて行っていくため、経
	済・技術協力事業との連携を進めた。
	1 .事業の重点化 (指標:重点化の状況(海外の日系団体への助成事業、日系社会リーダー育
	成事業)
	海外移住事業費の総額は平成15年度実績585百万円から16年度実績561
	百万円と引き続き減少傾向にある。その中で重点化の対象としているのは、日系団体
	支援及び日系社会リーダー育成事業を通じた高齢者福祉と日本語教育を含む人材育
	成である。主に日系団体への助成を通じ実施している援助・指導事業(営農普及、医
	療衛生、教育文化及び施設等整備の四事業)の実績は、15年度実績166百万円か
	ら16年度152百万円と減少しているものの、高齢者福祉対策を中心とする医療衛
	生と日本語教育を中心とする教育文化の割合は66%(15年度実績110百万円)
	から74%(16年度実績112百万円)に伸びている。また、日系社会リーダー育
	成については、わが国での修士号取得を目的として来日する日系人留学生を対象とし
	た支援を行っており、 15年度92百万円から16年度113百万円と増加してい
	る。

なお、それぞれの内容は以下のとおり。

(1) 海外の日系団体への支援については、平成16年度には、移住者に一層の自助努力を求めつつ、移住者団体が行う高齢者福祉や日本語教育を中心とした事業に対して合計45団体の助成を行った。高齢者福祉においては、パラグアイ、ボリビアの移住地にある5診療所について、移住者の高齢化に伴う診療所機能の見直し、自立に向けた方策など、今後5年間の運営方針を取りまとめたアクションプランの作成について、引き続き支援を行った。ブラジルでは、高齢移住者の医療相談・巡回診療に対して支援を行った。また、日本語教育においては、中南米

の現地日本語教師のネットワーク強化を図るため、サンパウロで開催された「汎 米日本語教師合同研修会」経費の助成及び講師の派遣を行うとともに、日本語教 師のレベルアップを図るための現地合同研修に対して引き続き支援を行った。

(2) 日系社会リーダー育成事業の対象として、平成16年度には、新規に14人を受け入れた。また、日系人中学生を日本語学校生徒研修として40人を受け入れた。

2 .経済・技術協力との連携 (指標:経済・技術協力との連携の実績)

経済・技術協力の枠組みの中で日系社会の支援を合わせて行っていくことを目的として、以下の協力を行った。

- (1) アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ドミニカ共和国 において、日系社会が裨益する農業、保健医療等分野の事業を19件実施した(平 成15年度18件)。
- (2) 中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員124人に対して本邦で技術研修を行った。
- (3) 中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア 精神を持つ日本の中高年齢層(40~69歳)を日系社会シニアボランティアと して25人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年(20~39歳) を日系社会青年ボランティアとして48人派遣した。

横浜国際センター海外移住資料館(平成14年10月開館)の入館者数は、教育機関に対し開発教育の一環としての同資料館の活用を働きかけた結果、修学旅行での利用が増加したことから、平成16年度には19,086人(1日当たり平均62人。対前年度比7%増)となっている。また、マルチメディア関連コンテンツの充実を図ると共に、資料館ホームページを新たに開設した。ホームページへのアクセス数は198,984件となった。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・重点化の状況(海外の日系団体への助成事業、日系社会リーダー育成事業)
- ・経済・技術協力との連携の実績

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

高齢者福祉及び日本語教育への事業重点化が引き続き進められている ほか、日系社会が裨益する事業の実施、中南米の日系社会を対象とするボ ランティアの派遣等、経済・技術協力の枠組みにおける日系社会への支援 が実施されている。全体として中期計画の達成に向けて「順調」な状況と いえる。

今後とも、海外移住者の生活の定着・安定にしかるべく寄与しているか どうか確認しつつ各種事業を実施し、ニーズの変化に適切に対応するよう 期待する。

小項目 No.23 災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施

	2 見見に対して担供する共一ビススの他の光教の筋の力しに関する見極を法げする
大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する
	ためとるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(ホ)災害援助等協力事業(法第13条第1項第5号及び第2項)
	開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊
	派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。
	(i)緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整
	備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効
	率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行う
	ため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ること
	とする。
	(ii)緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案
	の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被供与国の物資
	活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てる
	ものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果
	的に被災者の手に届くよう努める。
業務実績	国際緊急援助隊の派遣については、必要機材・物資の備蓄や隊員の訓練・研修など必
	要な準備に平時から取り組み、未曾有の被害を出したスマトラ沖地震津波災害に対し
	て、史上最大となる緊急援助活動を迅速かつ適確に実施した。また、緊急援助物資の
	供与についても29件に及ぶ物資供与を適確に実施するとともに、そのフォローアッ
	プにも努めた。
	1.国際緊急援助隊の派遣
	(1)緊急援助隊の迅速な派遣(指標:備蓄体制の整備状況、命令後 24 時間以内の救助チーム派遣と
	48 時間以内の医療チーム派遣数の割合)
	平成16年度にはスマトラ沖地震津波災害に対して、1つの救助チーム、7つの医
	療チーム、4つの専門家チームの計12チーム248人を派遣したほか、自衛隊部隊
	派遣のサポートを行った。国際緊急援助隊は、主務大臣の命令後24時間以内の救助
	チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣を目指している。スマトラ沖地震津波災
	害においては、救助チーム派遣は17時間、医療チーム派遣はスリランカ第一次隊が
	15時間、モルディブが22時間、タイが37時間、インドネシア第一次隊が23時
	間と、いずれも目標時間内に出発させることができた。なお、スリランカ医療チーム
	第一次隊は、世界で被災国に最も早く到着した国際救援チームであった。医療チーム
	は4カ国に139人を派遣し、約 6,700人に対して診療を行なった。津波によ
	る外傷の初期治療や被災地の不十分な医療施設で受けた初期治療のために化膿した
	傷口の処置などを積極的に行い被災者から高い評価を受けた。
	インドネシアでは医療チーム派遣に先立ち調査チームを派遣し、治安状況や被災地

域のニーズを事前に確認したことで、円滑な医療チームの派遣に繋げることができた。スリランカ及びモルディブでは専門家チームを派遣することで、被災後の復興事業に繋げることができた (シームレスな支援の実施)。

なお、平成17年3月28日に発生したインドネシア国ニアス島沖地震に対して も、主務大臣の命令後17時間で医療チーム第一次隊が成田を出発し、現地で医療活動を展開した。(15年度に引き続き、達成率100%)

【主務大臣命令後、派遣までに要した時間】

派遣命令日時 成田出発日時 派遣までの時間

スマトラ沖地震・津波災害

スリランカ医療チーム 12月26日19:30 12月27日11:00 15時間30分

モルディブ医療チーム 12月28日12:00 12月29日10:30 22時間

タイ救助チーム 12月28日18:30 12月29日11:30 17時間 タイ医療チーム 12月28日21:00 12月30日10:00 37時間

インドネシア医療チーム 12月29日12:00 12月30日11:30 23時間

ニアス島沖地震災害

医療チーム 3月29日18:40 3月30日11:30 16時間50分

また、国際緊急援助隊の迅速な派遣のために、成田空港の倉庫に携行機材を備蓄しており、平成16年度は備蓄機材の管理台帳の基本フォームを構築し、インボイス出力システムと連携させるためのデータ整理作業を開始した。

(2)研修・訓練の実施状況(指標:訓練の実施及び研修・訓練を反映した救助活動の実施)

研修・訓練は救助関係者、医療関係者、業務調整員に区分して実施しており、平成 16年度の実績は以下のとおり。

・救助関係者:救助訓練(137人)

・医療関係者:導入研修(40人) 中級研修(183人)

·業務調整員:業務調整員研修(機構職員18人、青年海外協力隊OB8人)

平成16年度は、これまで実施していた救助関係者のリーダー研修を実践的な環境の下での訓練となるように国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)の訓練内容を取り込んだ救助訓練に組み替えた。これにより、実践的訓練を受ける参加者数を倍増(15年度75人 16年度137人)させ、国際緊急援助隊の派遣者のうち訓練参加者数の割合を増加させるとともに、被災現場で活用できる実践的な訓練内容とした。なお、第4四半期は、スマトラ沖地震津波災害の対応のため、実施予定の研修を中止した。

国際捜索救助諮問グループ(INSARAG)会合ではアジア・太平洋地域グループ副議長国として8月にペルーで開催された米州地域会合に参加するとともに9月にシンガポールで開催されたアジア・太平洋地域グループ会合及びチーム・リーダー会合にも参加し、救助における医療の関わりについてプレゼンテーションを行なうなど積極的な情報交換を行なった。

さらに医療チームの機能をより一層向上させるためにアジア近隣国との連携を目

的とした合同セミナーをインドネシアで開催するなど、円滑な援助実施に向けた取り 組みを開始した。これによりフィリピン集中豪雨の調査及びインドネシアにおけるス マトラ沖地震津波災害の緊急援助において被災国の対策本部との円滑な連携が可能 となった。

2 . 緊急援助物資供与

(1)適切な物資供与の実施と業務改善の状況(指標:適切な規模及び内容の物資供与の実施、及びフォローアップの実施状況と業務改善の実施状況)

平成16年度の物資供与は21カ国に計29件(388百万円)と15年度(15件)を大幅に上回った。

援助物資の内容策定に当たっては複数の情報源から迅速に情報収集し、最適な物資の種類及び量を決定した。また、効果的な物資供与に資するため、物資の迅速な輸送及び被災国の首都までではなく被災地域までの輸送に努めた。カリブを襲った一連のハリケーン被害に対する物資供与は、国際機関を除き援助国が限られたこともあり、迅速に輸送が可能なわが国の備蓄制度による援助が被災国によって高く評価された。これらのフォローアップを案件毎に実施しており、次のような事例が挙げられる。

【物資供与のフォローアップ事例】

ア. 北朝鮮列車爆発事故(4月)

物資の荷受機関となった世界保健機構(WHO)との緊密な連携により、 事故発生後7日目に最も早い援助物資として届けられた医薬品をWHOが 受け取り、翌8日に事故現場の近くの4つの病院に届けられ適切に使用さ れたことを確認した。

イ. インドネシア共和国パプア州の地震災害(11月)

被災地の最寄の空港で荷物の引渡しを行なった際、インドネシア側が速 やかに被災地まで船便で輸送し、物資の配布がスムーズに開始されたこと を確認した。

ウ. パプアニューギニア火山噴火(11月)

供与物資の利用状況を現地事務所のナショナルスタッフを活用して確認したところ、テント、浄水器、プラスチックシート等が被災民やケアセンターで使用されていることが確認できた。プラスチックシートは被災民が竹などで作る伝統的な構造物の屋根部分に効果的に利用されており、テント代わりに使用されるなど工夫が凝らされていた。

実施体制の強化については、医薬品の円滑な調達と輸送を実現することを目的として、オランダの国際NPO(IDA:International Dispensary Association)と覚書を締結した。また、より効率的な物資輸送を実現するために現行の3倉庫体制(シンガポール、ロンドン、マイアミ)を見直し、南アフリカ共和国に第4番目の備蓄倉庫を設置することを決定した。

(2)NGOとの連携の実施状況 (指標:NGOとの連携の実施状況)

効率的かつ効果的な緊急援助実施の観点から、バングラデシュ洪水災害において医

薬品及び生活用品を現地調達し、さらにNGO(シャプラニール、赤新月社)と連携してこれらを直接被災者に手渡した。これらのNGOからの活動報告によると、被災家庭への個別訪問により真に支援を必要とする家庭を確認して8,000セットの供与を行った。また、2つのNGOで合計46の医療チームを編成し、医薬品の供与や175千人以上の診療を実施した。このように、機構による迅速な現地での物資調達とNGOによるきめ細かな被災民への配布支援により、支援を必要とする被災民に的確に物資を届けることができた。

また、NGOのジャパン・プラットフォームによるイラン地震に関する援助評価調査に参加することで、NGOの援助及び評価内容を共有することができ、NGOによる被災民に直結した支援について理解を深めることができた。これらのことから、今後、国際緊急援助についての機構とNGOのノウハウを交流させ、お互いにより効果的な援助ができる基礎が固まった。

これを受けてジャパン・プラットフォームとの連携は、スリランカに派遣した医療チームが、ジャパン・プラットフォーム傘下のNGOに活動を引き継いだことで具体化された。加えて、スリランカでは、米国のNGOとも連携したため、医療チームの活動に幅広い持続性を持たすことができ、より効果的な支援を実施することができた。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判 定する。

- ・ 備蓄体制の整備状況
- ・ 命令後 24 時間以内の救助チーム派遣と 48 時間以内の医療チーム派遣 数の割合
- ・ 訓練の実施及び研修・訓練を反映した救助活動の実施
- ・ 適切な規模及び内容の物資供与の実施、及びフォローアップの実施状況 況と業務改善の実施状況
- ・ NGO との連携の実施状況

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

S

スマトラ沖地震津波災害に対する過去最大規模のオペレーションにおいて、スリランカに派遣した医療チームが世界で最も早く到着したことをはじめ、4カ国同時の救助チーム及び医療チームの派遣を主務大臣の命令後それぞれ24時間以内及び48時間以内に実施したことは高く評価される。また、常時よりアジア地域等の各国との情報交換に努めるとともに実践的訓練を実施し、国際緊急援助隊の派遣者のうち実践的訓練への参加者の割合を増加させた。緊急援助物資供与ではフォローアップを充実させるなど実施体制の強化やNGOとの連携によるきめの細かい支援が実施されている。以上より、全体として中期計画の達成に向けて「極めて順調」な状況といえる。

小項目 No.24 人材養成確保の充実

大項目	2 .国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため
	とるべき措置
中項目	(2)各事業毎の目標
小項目	(へ)人材養成確保(法第13条第1項第6号)
	国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹
	をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。こ
	のため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよ
	う努める。そのため、以下の措置を講ずる。
	国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業
	務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
	ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるととも
	に専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。
	人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラ
	ム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。
光双字结	1 国際協力しせわいなーによる東明宝しせの八首 惑婦の性准

業務実績

1.国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

(1)国際協力人材センターの体制整備(指標:国際協力人材センターの体制整備状況)

機構に限らず、国際協力事業に携わるNGO、公益法人、法人コンサルタント等が国際協力を志す人材を有効活用するため、平成15年10月に国際協力人材センターを設置した。同センターが運営するホームページ「PARTNER」の内容の充実と広報に努めた結果、その認知度や利用頻度は順調に高まっている。17年3月に「PARTNER」利用団体に対してアンケート調査を行い、利用状況や効果を確認するとともに、改善提案等を聴取した。アンケート結果によれば、約7割の登録団体が、「非常に満足」又は「やや満足」と回答しており、「PARTNER」は概ね好意的に評価されていることがわかった。また、NGO/NPOは各機能を満遍なく活用している一方で、法人コンサルタントは主に「人材閲覧機能」を利用している、といった団体種別ごとのニーズの違いがあることが判明した。これらの結果を基に、今後各方面の期待に応えるべく、サービスの充実を図っていくこととしている。

(2)情報提供件数、情報提供制度の利用者数(指標:情報提供件数、情報提供制度の利用者数)

国際協力人材センターのホームページ「PARTNER」では、様々な団体が実施する国際協力に関する情報を提供するために、NGOや公益法人に加え法人コンサルタントにも広く協力を呼びかけた。その結果、平成16年度には、187団体(15年度70団体)が情報提供団体として登録し、情報提供件数は合計1,883件(求人情報1,608件、研修・セミナー情報275件)となり、15年度下半期の実績358件(通年に換算すると716件)に比べ大幅に増加した。

これらの情報提供制度の利用者数(「PARTNER」トップページのアクセス数)は、

233,368 件と15 年度下半期の実績を通年に換算した213,142 件から9.5% 増加した。そのほかのモニタリング指標も15 年度と比べて全て順調に増加しており、情報量の充実が反映されて利用者が飛躍的に増加したと考えられる。

【情報提供制度ごとの利用状況】

・求人情報利用者数(アクセス件数) 177,901件

・研修・セミナー情報利用者数(アクセス件数) 30,172件

・メール配信サービス(登録者数) 9,855件

・相談サービス(利用者数) 170件

(情報提供制度)	14 年度	15 年度	16 年度
提供件数	-	358 件	1,883件
		(716件)	(163%増)
利用者数	-	106,571 件	233,368 件
		(213,142	(9.5%増)
		件)	

^{*1.15}年度のカッコ内は、通年換算した件数を示す。

また、国際協力に関するイベント、セミナー等におけるキャリア相談の実施などを通じ、国際協力への参画を目指す人への指導助言を行っている。11月には、国際機関やODA機関、NGO、法人コンサルタント等、広範な国際協力関連機関・団体の協力・参画を得て、「国際協力を志す人のためのキャリアフェア2004」を東京都内で実施し、1,112人の参加を得て参加者の好評を博した。

(3)専門家等登録件数(指標:専門家等登録件数)

国際協力人材登録制度は、国際協力に関する知見と経験を有する既存の援助人材を確保し、機構だけではなく国際協力事業に携わる諸団体の人材バンクとして活用されることを目的としている。今期については、「PARTNER」上及び広報活動を通じ、人材登録制度の紹介及び登録勧奨に努めた結果、平成15年度末の登録者数4,607人に対し、16年度末の登録者数は、1,431人増の6,038人となった。

(専門家等登録件数)	14 年度	15 年度	16 年度
登録件数	3,352人	4,607人	6,038人

また、登録者のうち2,010人が「PARTNER」上で、専門性や海外活動歴などの自己プロフィールを公開している。これにより、機構を初めとする国際協力関連機関・団体が有為な人材にアクセスし得る機会(登録者にとっては就業機会の増加)を提供することが期待されている。

今後は、平和構築分野や教育分野等の人材が不足している分野の人材登録を増やす工夫 を検討する他、登録者、登録団体の利便性をより高めるための機能向上を図る予定。

^{*2.16} 年度、18 年度末自己目標値のカッコ内は 15 年度実績(通年換算)に対する 増減率を示す。

2 . 専門家養成研修の見直しと充実 (指標: 研修内容の見直しの実施状況)

機構は、開発途上国において技術移転を行う技術協力専門家や、将来国際協力分野での活躍を希望する若手人材等を対象にして、それぞれのニーズに応じた各種の研修を行っている。平成16年度においては、技術協力専門家の希望者が必要な知識や手法等を習得するための「技術協力専門家養成研修」や赴任直前の専門家に対する「専門家派遣前研修」等の各種研修事業を実施した。

これらの研修の成果として、これまでに数多くの国際協力の実務家を研修修了者から輩出しており、受講者アンケートにおいても、技術協力専門家養成研修では約9割の受講生が期待以上又は期待通りの成果が得られたとしている。

こうした研修の効果をさらに向上させるために、平成16年度においては、15年度に 策定した専門家養成研修見直し計画に引き続き、今年度新たに確認された専門家ニーズを 加味した研修内容の見直しを行い、必要な新規研修コース(復興支援コース、ガバナンスコース、HIV・エイズ対策コース等)を開設するとともに、海洋環境保全コースなど2コースを休止、貧困対策コースを社会ジェンダー・調査手法コースへ統合するなど2コースを統合した。

また、中期的視点から途上国のニーズに応えられる人材を確保・養成するための基礎資料として、「国際協力人材の確保・養成に関する基本方針(案)策定のための調査研究」を実施し、国際協力人材市場及び専門家人材の需給ギャップの現状、国際協力人材のキャリアパス分析、国際協力人材に必要な能力の分析等を行った。本調査研究を受け、人材確保・養成事業の取組方針を検討中である。本方針の骨子は、人材ニーズ情報の外部人材リソース(民間企業、大学等)への発信促進、機構における外部人材の有効活用機能の強化、人材需給ギャップの事業への反映、国際協力人材の能力開発支援プログラムの再編である。本方針に基づき、人材の確保については、各関係部署で取り組む課題を明確化するためのアクションプランを策定し、専門家リクルート方法の改善や、国際協力人材センターの機能強化など、国際協力の現場のニーズに迅速に応えることのできる人材の確保のための取組みを進めている。また、人材の能力開発支援については、主に国際協力総合研修所において、現場で即戦力として活躍するために必要な実践的研修の強化及び若手人材に対する中長期的な能力開発支援の強化を中心とする人材養成研修の再編プログラムを策定し、平成17年度の人材養成事業において実施可能な部分から、順次実施することとしている。

さらに、こうした研修を通じて養成された援助人材の一層の活用を図るため、研修受講者が応募の段階で事前に国際協力人材センターの国際協力人材登録制度に登録する制度を新規に導入した。これにより、養成人材を確実に確保する仕組みを整えるとともに、研修修了者への国際協力関係ポストの求人情報の提供等の働きかけを強化し、同センターによる人材の確保事業との連携強化を図った。

3.幅広い人材育成のための取り組み

(1)インターンの受入(指標:インターンの受入人数)

国際協力・開発援助に関わりの深い研究を行い、将来同分野において活躍することを希望する大学院生等を対象に、公募や大学との協定によりインターンの受入を行っている (平成16年度は計112人、14年度実績89人に比して26%増)。 大学院生を対象に本部10人、国内機関13人、在外事務所35人の計58人のインターン実習生を受け入れた。また、国内機関が個別に地元の大学と協定を結んで受け入れる 大学生のインターン54人を受け入れた。

(インターンの受入)	14 年度	15 年度	16 年度
受入人数	89 人	110 人	112 人
		(24%増)	(26%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

(2) NGO人材育成研修等の実施(指標:NGO人材育成研修等の参加人数)

NGOの人材育成を支援するため、NGO人材育成総合プログラムとして平成16年度には6種の研修や技術支援等を実施した。プログラムへの参加人数は新規研修コースの開設や、募集広報の強化等に努めた結果、平成16年度の実績は99人となり14年度実績の51人から94%増となった。

(NGO 人材育成研修等)	14 年度	15 年度	16 年度
参加人数	51 人	59 人	99 人
		(16%増)	(94%増)

*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

【NGOを対象とした研修や技術支援の事例】

ア・NGO・JICA相互研修

「プロジェクトに終わりはあるのか~自立発展性を考える」というテーマで国内研修は9月にNGO、JICA合わせて29人の参加者で実施した。またNGOとJICAのスタッフがそれぞれのプロジェクトの視察と意見交換を通じて互いの事業への理解を深めることにより連携関係を促進するため11月にフィリピンで海外研修を行い12人が参加した。

イ.草の根技術協力のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント (PC M)研修

今年度から、草の根技術協力の応募に役立てることを目的に、11月6~7日の2日間で31人の受講者に対してPCM研修及び草の根技術協力の事業提案書作成演習を実施した。応募者が86人と研修ニーズが高く、全国各地から参加した受講者からは東京に限らず、自分たちの地域でも研修をしてほしいとの声があった。

ウ.NGO技術者派遣制度

NGOからの要望に基づきNGOの海外協力案件にNGOが有していない特定の技術を有する技術者を派遣し、NGOの活動を支援するNGO技術者派遣を8件実施した。NGOの海外協力を効果的に補完する協力としてNGO側からも有益な制度として活用されている。NGO団体名、派遣国、派遣分野、派遣時期の内訳は下記のとおり。

- ・セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン ミャンマー 参加型研修 2004/4/18-6/6
- ・アムダ カンボジア 理学療法 2004/10/23-2005/1/13
- ・北九州国際技術協会 インドネシア ごみの堆肥化 2004/10/31-11/20
- ・モンゴルパートナーシップ研究所 モンゴル 畜産経営 2004/11/8-2005/2/4
- ・シャンテイ国際ボランテイア会 タイ 図書館活動 2005/1/10-2/6
- ・ブリッジエーシアジャパン ミャンマー 深井戸掘削技術

2005/1/7-4/6

- ·ICA 文化事業協会 ペルー 揚水風車製作 2005/3/27-4/9
- ・JVC カンボジア 自動車整備 2005/4/3-7/1

(3) 大学との連携講座の実施(指標: 大学との連携講座の実施状況)

大学との連携講座は、平成16年度に43件実施した。全国の15大学で単位認定がなされており、機構の職員や国際協力専門員が国際協力の必要性、日本の国際協力の概要・特色を概説することに加え、学生自身がどのような形で国際協力に関わることができるかを考える機会を提供している。また、JICA筑波(筑波国際センター)では、地元の大学と連携して、夏季休暇期間に大学3・4年生及び大学院生が途上国からの研修員とともに研修コースの一部に参加し、技術協力の現場体験や研修員との意見交換を通じ技術協力への理解を深めるとともに大学側はこれを単位として認定するという取り組みを行うなど、大学と国内機関との連携の質的向上も図られている。さらに、国際協力の実施に当たり大学との連携を推進する目的から、平成16年度に、大学との連携包括協定を導入した。同協定は、5年間を目途に、機構と大学が国際協力の実施や援助人材の育成等連携可能な分野で協力することを包括的に合意するものであり、17年2月に帯広畜産大学、同4月に北海道大学と協定を締結した。

評定方法

独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。

- ・ 国際協力人材センターの体制整備状況
- 情報提供件数、情報提供制度の利用者数
- · 専門家等登録件数
- ・ 研修内容の見直しの実施状況
- ・ インターンの受入人数
- · NGO人材育成研修等の参加人数
- ・ 大学との連携講座の実施状況

評価

評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

ホームページ「PARTNER」による情報提供件数が大幅に増加し、専門家等の登録件数も伸びているほか、専門家養成研修コースの統廃合が実施された。インターン受入等幅広い人材育成のための取組も行われており、全体として中期計画の達成に向けて「順調な」状況といえる。

今後は、大学等の実態に合った研修、インターン受入に心がけるとともに、 専門家養成研修については受講者の意見をも反映させ見直しを図ることが 求められる。

小項目 No.25 附帯業務 (案件形成支援、調査研究)の実施状況

	.25 附市耒衍(余計形成又抜、調且研九)の夫虺仏流			
大項目	2 . 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成する			
	ためとるべき措置			
中項目	(2)各事業毎の目標			
小項目	(ト)附帯業務(法第13条第1項第7号)			
	開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援			
	助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・			
	指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・			
	研究を行う。			
業務実績	開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、機構は政府の政			
	策や方針にもとづき、優良案件の発掘・形成支援事業を適確に実施した。			
	また、重要な開発課題に係る調査研究の実施により、事業実施のための方針の整理			
	や事業経験の体系化、援助マネジメント手法の研究を行い、事業の質の向上に貢献し			
	た。			
	1.プロジェクト形成調査等の実施状況(指標:プロジェクト形成調査及び調査研究の実施状況)			
	平成16年度には、これまで個々の課題に応じて実施してきたプロジェクト形成調			
	査等の案件形成支援事業について、重点開発課題を総合的に解決するため、案件形成			
	段階においてもプログラム化を推進した。また、その計画・実施に当たっては在外主			
	導を積極的に推進した。こうした新たな枠組みのもとで、16年度は案件形成対象プ			
	ログラムとして東南アジア地域73件、中南米地域61件、南西アジア地域40件、			
	アフリカ地域91件、中東地域32件、その他地域76件、合計で95カ国373件			
	について案件形成支援事業を実施した。			
	また、この成果として、今後の質の高い案件の発掘・形成と案件の採択促進のため、			
	16年度にはフィリピン、タイ、スリランカ、バングラデシュ、パプア・ニューギニ			
	ア、イラン、ヨルダン等について、機構としての重点開発課題に対する協力の方向性 			
	を明確にし、協力事業の取り組み方を整理・検討した。 			
	【案件形成プログラムの実施の事例】			
	ア・パキスタンでは、経済の中心地であるカラチの活性化にかかる課題分			
	析を行うために企画調査員を派遣した上で協力の方向性を策定し、上下水道の整備について、プロジェクト形式調査及び左外専門調整員により			
	水道の整備について、プロジェクト形成調査及び在外専門調整員により 基礎データ等を収集し、「カラチ上下水道整備計画開発調査」の案件形			
	を破すっているで収集し、「カファエトが追望権計画開発調査」の条件が 成を促進し、17年度案件として採択された。			
	派遣し、太平洋共同体事務局(SPC)との連携協力を模索しながら案 供形成をした結果、第三国集団研修「データ分析強化研修、及び「サ			
	件形成をした結果、第三国集団研修「データ分析強化研修」及び「サ			

ンプルデータ統計調査手法強化研修」の2件が要請案件として提出され、いずれも17年度案件として採択された。

ウ・タンザニアでは、公共財政管理能力向上支援のために、企画調査員、 在外専門調整員を継続的に配置して知的貢献を行うとともに、我が方 の協力の可能性などについて在外主導で議論を重ねた。平成16年8 月にはプロジェクト形成調査団を派遣し、右調査結果を踏まえ、先方 政府から正式要請があり、3ヵ月のうちに「公共財政管理能力向上支 援」案件が採択された。プロジェクト形成調査から6ヵ月後には、事 前評価調査団が派遣され、迅速な案件形成・実施が可能となった。

2 . 調査研究等の実施状況

(1)事業実施に効果的な調査研究の拡充・強化 (指標:プロジェクト形成調査及び調査研究等の実施状況)

機構は、案件形成支援及び事業の質の向上に貢献するため援助事業戦略の分析検討、開発理論・援助潮流の整理・検討、及び事業経験のレビューと援助手法の改善を目的とした調査研究を行っている。平成16年度は、「貧困削減と人間の安全保障」と「総合的能力開発(キャパシティ・ディベロップメント)」に資する調査研究の実施を中心に、貧困削減戦略文書(PRSP)に係るプロセス参加能力強化、国際援助動向把握、JICA課題別指針や地域別援助戦略の検討、NGOとの連携改善、及び社会調査手法の改善に資する調査研究等、合計28件を実施した。

【主要な課題についての調査研究の取り組み】

ア.人間の安全保障

ODA大綱及び新中期政策にも反映された重要課題である「人間の安全保障」を貧困削減戦略との関係において研究した「貧困削減と人間の安全保障」研究会では、援助事業における重要な留意点が明らかになった。この議論・成果は、外務本省及び現地大使館など途上国の開発援助戦略策定に関わる現地ODAタスクフォースに随時情報提供された。

イ.貧困削減戦略

前年度から実施してきた「アジア・アフリカ貧困削減戦略策定プロセス比較分析」を終了した。戦略の実施モニタリングへの機構の関与のあり方を検討する「貧困削減戦略年次進捗評価手法」の研究は、外務本省及びアフリカ各国現地タスクフォースの参加を得て、開発途上国の戦略モニタリングと公共財政管理プロセスへのドナーの関与に関わる現地の問題意識とニーズを反映した形で行なわれた。

ウ.キャパシティ・ディベロップメント(総合的能力開発)

技術協力の効果を向上させる上で重要な概念である途上国のキャパシティ・ディベロップメントについて、JICA関係者、他国の援助関係者にも理解を得やすいよう概念・用語の整理を行い、事例分析を通じて

事業経験の分析を蓄積するとともに今後の方向性を検討した。また、キャパシティ・ディベロップメントなどの観点から既往のJICA事業をレビューするグッド / バッド・プラクティス・ワークショップを開催し、さらに「国際協力研究」誌の特集記事などを通じて職員・関係者への周知を行った。特定国・案件の事例分析では客員研究員も活用し、当該国での援助計画のレビューと、効果的な事業の設計に生かしていくための議論を、在外事務所との間でテレビ会議を通じて促進した。

エ.地域アプローチ、課題アプローチの強化

地域アプローチの観点からASEAN地域統合に対する我が国援助のあり方を検討する「ASEAN地域援助研究」を実施した。課題アプローチの強化と援助手法の改善については「廃棄物管理分野のキャパシティ・ディベロップメント」、「中所得国への産業人材育成支援」、「ノンフォーマル教育」、「NGO JICA連携による草の根展開事業の経験分析」等の調査研究を実施した。

(2)調査研究の効果的発信の促進

国際協力総合研修所のほか各部署で実施された調査研究の概要・進捗一覧を機構内で共有し、さらに、作成済みの報告書のうち、職員の業務遂行に有用と考えられるものを「JICA職員の基礎知識」としてまとめ、機構内での活用促進を図った。

「日本の経験」シリーズ(教育、保健医療)は、個々の途上国の発展段階に応じて、日本の過去の経験から得られる示唆を提供することを目的として実施された調査研究である。例えば、教育の量的普及が課題となっている初等教育就学率が80%以下の国々においては、日本の経験からまず中央集権的に制度を構築・普及させることが有効であると言えることから、教育行政や関連法規の整備などが具体的方策として示唆されている。また、保健医療分野においても、戦後の資源払底のなか、国民の健康水準向上に向けて行われた様々な創意工夫について途上国開発の視点から取りまとめられている。これらの報告書は、技術協力プロジェクトの実施面での反映だけでなく、プロジェクト形成調査や技術研修での相手国政府担当者との対話及び提言に活用されている。

また、「開発課題に対する効果的アプローチ」8課題(HIV/AIDS、中小企業振興、貿易・投資、基礎教育、高等教育、貧困削減、農村開発、情報通信技術)について英語版を完成し、機構の各課題へのアプローチの仕方を示す資料として在外事務所を通じて相手国政府や他援助機関との共有を図った。なお、援助の調和化の一環として43の援助政策官庁、実施機関、国際機関等が参加して情報の共有を行なう国別分析情報(CAW)の共同ウェブサイトにおいて、JICA国別援助研究の発信件数は15件から21件に増加した。

(3)調査研究及び援助人材育成と現地事業とのリンケージ強化

調査研究及び援助人材育成と現場事業とのリンケージを強化するための体制構築

	について、	平成16年度に機構内の検討委員会で検討を進めた結果、国際協力総合研		
	修所を「実践的シンクタンク」として整理し、現場とつながった事業の知識やスキル			
	 の向上とJICA関係者の能力強化を図ることとした。この方針は、JICA改革プ			
	ラン(第二弾)における国内事業の改革として、平成17年3月に公表した。			
評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判			
	定する。			
		・プロジェクト形成調査及び調査研究等の実施状況		
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)		
		プロジェクト形成調査等については、重点開発課題の総合的解決のため		
	Α	にプログラム化を推進し、調査研究の成果物についても機構内外における		
		活用促進が図られており、全体として中期計画の達成に向けて「順調な」		
		状況といえる。		
		今後は、これらの成果物が事業の改善にどのように反映されているのか		
		についても明らかにするよう努めるべきである。		

小項目 No.26 (予算、収支計画、資金計画)

大項目	3 . 予算(人件費の見積を含む。) 収支計画及び資金計画				
中項目	(1)予算(人件費の見積を含む。) 別表 1(略)				
	(2) 収支計画 別表 2(略)				
	(3)資金計画 別表3(略)				
小項目	(1)予算(人件費の見積を含む。) 別表 1(略)				
	運営費交付金を充当して行う業務については、「2.業務運営の効率化に関する事				
	項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運				
	営を行う。(以下、略)				
	(2) 収支計画 別表 2(略)				
	寄附金収入、施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執				
	行により適切な財務内容の実現を図る。				
	固定経費節減のため、国内外の施設・事務所のあり方について見直しを行う。				
	(3) 資金計画 別表 3(略)				
	融資事業における債権の回収を適切に行うよう努める。				

業務実績

1.予算、収支計画、資金計画に関する実績

決算報告書:別表1 損益計算書:別表2

キャッシュフロー計算書:別表3

2 . 自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績 (指標: 寄附金収入・施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効率的執行の実績)

自己収入のうち、寄附金については、16年度においては、全12件(138万円)の受入実績があり、そのうち6件は平成16年末に発生したスマトラ沖大地震に関する国際緊急援助隊派遣への充当を目的としたものであった(97万円)。

また、施設利用料収入については、計画額に対して96百万円の増収となっている。 今後は平成16年度に策定した施設の一時使用にかかる指針をもとに施設利用収入の増加を図る。

雑収入については、別表1のとおり897百万円の収入をあげたが、そのうち予算編成時には見積もることのできない過年度経費の戻し入れ、本部賃借料にかかる敷金の戻し入れ等を除くと、収入は303百万円であり、6百万円の減収となった。減収の主な要因は職員住宅収入の減少によるものである。

固定経費の節減については平成15年度下半期に見直しを行った本部賃貸料減による16年度での削減効果(224百万円)、公用車経費(10百万円)、パソコン経費の削減(16百万円)等、節減を図った。

予算の効率的な執行については、平成15年度に引き続き、長期専門家の新規派遣人数の削減、専門家手当ての合理化、研修員滞在経費の削減等に取り組んだ。

運営費交付金債務の残高については6,563百万円となっており、その内訳は以下のとおりである。

契約済みで支払いが翌年度になるもの 3 , 6 3 5 百万円 前渡金 1 , 3 2 8 百万円 人件費不使用額 4 5 2 百万円 計画済みのもので実施が翌年度になるもの 6 2 7 百万円 リース債務(旧法人契約の元本返済分) 7 5 百万円 たな卸し資産、前払い費用、仮払金 1 8 6 百万円 その他不用額 2 6 1 百万円

このうち、繰越し(、の合計:コンサルタント契約、機材調達等)は、4,262 百万円で、計画的な事業の実施等により、平成15年度実績(7,458百万円)より 減少した。

なお、途上国において先方政府等の制度や意思決定プロセスに合わせて効果的な技術協力を実施するためには、契約を年度毎に区切ることが困難または著しく効率性を損なう場合があり、契約済みの繰越についてはある程度柔軟に取り扱わざるを得ないと考えている。他方、当該年度内に未契約の繰越は計画的な事業実施の観点から不適切であると認識しており、引き続き抑制に努めていく。

3.国内外の施設・事務所のあり方にかかる見直し実績 (指標:(国内外の施設・事務所のあり方にかかる) 見直し実績)

(1)国内機関

「国内機関の総合的あり方調査」を踏まえ、国内機関の再編に向けて基本方針を策定 し、平成17年度以降の具体的な施策を決定した。

(2)在外機関

地域支援事務所(6事務所)を設置し、事務所員等を集中的に配置し、所掌する国々の案件形成支援やロジ支援(経理・調達)を効率的に行う体制を整備した。

4.融資事業における債権回収の実績(指標:債権回収の実績)

(1) 開発投融資

貸付金元本及び利息の回収を実施した。一部繰上げ償還があったため、回収額は年度 当初の計画額と比較し69百万円の増となった(下表のとおり)。

(単位:百万円)

	計画額	実績額	差額
元金	1,879	1,948	69
利息	265	264	1
合計	2,143	2,212	69

(2)移住関係

移住融資債権及び入植地割賦債権の元本及び利息等の回収を実施した。

平成16年度は、計画額519百万円に比して510百万円を回収し、ほぼ計画どおり回収が行われた。

(単位:百万円)

		計画額	実績額	差額
元金		432	426	6
	うち融資	420	407	13
	入植地	12	19	7
利息		87	84	3
	うち融資	83	70	13
	入植地	4	14	10
	合計	519	510	9

評定方法 独立行政法人からの説明等を受け、委員の協議により判定する。 ・寄附金収入・施設利用料等の自己収入の確保、固定経費の節減、予算の効 率的執行の実績

- ・(国内外の施設・事務所のあり方にかかる)見直し実績
- ・債権回収の実績

評価 評定

(評定の決定理由及び指摘事項等)

Α

繰越の適正な規模についての評価は容易ではないが、適切な繰越及び不適切な繰越の概念が整理され、平成15年度と比較して繰越額全体が縮小し、自己収入の確保及び固定経費の節減も行われている。施設・事務所については、国内機関再編の基本方針の策定や、在外の地域支援事務所の設置等がなされているほか、債権回収も予定どおり行われている。全体として中期計画の達成に向けて「順調な」状況といえる。

平成16年度 決算報告書

(平成16年4月1日~平成17年3月31日)

(単位:百万円)

				(単位:百万円)
:	年度計画予算	決算額	差額	備考
収入				
運営費交付金	162,030	162,030	0	
受託収入	5,204	3,798	1,406	注1
開発投融資貸付利息収入	265	264	1	
入植地割賦利息収入	4	14	10	
移住投融資貸付金利息収入	83	70	12	
その他収入	2,805	3,490	685	
うち施設利用収入	2,495	2,591	96	
寄附金	1	1	1	
雑収入	309	897	588	注2
施設整備資金より受入	1,050	721	329	
計	171,440	170,387	1,053	
支出				
一般管理費	11,333	11,511	178	
うち人件費	7,873	7,908	35	
物件費	3,461	3,603	142	注3
業務経費	151,321	154,144	2,823	注4
うち国・課題別事業計画関係費	5,525	6,661	1,136	
技術協力プロジェクト関係費	86,826	88,885	2,059	
無償資金協力関係費	4,770	5,590	820	
国民参加型協力関係費	26,433	25,808	625	
海外移住関係費	561	561	1	
災害援助等協力関係費	1,344	1,623	279	
人材養成確保関係費	3,731	3,632	99	
事業評価関係費	927	689	238	
事業附帯関係費	7,509	7,357	152	
国内機関関係費	4,123	4,125	3	
在外事務所関係費	9,570	9,212	358	
施設整備費	1,050	755	295	注5
受託経費	5,204	3,623	1,580	注6
業務支援経費	2,847	2,649	199	
うち施設運営費	2,495	2,590	95	
民間協力特別支援費	352	58	294	注7
計	171,755	172,682	927	

端数処理の関係で合計と一致しない場合があります。

予算額と決算額の差異説明

- 注1 経済産業省からの受託事業の減少に伴う収入減
- 注2 予算段階では見積もれない過年度経費の戻し入れ、本部賃借料にかかる敷金の戻し入れ等があったため。
- 注3 平成12年、13年、14年にかかる消費税修正申告額(305百万円)を納付したため。
- 注4 次年度への繰越額が前年度からの繰越額を下回ったこと等による差額。 なお、内訳の差額については、当初予定していた執行配分の見直しを行ったため。
- 注5 想定以上の入札残が発生したため。
- 注6 相手国等の事情により計画に変更が生じたため。
- 注7 事業未実施分があるため。

損 益 計 算 書

(平成16年4月1日~平成17年3月31日)

(単位:百万円)

		,
奴		
経常費用		
業務費		
国・課題別事業計画関係費	6,675	
技術協力プロジェクト関係費	88,522	
無償資金協力関係費	6,038	
国民参加型協力関係費	25,788	
海外移住関係費	547	
災害援助等協力関係費	1,721	
人材養成確保関係費	3,626	
事業評価関係費	689	
事業附帯関係費	7,287	
国内機関関係費		
	4,075	
在外事務所関係費	9,051	
業務支援経費	2,649	
受託経費	3,623	
減価償却費	82	
一般管理費		
一般管理費	11,106	
財務費用		
支払利息	2	
維損	2	
経常費用合計	_	171,482
姓币 莫用口引		171,402
V즈 프루 IIT 그로		
経常収益		
運営費交付金収益	164,725	
受託収入	3,624	
開発投融資収入	260	
入植地事業収入	14	
移住投融資収入	78	
施設利用収入	2,107	
寄附金収益	, 1	
貸倒引当金戻入	420	
資産見返運営費交付金戻入	165	
資産見返補助金等戻入	5	
財務収益		
受取利息	24	
雑益	599	
外国為替差益	182	
経常収益合計		172,202
経常利益		720
臨時損失		
固定資産除却損	78	
固定資産売却損	5	
臨時損失合計	3	02
崎村損大口引		83
☞는마+ 소나스		
臨時利益		
固定資産売却益	1	
臨時利益合計		1
当期純利益		637
当期総利益		637

キャッシュ・フロー計算書

(平成16年4月1日~平成17年3月31日)

	(単位:百万円)
業務活動によるキャッシュ・フロー	
事業支出	144,787
業務支援費支出	2,199
受託経費支出	3,734
人件費支出	16,514
その他の業務支出	2,035
貸付金利息収入	335
入植地事業収入	35
利息収入	14
割賦元金	21
運営費交付金収入	162,030
受託事業収入	3,800
施設利用収入	2,108
寄附金収入	1
その他の収入	687
小計	272
利息の受取額	24
利息の支払額	2
業務活動によるキャッシュ・フロー	250
投資活動によるキャッシュ・フロー	1 522
固定資産の取得による支出	1,532
固定資産の売却による収入	323
貸付けによる支出	607
貸付金の回収による収入	2,388
定期預金の預入による支出	23,200
譲渡性預金の取崩による収入	20,700
投資活動によるキャッシュ・フロー	1,928
財務活動によるキャッシュ・フロー	
リース債務の返済による支出	48
財務活動によるキャッシュ・フロー	48
資金に係る換算差額	104
資金減少額	2,121
資金期首残高	5,626
資金期末残高	3,504
· · · · · · ·	,

独立行政法人国際協力機構の平成16年度の業務実績に関する項目別評価シート

小項目 No.27 短期借入金の限度額

大項目	4 . 短期借	入金の限度額		
中項目				
小項目	410 億	410 億円		
	理由:国から	の運営費交付金の受け入れ等が 3 ヶ月程度遅延した場合における職員への人		
	の遅配及び乳	事業費の支払い遅延を回避するため。		
業務実績	実績なし			
評定方法	独立行政法 る。	人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定す		
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)		
		短期借入金の実績がないため、評定対象外とした。		
	-			

小項目 No.28 重要な財産の譲渡等の計画

大項目	5 重要か	財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	
中項目	3 , 主女化	別注で版成び、人は追称に外びようでするできば、この計画	
小項目	ドミーカ		
1 小冶口		スペロックト・インフェース・メント 建物(セグタビ事業関係資産)及びアルー 園芸総合試験場建物・施設の処分を計画	
 業務実績		ンチン国閥芸総合試験場建物・施設	
耒份夫領 		プテプ国国会総合試験場連初・心設 チン国園芸総合試験場は、1977年に、日系園芸農家への営農支援を目的に	
		JICAの直轄事業として試験研究及び営農指導活動を行ってきた。 移住事業再編に伴い、その事業運営について見直しが検討された結果、土地の	
		切れる平成16年12月に直轄事業による試験場としての役割を終え、試験場	
		果たしてきた機能や活動を継続することを前提に土地の提供者であるアルゼ 立農牧技術院(INTA)に移管することとし、同年12月6日にINTAに	
	ファフ国国 無償譲渡し		
		~。 設の残存価値は約4,600万円であるが、以下の理由から総合的に検討した ┃	
		設め残け画画は約4,000万円であるが、以下の埋田がら総合的に検討した。譲渡したものである。	
		議反したものである。 「Aは試験場の移管に際して、試験場がこれまで果たしてきた機能や活動を継	
		「A は試験場の移首に除して、試験場がとれるで来たしてさた機能や活動を終し るために必要な運営費、人件費等の予算を確保することを約束している。しか	
		3.ために必要な連言員、人件員等の予算を確保することを約束している。 ひが 	
	示された。そのため、有償譲渡を前提とした場合はINTAに対する施設譲渡が困 難となり、試験場機能そのもの、及びJICAが蓄積してきた協力成果が失われる		
	新となり、		
	・ 仮に譲渡しないことになった場合は、試験場の土地はINTAから無償提供を受け		
		2、先方からの求めがあれば協力期間終了後には原状復帰させる必要があるた。	
		圣費として約 1,000 万円の追加的な支出が必要となることが見込まれたこと。	
		:カ共和国サント・ドミンゴ学生寮の土地・建物	
		共和国サント・ドミンゴ学生寮の土地・建物については、同国の移住者支援の	
		・供用している施設であり、この目的に沿って、また、現地の実情を踏まえて	
		を行うべく慎重に検討を重ねており、重要財産を処分するために必要な、譲渡	
		び譲渡条件に関しての情報を収集した。	
評定方法	1	人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定す	
11,273,21	る。		
 評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)	
		アルゼンチン国園芸総合試験場の処分が完了し、ドミニカ共和国サント・	
		ドミンゴ学生寮の土地・建物についても必要な情報収集が行われていること	
	Α	から、中期計画の達成に向けて「順調な」状況といえる。	

独立行政法人国際協力機構の平成16年度の業務実績に関する項目別評価シート

小項目 No.29 剰余金の使途

大項目	6 . 剰余金の使途		
中項目			
小項目	剰余金が発生した際の使途は、中期計画の達成状況を見つつ、事業の改善・質の向上に		
	資する業務及び施設・設備の整備に充てることとする。		
業務実績	実績なし		
評定方法	独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定する。		
評価	評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 剰余金の実績がないため、評定対象外とした。		

小項目 No.30 施設・設備に関する計画

大項目	7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項			
中項目	(1)施設・設備に関する計画			
小項目	業務実施上の必要性及び既存の施	・ 設の老朽化等に対応する	るため施設・設備の整備改修等	
	を計画的に行う。さらに、業務の適	遺切な実施のため及び運営	営・利用の効率化のために、全	
	国内機関を対象とした総合的あり方	5調査(1年以内に実施)) を実施する。	
	<u>平成15年度から平成18年度の施設・設備の整備に関する計画</u> (単位:百万円)			
	施設・設備の内容 財源 予定額			
	中部国際センター建替え	施設整備資金	2,118	
	身障者対応施設整備 施設整備資金 200			
	既存施設改修 施設整備資金 3,214			
	計 施設整備資金 5,532			
業務実績	施設・設備改修計画に基づいた設	 }計・工事を実施するとと	こもに、国内機関の総合的あり	

施設・設備改修計画に基づいた設計・工事を実施するとともに、国内機関の総合的あり 方調査を完了した。

1.平成16年度の施設・設備の整備に関する実績

国内機関等の身障者対応設備整備及び既存施設整備については、施設・設備改修計画に基づき、当初計画どおり設計・工事を行った。一般競争入札の結果、落札残額が生じた。

(単位:百万円)

施設・設備の内容	予定額	執行額
身障者対応施設整備	103	112
既存施設改修等	947	643
計	1050	755

2 . 国内機関の総合的あり方調査に関する実績

国民等の協力活動の推進の観点から、機構の国内拠点としての国内機関の重要性がますます高まる一方、その立地条件や施設の老朽化、地域的な配置バランスなど、組織の効率的・効果的な経営に向けた見直しを図る必要があることから、平成15年度から国内機関の総合的あり方調査を開始した。コンサルタントによる調査は16年8月末に終了し、地域の中で国内機関が果たしてきた役割や現在の活動状況を整理し、今後の課題として、首都圏及び中部等の施設に関する代替案の検討や国内機関の配置構想等に係る提言を行った。

この調査結果を踏まえて、機構では、途上国の現場のニーズを確実に受け止め、的確かつ迅速に応えるための日本国内の実施体制の強化を図るとの観点から、国内事業及び国内機関のあり方について検討を行い、平成17年3月、国内事業の改革と国内機関の再編を

骨子とする「JICA改革プラン (第二弾)」としてとりまとめ公表した。詳細は以下の 枠囲みのとおりであり、国内機関については、今後同プランに沿って、機能の集中と合理 化を進め、より効果的で効率的な体制を整備していく方針である。

【 JICA改革プラン(第二弾)の骨子】

1.国内事業の改革

(1)研修員受入れ事業改革

研修員受入事業の仕組みを、途上国のニーズに一層的確に即応できるよう再編し、現地のニーズと日本のリソースのマッチング機能や事業評価を強化する。

(2)市民参加協力事業の促進

市民、NGO、自治体、大学などをJICA事業のパートナーとして位置づけ、その活動が今まで以上に途上国のニーズに合致したものとなるよう、連携を強化する。

(3)調査研究と人材育成の強化

国際協力総合研修所を、実践的シンクタンクとして位置づけ、援助現場の経験、知識を集約し、現場主義の実践を担う機構関係者の能力向上を図る。

2 . 国内機関の再編

現場主義に基づく改革をさらに進め、事業の効果・効率化、迅速化を図るため、国内機関についても機能の集中と合理化を推進する。このため、全国を10ブロックに分けて、それぞれのリソース、施設を踏まえ、研修員受入事業、市民参加協力事業がもっとも効率的に実施できるよう機能と配置を見直す。

(1)第一段階(第一期中期目標期間中の実施内容)

ア.関東ブロックのうち、首都圏の国内機関を平成18年4月に再編する。

- ・JICA東京を研修業務に特化、JICA八王子の研修業務を吸収。
- ・JICA広尾は市民参加協力推進のために全国的拠点とし、JICA 八王子とJICA東京の市民参加協力業務を吸収。
- ・JICA八王子は閉鎖。

イ. JICA中部の建て直し見直し。

・中部ブロックのJICA中部は、老朽化により現行中期計画に建て替えが盛り込まれているが、現在進めている改革に照らし合理的内容となるよう調整を進める。

(2)第二段階

・関西ブロック等 8 ブロックについて、ブロックごとに見直しを行うための検討委員会を立ち上げ、平成 1 7 年度中に具体的な方策を検討する。

	する。	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
		施設・設備の工事は計画どおり行われた。また、「国内機関の総合的あり方
	Α	調査」が完了したことを受け、JICA 改革プラン第2弾の一つとして国内機関
		の再編の方針を打ち出し、とりわけ、第一段階として JICA 八王子の廃止を含
		む首都圏の国内機関の再編、JICA 中部の建替計画の見直しの具体策が決定さ
		れたことから、全体として中期計画の達成に向けて「順調な」状況といえる。
		国内機関については、施設毎の事業実績及び財政情報を用いて機構から説
		明を受けたところ、地域の特性や知見を活かした事業の実施、地域の国際協
		力の促進、宿泊施設を有する施設においては良好な研修環境の提供、滞在経
		費の抑制等の面で意義が認められるものの、今後、再編の第二段階の検討が
		行われる予定であり、地元自治体の国際交流・協力事業との連携や調整の観
		点も含め、その方針と結果を確認していく必要がある。

小項目 No.31 人員の勤務評価、適正配置、能力開発の計画

<u> </u>).31 人員の動物計画、過止的量、能力用光の計画
大項目	7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(2)人事に関する計画
小項目	(イ)方針
	効果的かつ効率的な業務運営のため、人員の適性配置により業務運営の効率化を図
	る。また、業務内容の高度化及び専門化に対応するため、職員への研修、資格取得等
	の促進を通じた職員の資質向上を図る。具体的には、
	的確な勤務成績の評価を行い、仕事の難易度と役割の重要性を反映した処遇を実現
	することで、職員の意欲を更に引き出すとともに、業務内容の質的向上と効率化を
	図りうる適材適所の人事配置を行う。
	業務内容の高度化及び専門化に対応するため、国際機関への出向、専門家としての
	活用も含め、プロジェクトマネジメント能力の強化及び開発課題に関する知見の深
	化、並びに語学も含めたコミュニケーション能力涵養を目的とした研修又は機会を
	提供し、国際協力のプロフェッショナルとしての能力開発に努める。
業務実績	資格・昇格制度、給与・退職金制度、人事評価制度からなる新人事制度を導入し定着さ
	せ、全職員の勤務成績の評価を実施するとともに、旧課長以上の職員に対しては評価結果
	を12月の賞与に反映させた。また、組織改革や在外強化の方向性を踏まえた職員の配置
	に努めた。職員の能力開発については、人的資源マネジメントの視点を踏まえた人事制度
	ハンドブックをとりまとめるとともに、実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。
	1.勤務成績の評価の実績並びに適材適所の人事配置の実績
	(1)勤務成績の評価の実績(指標:勤務成績の評価の実績)
	、
	 年4月に新人事制度及び人事評価制度、7月に新給与制度・資格制度を導入した。人事評
	 価制度については、国内に勤務する管理職(チーム長、グループ長、部長、所長等)を対
	┃ ┃象として評価者研修を実施するとともに、職員の理解をより確実なものとするための資料┃
	│ を作成し配付した。これら、新人事制度の定着については、階層別研修において説明を行
	うとともに、一般職員を対象とした人事制度説明会を開催するなどの方策を講じた。
	年二回の評価結果の提出状況はいずれも100%となり、機構内で一定の理解が得られ
	ていると判断できる。16年度上半期の評価より、試行的に旧課長職以上の職員を対象と
	して評価結果を12月の賞与に反映させた。
	 (2)適材適所の人事配置の実績 (指標:適材適所の人事配置の実績)
	早期退職者の増加及び育児休職者の増加等の要因により在外事務所への人員シフトは
	計画よりも進捗に遅れが生じたものの、初年度の人員再配置は概ね計画どおり達成した。
	また、平成16年4月の組織改革とチーム制の導入に伴い、旧課長代理を新たに管理職

(チーム長及び主査)に位置づけ、管理職の責任と権限の明確化及び管理スパンの適正化、

意思決定の迅速化を図った結果、決裁の迅速化などの業務改善、管理職の組織運営に対する る意識の向上という成果が現れた。

平成15年度には、機構の人事制度設計において「求める人材像」である基準人材像について定義を整理した。16年度は、この基準人材像に基づいて初期ローテーションモデル(キャリアパスモデル)を設定した。基準人材像とは、「援助マネジメントのプロフェッショナル」と定義し、事業を的確に遂行するために必要なマネジメント能力と、「国・地域」や「課題・分野」に関する専門能力とで構成されるものである。基準人材に至る前の職員の配置については同ローテーションモデルに基づき適材適所の配置に努めるとともに、人事評価面接を通じた人材育成に努めた。

2.職員の能力開発(指標:職員の能力開発の実績)

援助マネジメントのプロフェショナルとしての基準人材像に到達するため、職員が備えるべき能力の育成に関して、職務を通じて専門性を蓄積できるよう職員の専門区分設定及びキャリアパスモデルの策定を行った。また、上記基準人材像に到達するために必要とされる基礎的な研修項目の抽出を行い、研修体系表として取りまとめた。管理職や職員が総合的な能力開発について理解を深めるため、新人事制度及び職員研修制度からなる機構の人材育成の方針について整理したハンドブック(案)を作成した。さらに、より高度な能力育成に対応するために、国際協力総合研修所の知見を戦略的に活用することとし、新たな研修プログラムの開発を同研修所が中心となって推進することにした。

平成16年度の既存の職員研修については、「階層別研修」1,970人、「専門研修」753人、「語学研修」422人を実施した。階層別研修受講人数が多いのは、人事評価制度の導入に伴い、集中的に目標設定および評価者研修を管理職向けに実施したためである。専門研修については、特に新設コースとして、ジェンダー分野(参加型研修など)、国を見る視点を養うシリーズなどを実施した。

この他、国際機関との人事交流、省庁との人事交流、職員の専門家としての派遣など、 実務を通じた職員の能力開発の機会を提供した。

評定方法 独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定す る。 ・勤務成績の評価の実績 ・適材適所の人事配置の実績 ・職員の能力開発の実績 評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 新人事制度の導入とその定着のための取組が行われ、人事配置についても 在外強化のための在外事務所への人員シフトが進んでいるほか、機構の定め Α る基準人材像に至るまでのローテーションモデルに基づく適材適所の配置に 努めることとしている。職員の能力開発のための各種研修も行われている。 全体として中期計画の達成に向けて「順調な」状況といえる。 今後は、在外事務所への人員シフトの具体的な効果を検証することが重要 である。

小項目 No.32 常勤職員数と人件費総額

大項目	7 . その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
中項目	(2)人事に関する計画		
小項目	(口)人員に係る指標		
	期末の	常勤職員数を期初の3人減とする。	
	(参考1)		
	期初の	常勤職員数 1,329 人	
	期末の	常勤職員数 1,326 人	
	(参考2)		
	中期目	標期間中の人件費総額見込み 54,925 百万円	
	但し、	上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職	
	者給与、	技術協力派遣職員給与、法定福利費及び児童手当拠出金に相当する範囲の費	
	用である	ა .	
業務実績	平成 1 6	年度末の常勤職員数は1,328名(平成16年度採用者で、本人の都合によ	
	リ平成17	年4月1日入構となった者を含む)となった。	
	また、平	成16年度の人件費は、予算額15,454,220千円に対し、支出実績額	
	15,076,809千円であった。		
評定方法	独立行政注	人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定す	
HI AE/J/A	多。	スがらikinがが、	
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)	
		平成16年度末の常勤職員数、平成16年度の人件費ともに、概ね予定ど	
	Α	おりに進行しており、全体として中期計画の実施に向けて「順調」な状況と	
		いえる。	
		なお、機構の役職員の報酬・給与等の水準について平成16年度分につい	
		ての公表資料を基に検討した。その際機構からは、16年度の機構の給与水	
		準は、国家公務員の給与水準を上回っているが、これは、職員の勤務地や学	
		歴の違い、途上国勤務が前提となっている等の機構の特殊事情による部分が	
		大きいとの説明を受けた。機構では、新人事・給与制度の導入等人件費総額	
		を削減する取組みを導入しているところであるが、職員給与水準については、	
		今後とも機構の業務に見合うものとなるよう注視していく必要がある。	

小項目 No.33 外部監査の実施等監査の充実

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項		
中項目	(3)その他中期目標を達成するために必要な事項		
小項目	(イ)監査の充実		
	外部監査の実施等監査の充実を図り、適正な業務運営を図る。		
VII L - L - L - L - L			

業務実績

会計監査人による外部監査を実施するとともに、内部監査を実施し監査結果に基づく改善の指示・再発防止への注意喚起を図った。また、無償資金協力事業における技術的監査を実施した。

1 . 会計監査人による監査

会計監査人(新日本監査法人)による監査を、平成16年度の差引簿及び科目台帳を対象に、本部については16年11月から17年3月に、国内機関及び在外事務所については16年9月から17年3月に実施した。

<期中において会計監査人が監査した機関>

4国内機関: JICA札幌、JICA帯広、JICA広尾、JICA横浜

7在外機関:ミャンマー事務所、ウズベキスタン事務所、シンガポール駐在員事務所、 バングラデシュ事務所、ボリビア事務所、英国事務所、セネガル事務所

監査人からは、以下を始めとする指摘を受けたが、いずれの指摘についても、指摘を受けた後、速やかに是正しており、17年度以降に同じ指摘を受けることはないよう改善に努めた。

ア. 有形固定資産の分類(JICA帯広国際)

電話交換機の資産分類は建物付属設備ではなく工具器具備品とすべき、との指摘がなされ、資産分類を修正した。

イ.小切手の発行(バングラデシュ事務所)

平成16年2月末に発行した小切手を同年3月に業者が取りに来た小切手があり、年度末に同様の状況があれば、未払い金に計上するよう要注意、との指摘がなされ、年度末において、同様の状況が発生した場合には未払い金として処理を行うよう徹底した。

ウ.発注と検収(JICA広尾)

物品の購入に当たり、発注者と検収者が同一の場合があり、発注から検収までを一貫 して一人だけで行うことのないよう、少なくとも検収時に他の者が立ち会うようにす べき、との指摘がなされ、発注者と検収者は同一者としないこととした。

2 . 内部監査

内部監査は、理事長直轄の組織である監査室が、本部、国内機関および在外機関(プロ

ジェクト等の協力活動現場を含む)の全組織を監査対象とし、書面監査及び実地監査を行っている。監査の種類は、 年間計画に基づいて実施する定期業務監査と定期会計監査、 課題別監査、 フォロー監査、 随時監査(抜き打ち監査を含む)である。

監査結果の報告は直接理事長に行い、関係部署に対しその改善を指示し、その内容について取りまとめた報告書を全部署に配布し、再発防止への注意喚起を図っている。

平成16年度には、以下の機関を対象に監査を実施した。(*印を付した機関では抜き打ち監査を実施した。)

本部:総務部等13部局

国内:JICA沖縄^{*}、JICA九州^{*}、JICA大阪^{*}、JICA東京^{*}、JICA四

国*

在外:シリア事務所、ヨルダン事務所、ウルグアイボランティア調整員事務所、 ブラジル事務所、コロンビア事務所、ブータン駐在員事務所、 カンボジア事務所、ミャンマー事務所、マラウイ事務所、ザンビア事務所、 南アフリカ共和国事務所、マレーシア事務所*、フィリピン事務所*

なお、平成15年度に行った公認会計士による在外事務所における調達方法の調査結果に基づく提言を受け、在外事務所を対象とした監査においては、当該国の調達環境について現地の弁護士や公認会計士からも情報を聴取、監査を補完した。

3 . 無償資金協力事業に係る技術的監査

4カ国(中国、フィリピン、ガイアナ、モーリタニア)の4案件について実施した。対象案件は、地域的に偏りがないように配慮しつつ、まさに完成しようとしているか、或いは完成間もない案件を選び、契約(技術仕様、設計図書)に合致して完成しているか否か、設計変更等がなされている場合は、適切な手続きが取られていたか否かについて調査を行った。その結果、全案件について無償資金協力ガイドラインに則って事業が適正に実施されていることが確認された。

この監査の特色は、直前までコンサルタントや業者のみならず、先方政府、在外公館、機構の在外事務所など関係者に実施することを伝えない「第三者による抜き打ち検査」である点である。この技術的監査は、今年度で2回目となるが、関係者に対する「抜き打ち」実施のインパクトは大きく、平成16年度の監査結果から、いずれの案件についてもガイドラインに忠実に業務を実施してきたことが伺われた。

なお、監査の対象案件選定(代表性)に関しては、地域に起因して生じる問題のみならず、案件の内容や性質、コンサルタント会社に起因するものもあると考えられるので、今後は過去に対象としていない分野やコンサルタントも対象とする方向。(既に対象とした分野やコンサルタントを対象としないことになると抜き打ち的な意義が薄まるため、毎年対象の分野やコンサルタントを必ず変える、という趣旨ではない。)

また、監査結果の活用については、問題があった場合は対象のコンサルタント、またコンサルタントを通じ業者にフィードバックすることが基本と考えている。仮に他の案件に

	共通する問題が見つかる場合には、無償資金協力部内で教訓として共有することはもちろ	
	ん、関係のコンサルタントにフィードバックすることになる。	
評定方法	独立行政法	人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定す
	る。	
		・外部監査の実施等監査の充実と監査体制の整備の実績
評価	評定	(評定の決定理由及び指摘事項等)
		平成15年度下半期に引き続き会計監査人による監査を実施し、内部監査
	Α	については一部抜き打ち監査の実施や現地弁護士等の情報の活用など充実化
		が図られたほか、無償資金協力事業の技術的監査については第三者による抜
		き打ち監査が引き続き実施された。会計監査人による監査及び内部監査の結
		果は、翌年度以降の改善のために然るべくフォローアップされ、また無償資
		金協力事業の技術的監査の結果についても、問題があった場合はコンサルタ
		ントや業者にもフィードバックされている。以上から、全体として中期計画
		の実施に向けて「順調な」状況といえる。

小項目 No.34 各年度の業績評価と業務運営への反映

大項目	7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
中項目	(3)その他中期目標を達成するために必要な事項
小項目	(口)各年度の業績評価
	各年度の業績に関し、外部有識者を含めて法人内部で評価を行い、業務運営に反映させる。
業務実績	独法評価に適確に対応するため、1)業務実績のモニタリング(年2回)、2)内部の業
	績評価委員会及び外部検討委員による検討、自己評価、3)部署別年間業務計画を通じた
	目標管理、等の仕組みを本格的に稼動させるとともに、外務省独立行政法人評価委員会及
	び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の平成15年度評価結果を機構の各種会議体
	に周知徹底し業務運営へ反映させた。具体的には以下のとおり。

1 . 専管の組織体制による業績管理・評価

平成16年度は、15年度に新たに設置した業績評価のための組織体制により、15年度業績報告及び評価結果への対応、並びに16年度業績のモニタリング、取りまとめ、内部評価等を行った。総務部に設置された業績評価の専管部署「業績評価チーム」が機構の業績のモニタリング(年2回)取りまとめ、評価結果のフォローアップ等を行い、総務担当理事を長とする「業績評価委員会」が業績の報告、自己評価、業務運営への反映等について審議を行い理事会に報告した。また、自己評価の質の向上と客観性の担保を図るため外部有識者3名を外部検討委員として委嘱し、15年度業績報告や16年度の進捗状況等についてその意見を反映させた。

なお、平成16年度の業務実績の取りまとめに当っては、指標毎の責任部署からのヒアリングを行い、特に実績内容の具体的な成果を把握することに努めた。

2 . 業績評価結果の業務運営への反映

外務省独立行政法人評価委員会の評価結果を受け、平成16年度には、15年度に行ったさまざまな制度改善方策の導入等の取り組みが具体的な成果を出すことを念頭において業務運営に注力した。また、実績報告に対する各種の指摘事項については、機構として的確かつ具体的な対応を図り(例:財務諸表に関する指摘を受け、損益計算書付属明細を改善。)この取組状況については16年12月の外務省独立行法人評価委員会において報告した。

また、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見を受けて、国内機関の施設毎の実績、被援助国等における広報活動についても実績を報告できるよう準備した。

3 . 部署毎の業務運営への反映

中期計画に基づく年度計画の達成を各部署の業務運営、人事評価と連動させるため、平成15年度に試行導入した「部署別年間業務計画」を16年度から本格導入した。本部・在外事務所・国内機関の各部署の計画について担当理事が確認をし、本部分については理

事会で討議した。また、16年度上半期の部門長の人事評価から同計画の実施状況を反映 させており、「部署別年間業務計画」を用いて業績評価制度を部署毎の業務運営に関連させ る業務管理が一定の定着をみた。 また、中期計画、年度計画、業績評価指標、責任部署、業務実績等を記載した業績評価 管理データベースによる業績管理の仕組みについても、平成16年度の年度計画の策定か ら進捗管理、実績報告に至る業績評価の一連の作業の過程で定着化している。 4.機構内部への制度の周知 一般職員への業績評価に関する認識の向上のため、業績評価セミナーを開催した (130人が参加)ほか、国内、在外の機関長会議や職員研修などで積極的な説明に努め た。 評定方法 独立行政法人から検討状況・実施状況についての説明等を受け、委員の協議により判定す る。 内部評価の実施と評価結果に関する業務運営への反映状況 評価 評定 (評定の決定理由及び指摘事項等) 外部有識者の参加を得つつ、業務実績報告、評価結果への対応及び業務運 営への反映に取り組んでおり、部署ごとの業績についても「部署別年間業務 Α 計画」の実施状況を評価に反映させる取組が実施され、全体として中期計画 の実施に向けて「順調な」状況といえる。 今後とも、業績評価制度に関する一般職員の認識の向上に努めることが望 まれる。また、業績評価結果を予算へフィードバックすることについても、 可能であれば検討すべきである。